

平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 30 日 )  
第 8 号



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第8号

平成22年11月30日（火曜日）

---

### 議事日程（第8号）

平成22年11月30日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第15号から議案第68号まで  
〔質疑、委員会付託〕
- 第3 議案第33号から議案第35号まで、議案第41号、議案第42号、議案第49号から議案第53号まで、議案第67号及び議案第68号  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第4 議提議案第1号  
〔採決〕
- 第5 意見書案第11号  
〔討論、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第15号から議案第68号まで
- 日程第3 議案第33号から議案第35号まで、議案第41号、議案第42号、議案第49号から議案第53号まで、議案第67号及び議案第68号
- 日程第4 議提議案第1号
- 日程第5 意見書案第11号

---

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治
4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人

26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	萩	原	量	吉
50	番	藤	田	正	美
( 51	番	欠			員)
( 52	番	欠			員)
( 42	番	欠			番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記（事務局次長）	高 沖 秀 宣
書 記（議事課長）	原 田 孝 夫
書 記（企画法務課長）	永 田 慎 吾
書 記（議事課副課長）	米 田 昌 司
書 記（議事課主査）	坂 井 哲
書 記（議事課主査）	竹之内 伸 幸

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一

農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長	清 水 明
教 育 長	向 井 正 治
公安委員会委員長	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	河 合 潔
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員	岡 喜理夫
人事委員会事務局長	堀 木 稔 生
選挙管理委員会委員	宮 寄 慶 一
労働委員会事務局長	小 西 正 史

---

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第33号、議案第34号、議案第36号及び議案第41号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月25日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況はお手元に配付の一覧表のとおりであります。次に、意見書案第11号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上で報告を終わります。

---

人 委 第 181 号  
平成22年11月26日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成22年11月25日付け三議第159号でお尋ねのありました次の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第33号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する  
条例案

議案第34号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第36号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例案

議案第41号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する  
条例案に対する人事委員会の意見

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案第3  
条及び第4条は、一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改  
正等にかんがみ、教育長の期末手当の支給割合等について所要の改正を行うも  
のであり、適当と認めます。

別紙 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事  
委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が本年10月4日に行った  
職員の給与に関する勧告等に基づき職員の給与について所要の改正を行うもの  
であり、適当と認めます。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員の国際機関等への派遣制度に係る人事院規則の一部改正にかんがみ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合等について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規(11月)分)

政策総務常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 80	<p>(件 名) 軽油引取税における課税免除措置制度の存続を求めることについて</p> <p>(要 旨) 軽油引取税の課税免除措置制度が廃止されると、経済状況の厳しい中で砕石現場内において油圧ショベルなどの重機やさく岩機等に大量の軽油を使用している砕石企業にとって、価格転嫁が極めて難しくより一層経営状況が厳しくなることから本制度の存続を請願する。</p> <p>(理 由) 砕石業界では、社会資本整備・充実の基礎材料である骨材の安定供給に努めてきたが、我が国の経済は金融危機以降の厳しい状況から徐々に回復してきているものの先行きは不透明であり、さらに建設市場の長期予測は厳しく、また公共事業予算削減の中で骨材需要が減少し非常に厳しい経営状況となっている。 このような中、平成20年5月に道路特定財源は、同制度の廃止に伴い平成21年度から全額一般財源化され、</p>	<p>津市桜橋2丁目 177-2 三重県砕石工業組合 理事長 中川 治</p> <p>(紹介議員) 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年2回

	<p>目的税から普通税に移行されたことにより平成24年3月31日以降、従来利用していた軽油引取税の免税を受けることが出来なくなる。この制度が廃止されると、建設市場が厳しい中、またデフレ経済が進んでいる中で課税分を価格に全て転嫁することはできず、経営が一層厳しく苦しい状況になることは火を見るよりも明らかである。</p> <p>当業界が果たしている優良な骨材の安定供給のためにも軽油引取税の課税免除措置制度を存続する必要がある。</p>		
<p>請 81</p>	<p>(件名) 県機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施を求めることについて</p> <p>(要旨) 県機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施について、関係機関に指導されるよう請願する。</p> <p>(理由) 行政書士法(以下単に「法」と言う。)は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的と」(法第1条)して、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類」等を作成することを、本人又は他の法律により作成権限を有する者が作成する場合を除き、行政書士の独占業務とし、これに違反した者に対して、罰則をもって臨むこととしている。(法第1条の2、第19条第1項及び第21条第2号)。また、行政書士はその業務を通じて他人の秘密を知り得ることを踏まえ、守秘義務を定め(法第12条)、その能力や資質担保のために、行政書士会への強制加入制度を定めて(法第15条及び第16条の5)、会による官庁側との情報の共有とそれに基づく指導に期待する等の措置を講じつつ、最終的には知事による一定の監督制度も定めている(法第6章)。</p> <p>しかしながら、現実には、作成権限のない者による官公署提出書類等の作成と提出が後を断たない。</p> <p>この作成権限のない者は、当然のことながら、作成権限のある者に課せられる法律上の守秘義務はなく、個人情報やプライバシー等の侵害を引き起こすおそれがあるし、能力や資質担保の制度的な裏づけもないことから、真の意味で行政手続の円滑な実施に寄与することもあり得ない。さらに、直接的な報酬を得ること</p>	<p>津市広明町349番地1 いけだビル2階 三重県行政書士会 会長 伊藤 庄吉</p> <p>(紹介議員) 今井 智 広 稲垣 昭 義 藤田 正 美</p>	<p>22年2回</p>

	<p>を避けつつも「会費」等の名目で結局は高額な料金を得ている場合や、高額報酬を搾取する等の事例もあるように聞き及んでいるが、これらの被害救済は、事後的な司法手続によらざるを得ない等外困難な場合が多いと思われる。</p> <p>これらの弊害を除去し、真の意味で、県民の利便に資するとともに、県行政の円滑な実施に寄与するためには、県諸機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導を実施していただくことが有益であると考えるので、関係機関に対し、特にその窓口における「行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施について」ご指導賜りたく、請願に及んだ次第である。何卒、特段のご配慮をお願い申し上げます。</p>		
--	---	--	--

### 生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 82	<p>(件名) 私学助成を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常費二分の一助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>また、小・中学校においても国の補助に加え、県費の上乗せをしていただきたい。</p> <p>2 保護者負担の軽減のため、就学支援金の実施に伴う高校授業料等減免補助の対象を拡大するとともに、補助額を増額していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。</p> <p>子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>また、本年度から高校授業料就学支援金が支給され</p>	<p>津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 篠田 正道 外20名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>今井 智 広 稲垣 昭 義 末松 則 子 中嶋 年 規 青木 謙 順 真弓 俊 郎 藤田 正 美</p>	22年2回

	<p>ているが、県費による上乘せ補助及び入学金補助の対象は低所得者世帯に限定されている。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後、ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>そのような中、平成18年に教育基本法が改正され、また同法に基づく教育振興基本計画には「私学助成その他の総合的な支援」と「学校法人に対する経営支援」が明記されたところであり、これらのことを理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、ここに請願する。</p>		
--	--	--	--

### 健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 83	<p>(件名) 地域生活定着支援センターの事業に関し改善を求め ることについて</p> <p>(要旨) 次の事柄についての改善が図られるよう、国に対して働きかけていただきたい。</p> <p>1 地域生活定着支援センターは、法律により設置されたものではないために、矯正施設等の協力義務がなく、調査の権限等もないので活動が限定される。また、今後の事業の安定性も弱いものとなっている。当事業が法律により規定されるように国に対し働き掛けていただきたい。</p> <p>2 国の現在の補助額は100%補助で、1700万円ばかりとなっている。人件費の見積もりは年間240万円の4人分である。常勤職員の生活保障には程遠い額となっている。また、事業の進展とともに経費が多くなっている。事業費全体の増額を国に働きかけていただきたい。</p> <p>(理由) 地域生活定着支援センター事業は、矯正施設(刑務所や少年院など)に収容されている方のうち、高齢や</p>	<p>津市桜橋2丁目 131 一般社団法人三重 県社会福祉士会 代表 南川久美子</p> <p>(紹介議員) 稲垣昭義 真弓俊郎 藤田正美</p>	22年2回

	<p>障がいのために出所後福祉の支援がないと生活が困難な方に対し、服役中から福祉の支援を行い、スムーズな社会復帰につなげていく事業である。</p> <p>現在刑務所では年々高齢者の比率が高くなっていく。多くの場合は、生活困窮による窃盗である。知的障がいがあるために、社会生活がうまくいかず、犯罪に至る場合もある。また、服役中に失明等の身体障がい者となった方もいる。</p> <p>こうした方々は、福祉支援がなければ出所後の生活が成り立たない。生命さえ維持できない方々も少なくない。再犯を犯さないためにも福祉援助による生活安定が必要である。</p> <p>今までは、矯正施設から福祉の支援につなげることはほとんどなかった。地域生活定着支援センターは、矯正や更生保護と福祉支援が結び付いた初めての事業である。</p> <p>当事業は一昨年度から国の補助制度ができ、都道府県事業として実施されるようになった。現在では約7割の道府県で設置されている。民間法人に委託できることから、ほとんどの道府県では委託事業として実施されている。</p> <p>三重県では、平成22年4月1日に三重県社会福祉士会が受託して事業がスタートした。現在までに十数件の出所支援をおこなってきた。そのなかで、様々な支援の困難にも直面している。今後当事業が一層推進されるように上記の点について改善を国に要望していただきたい。</p>		
<p>請 84</p>	<p>(件名) B型肝炎訴訟の早期全面解決によりB型肝炎罹患者の治療体制の確保及びB型肝炎患者の保護政策の形成を求める意見書の採択を求めることについて</p> <p>(要旨) B型肝炎訴訟の早期全面解決により、全国に100万人以上いるB型肝炎罹患者の治療体制の確保及びB型肝炎患者の保護政策の形成を求める意見書の採択をお願いする。</p> <p>(理由) B型肝炎訴訟は、B型肝炎患者・感染者が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして、国を被告として損害賠償を求めた裁判である。</p> <p>この問題については、平成18年6月16日の最高裁判決では、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告につ</p>	<p>大阪市浪速区戎本町1-9-19 酒井家ビル1号館5階 きづがわ法律事務所 弁護士 井上洋子 (事務局長) 外3名</p> <p>(紹介議員) 末松 則 子 中 嶋 年 規 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎</p>	<p>22年2回</p>

	<p>いて、国の行政責任が認められた。また、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法においても、匡自身が集団予防接種により被害を出したことの責任を認めており、国の加害者としての法的責任はより一層明確になっている。</p> <p>このような状況の中、現在、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害を求める訴訟が、全国10地方裁判所で係争中である。すでに本年3月、札幌・福岡の両地方裁判所が相次いで和解勧告を行い、大阪地方裁判所も和解による解決を促している。しかしながら、国は和解協議に応じると言いながら、被害者の救済に向けた誠意ある対応を取っておらず、解決を引き延ばしている。解決を待たずに亡くなった原告はすでに10名を超え、解決まで一刻の猶予も許されない。</p> <p>B型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。原告のみならず、多くの肝炎患者は、今後の病状悪化に対する不安や、多額の治療費の自己負担額、そしていわれなき差別・偏見に苦しみながら日々生活している。</p>	
--	--	--

### 教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 85	<p>(件名) 30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 平成23年度の小学校1年生、2年生において、30人学級で25人以上という条件、中学校1年生においても、35人学級で25人以上という下限条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校に少人数学級を計画的に実施する努力をすすめること。</p> <p>(理由) 「ひとりひとりの子どもを大切にされた教育の保障」 「豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには少人数学級の実施が最も有効な施策である。 三重県においても、平成15年度から小学校1年生、16年度は小学校2年生まで、「30人学級」17年度は中学校1年生で「35人学級」と前進してきている。 しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりがな</p>	<p>四日市市笹川1 - 52 - 16 吉野 啓子 外4506名</p> <p>(紹介議員) 萩原量吉 真弓俊郎</p>	22年2回

<p>い。また、現在実施されている少人数学級編成には、1学級の定数を25人以上とする条件が設けられている。つまり、単学級の学校は初めからこの制度を享受できないという、教育の機会均等の原則に反する大きな不平等を8年間にわたって被っていることになる。こうした学校が県内で、今年度は小学校1年生で64校、2年生で60校、中学校1年生で12校存在する。</p> <p>(H22.4.1付 県教委の資料より)</p> <p>社会状況の変化に伴って、初めから30人以下の学級も県下には相当数あるが、統計を取ってみると、小1では、増学校が74校に対して、実現できなかった数が64校、小2で76校：60校、中1で41校：12校が25人の条件にひっかかって実現していない。</p> <p>県教委は、この対策として、非常勤講師による、一部の教科を少人数指導で行っているが、現状は、小、中、高を問わず、子どもたちの生活全般において、個別指導、支援、見守り、観察などの教育活動を必要としているのである。こうした指導は、少人数学級でこそ実現が可能なのである。</p> <p>県下の子どもたちが等しく「30人以下」「35人以下」の学級で学ぶことができるようにしていただきたい。</p> <p>さらに、小・中学校・高等学校全体に少人数学級を計画的に進めていく努力をしていただきたい。</p>		
--	--	--

意見書案第11号

真の地域主権の確立を求める意見書案

上記提出する。

平成22年11月29日

提出者

地域主権調査特別委員長

森野真治

真の地域主権の確立を求める意見書案

地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を活用して、それぞれの地域において富を生み出すといった地域の活力を引き出すには、地域住民が自らの判断と

責任で地域の諸課題に取り組むことができる地域主権の実現が不可欠である。

国による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大等を盛り込んだ地域主権改革関連3法案の成立は、改革を進める上で第一歩となるものである。しかし、これらは、第174回国会に提出されたものの継続審査となっている。

また、本年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱においては、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など広範囲の分野にわたる取組方針が示された。しかし、出先機関の事務・権限仕分け（自己仕分け）における各府省の姿勢は、極めて消極的であった。また、ひも付き補助金の一括交付金化は、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的かつ効果的に財源を活用することを可能とするためのものであったが、国の財源捻出の手段であるかのような議論がされている。

よって、本県議会は、国において、真の地域主権を確立するため、下記の事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地域主権改革関連3法案の速やかな成立を図ること。さらに、この法案の一つである国と地方の協議の場に関する法律等に基づく協議の場を通じて、地域の声を国政に反映させる制度を整備すること。
- 2 補完性の原理に基づいて国と地方の役割分担の見直しを行い、政治主導によって国の出先機関の整理に積極的に取り組むとともに、地方が実施することを求める事務・権限を地方へ移譲すること。
- 3 ひも付き補助金の一括交付金化に当たっては、その対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。なお、法令に基づくナショナルミニマムを確保するために要する経費については、一括交付金化の対象外とすること。さらに、地方が一括交付金を毎年検証し、国と地方の協議の場等において、総額などその在り方について議論及び要望できる仕組みを整備すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣  
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）内閣官房長官、財務大臣  
国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）

---

## 質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。50番 藤田正美議員。

〔50番 藤田正美議員登壇・拍手〕

50番（藤田正美） おはようございます。一人会派「想造」、度会郡選出の藤田正美でございます。一般質問の冒頭に質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして早速質問に入ります。

まず最初に、野呂県政の2期8年についてお伺いをいたします。

去る11月25日、県議会冒頭において、野呂知事は次期知事選に立候補しない旨の意思を表明されました。平成15年4月の三重県知事選に当選されて以来、2期8年にわたり県知事として重責を担われ、三重県の発展に取り組んでこられましたことに対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

それとともに、残された任期ではありますが、野呂知事がこれまで取り組まれてこられました文化力、新しい時代の公、地域政策を三本柱で、しあわせ創造県づくり、県民の幸せのために残された任期をしっかりと取り組んでいただきたいをお願いを申し上げます。

野呂知事は就任以来、県民が主役となって築く県土づくりを掲げ推進されてこられたというふうに私は感じております。2期8年は県土づくり、地域づくりに住民参画をどのように進めていくのか。地域主権の社会をどのように実現していくのか。我々にとっても、住民にとっても、三重県にとっても

重要なテーマであったのではないかと思います。また、地方分権一括法の施行により地方は大きく変貌いたしました。国の主導による市町村合併により、かつての69市町村は29市町村に集約されました。三位一体改革による財源の裏づけがない地方交付税の削減により、地方財政は危機的な状況になりました。

一方、地方分権の中で、地方の施策の自由度も拡大してまいりました。我々議会も議会基本条例や会期2回制など、様々な議会の運営を変えていく取組を通じて知事とも議論をさせていただいてきました。そのような中において8年を振り返り、知事は県民しあわせプランの実現に向けて文化力、新しい時代の公、地域政策の三つの考え方を基本に政策展開をしてこられました。それをどのように総括されているかについてまずお伺いをいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 藤田議員の2期8年の総括をどうするのかという御質問にお答えいたしますが、2期8年の総括という場合は、これは私にとりましてまだ5カ月ほど残されておりますから、本当は3月ぐらいに総括するのがいいのかなと、自分自身は。そして、皆さんが私を評価し、総括していただくのは、もうそれは随時結構なことだというふうに思います。

それで、私の総括はこの第三次戦略計画、（冊子を示す）これはまさに皆さんと議論しながら、これまでの私の2期8年だけではなくて、過去の県政から今の時代の背景、これを考えて、そして、今後三重県がどうあるべきかということを考える。それをベースにしながら、次の時代の三重県政のあり方を考えていく。そういう意味で、私は第三次戦略計画の議論を議会がもう放棄されるような状況を言うておられるというのはいかがなもののかなと。

皆さんが政策の方向を議会もしっかり有意にやられると。議会こそ政策の方向を示すんだと、私はそういう二元代表制というのは間違っていると言って反発もしましたけれども、しかし、そういう意気込みをかつて示しながら、そういう意味では、次の計画というのは執行部と議会の皆さんが一緒になってつくっていくんだと。それに議会もしっかり主体として参画していくんだ

と。こういうお考えであったのかなと、こう思いますが、若干そういう意味では、総括という意味合いを議員のお立場でまとめていただくならば、一緒に議論をやっていただいたら本当はいいのかなと、こう思っておるところであります。

それはともかくも、私の県政を若干振り返って考えてみますと、私は県政は三重県民、あるいは三重県に訪れた方のひとときも含めて人生の舞台づくりであると、こういうふうにとらえてきました。舞台づくりであるからこそ、その舞台の上で舞う主人公、すなわち主として県民であります。県民が主役、主人公でなければならぬ。そして、その県民の皆さんと舞台づくりを一緒に考えていくためには、情報が公開され、県政のことを一緒に考えられる状態にし、そして、舞台づくりであるから一緒に考え、ともに参画してくださいよという形で展開をしようしてきたところであります。

振り返りまして、「本音でトーク」という県民とのフリーなトークも98回やってきました。それから、主に2期目でしたけれども、若い学生の皆さんともいろいろ県政について知ってもらい、話し合いたいということでトーク・イン・キャンパス、これも23回やってきました。ほかにも立命館大学等での講演も4回ほどやってきたところであります。

膝づめミーティングという形で市長、町長とのミーティング、これはそれまでの県政で県と市町が余りうまくいっていなかったという反省に基づいて、私は8年間しっかりやってきたところがございます。こういう取組を基本的にしながら、県民やあるいは市町の首長の皆さんと精いっぱい最大限展開できたのではないかなと、こういうふうに思っておるところでございます。やってきたことについては、もう言えば切りがないほどでございます。今後さらに私としても、自らの県政については3月にかけて総括をしていきたいなと、こう思っております。

御期待されておる答え方というのは、多分次の御質問にどうやって結びつけていくかということなんだろうと思いますが、地域政策とか新しい時代の公、あるいは文化力、これまでの総括の仕方についても、(冊子を示す)この

第三次戦略計画の前編のほうに少し載せておるところでございます。

文化力という観点では、私は三重県の文化政策の基本方針、こういったものを平成20年2月に文化審議会にまとめていただきました。その中で新しい博物館もそうでありまして、それから、平成18年から勉強してまいりました文化力についての文化力指針、こういったものを政策の中にしっかり反映をさせながら今日まで取り組んできたところでございます。

そういう意味では、やや改革、改革という新自由主義的な考えというものの中曽根内閣のころから少しずつ流れができてきまして、自民党に限らず、与党、野党ともそういう傾向が見え、改革競争をやっていく。そのきわみに達したのが小泉内閣でありましたが、そのおかげでこの国は随分悪くなってしまう。その悪くなったことを私自身は市長もやりながら肌で感じていましたから、知事になりましてからやはり経済性、効率性だけを重視するそういったことよりも、もっと感性を高く持って、そして、私たちの生き方というようなそういうところに政策を持っていかなきゃいかん。そういう観点から、文化力に基づくいろんな取組をさせていただこうということによってまいりました。

その最終的な仕掛けづくりとして取り組みましたのが「美し国おこし・三重」でございます。計画を立てまして議会もこれを議決するというようなことになりましたので、次の知事にも縛りをかけてしまうようなことになって申しわけないなど、こう思っておりますけれども、しかし、どうしても大事な取組であろうと、こういうふうに思っております。

それから、新しい時代の公、これはさっきも言いましたように、県政を考えた場合には、人生の舞台づくりですから、一緒に考え一緒にやってくださいよと。それを対等のパートナーとして、県民やいろんなグループに求めて、それで展開していこうということでございますけれども、私はそういう考え方というのがだんだん県民にもなじみ、広がり、そして、いろんな自主的な地域づくりやいろんな活動が展開されるようになってきたのかなど。しかし、今後のことを思えば、まだまだそういった点については、県民の皆さんに一

層御理解いただけるようにしていくということが大事なのかなと、こういふふうに思っております。

それから、地域政策については、やはり県民の皆さんと一緒に考えいろいろやっていくということですが、地域主権という言葉もさっき言われましたけれども、地方分権の高まりの中でやはり県の役割、それから、市町の役割がいろいろあるのかなと、こう思います。そういう意味では、三重県では新しい時代の公という中でそれぞれ県の役割はどうなんだ、市町の役割はどうなんだ、かなり突き詰めて議論をして仕分けもしてまいりました。すなわち、県の県域全体を対象にした県土づくり、これは県の役割であろうと。しかし、県域よりも狭いエリア、これを対象にした地域づくり、これはどちらかといえばやはり市町の役割であり、県は補完をしていく立場なんだろうと、こういう仕分けをしたところでありました。

ちょうど組織議論をやりました中でも県民局をどうするかということについて、市長、町長からは二重行政にもなっているのではないかと。したがって、県の組織検討の中で市町の御意見をいただいたときに、明らかに県議会の御意見と市町の御意見が違ったのは、県議会のほうでは県民局をなくすということについてはかなり抵抗もあったように私は感じました。

ところが、市町はむしろ県民局はなくていいと。二重行政になっておると、こういう指摘がありました。それだけ住民に近いところにある自治体の皆さんは、自分たちが主体となってやっていくんだと。だから、県はそれを補足的に、補佐的に補完してくれる、そういう方向がいいんだと。こういうことでありましたから、かなり思い切ってあのおとき県民局も廃止したというようなことがございました。

そして、東紀州というような特別対策の要るところについては、東紀州対策局も平成18年から設けてきたところでもございましたが、全体については、市町を中心とした地域づくりをどう補完していくかということに、県としては注力してきたところでございます。

特に「美し国おこし・三重」といったものについては、これはきずなづく

りであると同時に、また地域づくりでもあるということから、市町や、あるいは地元の皆さんが主体となって取り組む。そのことについて、県としては、非常にいい一つのモデル的な取組でございますけれども、いい仕掛けとして市町の取組、あるいは地域の住民の皆さんの取組を補完し支援する、そういう取組になっておるのではないかな、こういうふうに感じてもおるところでございます。

いろいろありますけれども、残されました期間、大変いろんな課題がありますので、それに向けてしっかり最後まで取り組んでいきたいと、こう思っております。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

50番（藤田正美） 知事が二元代表制ということを今言われたので、私の基本的な考え方を申し上げたいと思います。プラン、ディサイド、ドゥー、シー、知事がプランを立てる、住民がそれをいいか悪いか決定する、そして、初めて行政はそれを執行するわけです。その結果を住民がまた評価する。これはたすきがけになっているんです。

知事はまだまだ任期があるから総括は云々と言いましたけど、そういう意味でなくて知事がやめられる、次の新しい知事がどなたになるかわかりませんが、やはりこういうプランとドゥーをやってきたこの8年をしっかりとここで議論するということが、この県議会の今回の大きな役割だと思っております。そういう意味では、知事の御答弁はまだ任期が残っているから3月でいいと。この期間をかけてやっていくことが私は大事だと知事に申し上げたいと思います。

そこで、先ほど知事が新しい時代の公、文化力、地域政策、「美し国おこし・三重」、そういうことを述べていただきました。これは本当に知事は多見というか、この先見的な考えをしていただいたと、心から知事の考え方にはすばらしいなと思っている一人でございます。しかしながら、今地域は先ほど言った新自由経済云々という話ですけど、そういう市場経済だけでは社会はうまくいかない。今大変なところに来ているわけでありまして。そういうような

地域づくり、地域政策を今後、知事が今までやってこられた流れを受けてどのようにしていくかということはこれから大変重要なことだと私は思っております。

そんな中で私が1点だけ申し上げたいのは、北川県政のときは県民局に地域の総合調整機能を持たせたと。そして、財源も持たせたと、ある意味では。そして、またそういう地域のそこで課題や実情をくみ上げてやるような流れから、野呂知事になってから、確かに合併して、一番近いところでサービスを提供していく市町村を重視ということはよくわかるんですけど、やはりその政策の中に県は県、市町は市町、そういう意味で県土づくりは県、地域づくりは市町と、余りにも地方分権の名をかりて割り切り過ぎたんじゃないかなと思うんです。そういうことを申し上げたいんです、知事。

その考え方を否定するわけじゃないんですけど、また新しい知事のもとにその政策があっち行ったりこっち行ったりするということは、大変三重県にとっても憂慮なことだし、しっかり地域政策がいかないと、私はこの三重県は元気にならないという思いで知事に申し上げたのでありまして、もう一度知事にその点についてお考えをお聞きしたいと思います。

知事（野呂昭彦） まず、二元代表制については議会の中でいろんな御議論があるかと思えます。藤田議員のおっしゃった意味合いのことは私の思いにより近いと思えますけれども、三重県議会は全国に先進的な議会として二元代表制の議論を随分やっておられて、その議論は相当幅広いものがございましたし、今もあるんだろうと、こういうふうに思っております。今後さらにそれはきわめられていくんだろうという期待をいたしておるところであります。私はそういう中で今後の県についてもいろいろ議論が進んでいくといいなと、こう思います。

それから、後段のことについてでありますけれども、御承知のとおり私は知事になる前に松阪市長を、わずかでありましたけれども、2年9カ月させていただいたところであります。私は知事になって市長のときの2年9カ月という経験はこれほどまた貴重な経験はなかったと、こう思っておるところ

であります。でありますからこそ、市町村長等ともいろいろ議論をやってきました。

昔は例えば生活創造圏づくりなんていうのを三重県はやっておったわけです、北川県政の中で。しかし、あれは市町村長からまことに評判が悪かったわけですね。なぜならば、市町村を飛び越えて直接県がNPOだとか、そういうところと地域づくりということについて進めようとしたわけですね。どちらかという市町村は置いておかれたままで、その仕組みがどちらかというポイントがかかっておったので、かなり反発があったのではないかなと、こう思います。

そういう意味では、あくまでも市町での地域の地域づくりというのは、その町、村、市、こういったところがより主体にまず置かれていなければならない。そういうことからいきますと、県民局の総合調整だとか、そういうことについては、県議会の皆さんは県政と住民という間のことでありますから、それを極めて重視するけれども、市町の立場から行くと少しまた見方が違ってくる。したがって、県民局を廃するかどうかという議論のときも、議会の雰囲気と市町の言われておる雰囲気が違ったわけです。そういう点はこの地域の地域政策を進めていく中で県議会の議員という立場と、それから、多分市や町の首長という立場と考えは微妙に違うところがあると、こう思います。

藤田議員は、かねてから先ほどおっしゃったような主張をされてきたと私も承知をしておりますけれども、私は自分の首長という経験も通し、そして、膝づめミーティング等でいろいろと市長、町長と意見交換をしながら、県が思っているよりも市町の思いというものが地域づくりに対して意欲的、主体的に進んできておるなということを感じました。ただ、そうかと言いまして、藤田議員がおっしゃっておられる意味合いは、じゃ、市町が主体となって住民の皆さんと一緒にやっていく地域づくりに県の支援の仕方や補完の仕方、これはもっともっと考えたらどうだと、こういう点はあるかと思えます。

例えばおっしゃったように、県民局というのは若干の予算を独自で持って、

そして調整もできました。今の県民センターにはそういうものがないのではないかということについては、もう少し考え方を変えていく必要があるのかなと、そんなこともこれまでの検証の中で一つ課題として置いておかなきゃならんという感じはいたしておるところであります。御指摘がそういう点であるならば、私も藤田議員のお考えをしっかりと受けとめて、今後の県政に生かしていかなきゃいかんのではないかなと、こういうふうに考えております。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

50番（藤田正美） 知事ありがとうございます。

私は県民局をもう一度つくれとか、県民局長をつくれとか、そういう懐古主義で申し上げたんじゃないんです。ですから、一番言いたいのは、市町村重視という話の中に意外と団体自治、役所と役所との話し合いがどうも市町村重視というところでひとり歩きしているのではないかなという気が若干いたします。

知事は市長も経験されて、そして、三重県の県政のかじ取りをとっていただいて、知事としては、本当に私が申し上げるのもなんですけど、そういう住民自治、住民が自由に地域のことを考えて参画して、そして、この三重県をつくっていきこうというところに知事も心があると思います。知事は文化力にしる、新しい時代の公にしる、多分本当に考え方はわかっているけど、まだまだ県民に伝えられなかった、そういう気持ちがあるんじゃないかなと率直に思っております。

ですから、私はそういう意味で先ほど県民局のあり方ということの一つの事例で申し上げたのは、地域政策というのは今県がむしろ平均的な施策でやっていく場合は、選択と集中と言われておる中で、やはりこれからは地域の特性に合った県土づくり、これが大きなこれからの方向であると思いますし、知事もそういう意味で臨んでこられたのではないかなと思います。

時間がございませんので、もう少し地域づくり、地域政策について次の質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど知事が申し上げられたので、東紀州対策局のことはもう詳しく申し上げません。私は、先ほど言ったように、地域の特性に合った地域づくりをしていくということがこれからのこの三重県を強くしていく。これは産業面にしても、地域にしても、生活の場面にしても、それぞれ地域によって違うわけでございます。

高齢化と言っても、もう20年前から高齢化が進んでいる地域もあれば、今から都市部においては大量に高齢者が増えてくる、そういう地域もあるということでございますので、地域によって様々な特性があると。それをどういうエリアで、例えば学区区なのか、あるいは経済をともしるところなのか、北川知事的生活創造圏のエリアでもないし、行政のエリアでもない。そういう中山間地域、あるいは農村地域、地域によって生活共同体というようなところがあると私は思うんです。そういうところに施策をしっかり打っていかなくやいかんと、そういうことを申し上げたいと思います。

そういう意味では、南にある政策が北になくてもいいじゃないか、北にある政策が南になくてもいいじゃないかと、私はそういう平均的な県政をこれからするのではなく、地域の特性に合った県土づくりをしていただきたいという思いで、今後県が主体的に取り組んでいただきたいと心から思っております。そういう意味で、まず県のかかわりを何らかの形で担保する仕組みとか、地域の課題を抽出する仕組み、そして、ともに取り組むような仕組みが必要であると思いますので、その点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、今後の地域政策、地域づくりについて御答弁申し上げます。

本格的な少子・高齢化や人口減少が進む中で、地域では将来に対する不安感、負担感が高まっております。また、地域における特性、課題は様々でございますが、将来に希望を持ち、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を形成するためには、その地域の持つ自然や歴史、文化といった様々な資

源を活用しまして、地域の多様な主体が力を合わせて、個性的で魅力と活力ある地域づくりを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

本県では、三重県地域づくり推進条例に基づきまして、地域づくりの仕組みとして、まず一つ目としましては、県と市町の地域づくり連携協働協議会を位置づけております。この協議会におきましては、全県的な政策課題などにつきまして市町と協議、検討を行います。全県会議と、それから、県民センターを単位としまして市町の地域づくりに関する課題を抽出しまして、市町とともに協議、検討を行います。地域会議、これを設けております。もう一つの地域づくりの仕組みとしましては、多様な主体が参画し、地域づくりの実践、展開を支援します「美し国おこし・三重」の取組を位置づけております。

これらの仕組みによりまして、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう取り組んでいるところでございます。地域づくりの推進に当たりましては、これらの仕組みなどを通じて地域の特性や課題を十分把握するとともに、その課題解決に向けた市町等の地域づくりの取組を支援、補完し、多様な主体による自立・持続可能な地域づくりが推進されるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

50番（藤田正美） どうもありがとうございました。

時間の関係もありますので、これ以上地域づくりは議論を後にさせていただきましても、ぜひ県がもう一步踏み込んで地域の課題に対処できるかどうか、県民の声を聞けるかどうか、この地域政策の成否がかかっていると思います。先ほど申し上げましたが、それに平均的な施策を当てるのではなく、地域の特性に合った県土づくり、そういうものを一步踏み込んだ施策への方向転換を今後お願いしたいと思います。

次に、「美し国おこし・三重」なんですけど、知事が今述べられまして、時間の関係上御要望というか、御指摘だけさせていただいて次の質問に入りたいと思います。

この「美し国おこし・三重」というのは26年度まで継続する事業でございます。そして、財政負担も引き続き必要となります。複数年の予算でございます。そんな中で、今、現時点でこれがどうかという評価をする時期ではないと思いますが、せっかく知事が新しい時代の公、文化力、地域政策という三本柱で進めてきたわけであります。これはやっぱり本当に三重県民の県民運動に完全につながっていかねばいけません。そして、これが一番大事なのは、その後の持続性というものがこれから問われるのではないかなと思います。

そんな中で、私はいろんな人に聞くんですけど、パートナーグループの人がしっかり頑張っておられることには敬意を表するわけでございますけど、やっぱりまだまだそういうことが一般の人に浸透していないと私は思います。ですから、県が主体として市町とのかかわりとか、あるいはNPOであるとか、町の中小企業であるとか、県民であるとか、そういう連携をしっかりと取り組んでいく。そういうところに別に予算は要りませんので、県当局の全員がそういうことに対して一丸となってやっていくような姿勢が必要ではないのかなと、私は思っておりますので、そういうことを御要望して、最後の質問に入らせていただきます。

次に、産業振興について質問させていただきます。

以前、私は地域の中小企業を持つ社会的意義を積極的に支援すべきであるという観点で、ソーシャルビジネスであるとか、コミュニティービジネスによる積極的な支援が必要であると提言をさせていただきました。

この図をごらんください。(パネルを示す)この図の右側に市場競争の場、左側に地域生活の場、こういうような図にまとめさせていただきました。縦軸には競争・優位、横軸には地域と社会の共生、こういうふうな考え方でこの図をつくってみました。この図に産業、企業の活動形態、先端分野における競争的活動、いわゆるこの部分ですね。そして、市場で成功を得るための、ちょっと難しい表現ですけど、市場適用的活動、生活の糧を得るための生業的な活動、そして、また生きがいの活動、非営利的活動、奉仕的活動

をここへこのように当てはめさせていただきます。

(パネルを示す)先ほどの図に今国においての新産業ビジョン、三つの柱ということで、国の考え方をここに入れさせていただきます。一つが国際競争力強化、もう一つが地域産業集積高度化モデルによる先端の強化、ここですね。二つ目ですけど、新地域基幹産業育成モデルによる地域資源活用による6次産業化、農林業、水産業の成長産業化、もう一つが地域生活課題解決モデルによる高齢者総合サービス、生活インフラ事業、ソーシャルビジネスによる地域の改善改良、これによって国土、地域の多様な発展を目指すというものであります、国の産業ビジョンというのは。

今、申し上げた先ほどの1番目と2番目の図を重ね合わせると大変複雑な図になるのでありますけど、こんなようなものではないかなと思います。(パネルを示す)詳しくは説明いたしません、産業構造、社会構造などの実態を踏まえた産業づくりによる地域社会強化の重要性がこの図で何となくわかっていただけのではないかと思います。

ここで申し上げたいのは、地域の個別の実態を踏まえた産業振興対策が必要であるということであります。県においても分野別に、あるいは地域別の新産業戦略が必要であると私は考えております。強みを持った分野を県産業の牽引役に位置づけ、さらなる強化を図ること、その効果を中小企業まで波及させるために、中小企業の高度専門化事業転換を強力に推進する施策が必要だと思えます。

まず最初に、国際競争力、産業集積高度化についてお伺いをいたします。

国際化が激しくなってきた中、強みを持った分野を県産業の牽引役に位置づけ、さらなる強化を図り、その効果を中小企業のすそ野まで波及させるために、中小企業の高度専門化事業転換などを強力に推進する必要があると思えます。また、そのことが産業の空洞化を防ぐための手だてとなると私は期待をいたしております。中小企業の高度専門化事業転換などについてどのような対策を行っているのか、あるいはどのような観点から施策を展開しようとしているのかをお聞きいたします。

次に、地域産業育成、地域生活課題解決の観点に立った産業振興対策についてお伺いをいたします。(パネルを示す)この分野ですね。

我々は市場原理だけでなく、社会全体を考えて地域経済の活性化を考えていく必要があると思います。地域の経済を幅広くとらえて、産業構造、社会構造、地域の特性を生かした産業づくりによって社会を強化していく必要があると思っております。私は市場原理の重要性を否定するものではありません。新しい時代の公、文化力というものを産業面から考えた場合、企業などの市場性の原理で競争する社会と同時に、地域社会、地域経済のことを考えた場合、例えば中小企業とか福祉部門というものについて、新しい時代の公の役割を果たすことができる存在であると思えます。

それが地域の特性を生かし、地域の伝統を生かし、地域の活力を増す、それも知事の言うところの文化力ではないのでしょうか。例えばこれまで申し上げていることですが、これまで地域を支えてきた、いつも私が申し上げておるんですけど、中小企業は生産、消費、雇用という経済的な側面だけでなく、地域の伝統、文化を担っており、まさに地域のセーフティネットなんです。命綱なんです。

例えば、地域の雑貨店の御用聞き、電気屋さん、私の地元でも町の電気屋さんがありますけど、うちの年の行った父、母が電気がかえられないと言って頼むとすぐに飛んできて電気をかえていただきます。それは商売といえば商売なんですけど、ある意味では高齢者の福祉を担っているという観点に立つと思います。

私も中小企業やそういう仕事もさせていただいておりますけど、商売人さんとかそういう人たちが、単なるあの人たちは金もうけでやっているんやと、そういう意味じゃなくて、地域の中で先ほど申し上げたような様々な、知事が言われる新しい時代の公じゃないですけど、そういう役割を担っているんだということを私はしっかり認識する必要があるのではないかと考えているところでございます。そういう意味で、このような役割を積極的に評価し、地域に不可欠な要素として、地域に残していかなければいけないと考えてお

ります。

今、地域で、例えば酒屋さんにしろ、豆腐屋さんにしろ、雑貨屋さんにしろ、なくなっていくと。地域においては一つのそういう豆腐屋さんや雑貨屋さんや酒屋さんがなくなるという現象でありますけど、そういうことがこの10年来、山ほど地域社会では起こってきて、本当に大きなこういう社会問題であると我々が認識していかなければいけないと心から思っている次第でございます。

これからは農業、林業、水産業などの1次産業と地域の産品を加工、販売する中小企業がさらにビジネスの中で結びつく時代になっていくと思います。いわゆる町の小規模事業者さんと農家の人が手を結んでビジネスをやっていく。農家の人が中小企業の人と手をつないでビジネスをやっていく。そういう時代になってきて、様々なそういう地域、また生活の場でみんなが働く場を、活躍する場を私はこれから育てていかなければいけないのではないかなと。そういう意味で、これからこの三重県の産業政策に当たって、産業振興対策を図っていく上においても私は非常に重要であると思います。

そこで、中小企業、地域資源活用、地域課題解決といった地域に密着したビジネスを施策の中で、先ほど言った地域社会、生活の場でそういうビジネスなり、そういうところを産業政策という中でどのように位置づけし、今後取り組んでいくかということは大変重要であると思いますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

もう1点は、これから農業者、小規模事業者が手を結んでいく。町の商売人さんと1次産業が手を結んでいく。そういう中であって、やはり分野が違うわけですから、そういうところをちゃんとマッチングして新しい6次産業化をしていくということは、これからの地域社会にとって大変重要だと思っておりますので、ぜひその辺についてもお伺いをいたします。

質問の最後にもう1点、先ほども申し上げたように、郡部は大変疲弊をしております。市場経済だけでは地域社会は元気にならない、地域社会の課題は解決できない、そういう思いでいっぱいあります。その郡部など人口が

減っていく地域、言いかえれば雇用がない、働く場がない、そういう意味で若者が流出していく。そういう人口減少の地域、また超高齢化社会の地域、ここを三重県が元気にしていくことが、この三重県の元気に私はつながっていくんじゃないかなと。

もうその地域は10年、20年前から経済が縮小しております。言いかえれば生産労働人口が少なくなってきたわけであります。そういうところにこれから本当に真剣に力を入れていかなければいけない。そんな中で今地産地消という言葉がございますが、当然地産地消というものを充実させながら、地域の資源を地域で加工して、これからは他の地域で消費をしてもらう。他の地域で商売をしてもらう。地産他消、地産外商、そういうようなところをしっかりと取り組むことによって、先ほど私が申し上げた地域が元気になってくると。地域に資源が戻ってきて、資本力のないところに力がついてくる。そういう施策をしっかりとやっていただきたい、そういう思いであります。

そういう意味では、なかなかそういう地域は資本力もいろんな面で大変なところでございますので、ぜひそういうことに対して今後地域外から資金を呼び込み、地域内に投資することを支援するための環境整備や支援体制の強化が必要であると思っておりますので、その点も時間があつたらお聞きをさせていただきたいと思っております。

〔林敏一農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（林 敏一） 産業振興についてお答えを申し上げたいと思っております。3点ございますので、少し簡潔にお願いしたいと思います。

まず、中小企業の高度化の取組についてということでございます。産業の集積、あるいは多様な地域資源でありますとか、県が持ちます特色、強みを生かして成長産業を中心にしまして先端的、競争的な産業振興を図っていくと。いわゆる地域に密着した産業振興を図っていく。この二つが県内産業の持続的な発展につなげるためには大変重要なことだと考えております。

これまでも三つのバレー構想を基軸といたしまして、素材部材産業から加工組立産業など、川上から川下に至るすそ野の広いものづくり産業の集積

を図ってきておるところでございます。今後ともこうした取組を引き続き進めますとともに、成長が見込まれます環境エネルギー関連分野などにおきまして企業誘致、先端的な研究開発等、こういったものを進めることで県内企業の取組を促進してまいりたいと考えております。

県内のものづくり、中小企業に対しまして先端的産業の状況でありますとか、自動車産業等の技術動向といった情報の提供、あるいは県の研究所による技術力の向上、そういった支援を行いまして、中小企業の高度化、専門化、新しい事業への進出などを促進し、競争力の強化につなげてまいりたいと考えておるところでございます。これが1点目でございます。

2点目でございますが、地域資源活用や地域課題解決に係る地域に密着したビジネスに関してでございます。現在県内の各地におきまして、地域の様々な団体、個人の方が本県の豊かな自然環境や農林水産物などの地域資源の活用、あるいは子育て支援などの地域の課題解決に向けた各種の取組、事業を進めておみえのところ です。県といたしましても、こうした取組や農林水産業や商工業によります、いわゆる農商工連携事業などをビジネスの視点からとらえまして、地域密着型の産業としてその振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

これまでもみえ地域コミュニティ応援ファンドやみえ農商工連携推進ファンドによりまして、ビジネスのスタートアップの段階からビジネスの各ステージに応じました支援を展開させていただいているところでございます。また、財団法人三重県産業支援センターでありますとか、商工会、商工会議所のコーディネーター、あるいは専門家の派遣といったところで、その活動を御支援申し上げております。今後とも産業支援センター、あるいは市町、商工団体などの関係機関と連携を深める中で、コーディネーター、さらには事業者同士の交流を図る仕組み、そういったものにも取り組みまして、地域資源の活用、あるいは地域課題の解決を目指します地域密着型ビジネスを推進してまいりたいと、このように考えております。

3点目でございます。地域資源の活用につきましてはビジネスとして成功

させるということで、地域内の産業としていくということで考えています。特に地域外における販路拡大をしまして、売り上げを確保していくということが大きなポイントではないかと考えておりました、先ほどの続きのようになりますが、商工団体、金融機関との連携を深めまして、新たな販路、市場の開拓を促進してまいりたいということで考えております。

最後に、中小企業のことを少し述べさせていただきます。厳しい経済環境、人口減少という中で、中小企業にとってはこれまでの事業活動、地域貢献が大変困難になってきております。先ほど議員がおっしゃいましたが、これまでも事業承継ということで各団体による継続支援をさせていただいていますが、これからは若者などの新しい担い手を確保していくということで、町の商店など既存の事業を引き継いでいくことが大変重要ではないかと考えております。今後とも、後継者に悩みます経営者の方と創業志望をされる方とのマッチング等に取り組みまして支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

50番（藤田正美） ありがとうございます。3分残していただいたので、少し申し上げたいと思います。

本来に地域社会が大変厳しくなっている中で、いろんな産業政策というのは、先ほど申し上げたような横軸で考えていくということがこれから私は大変重要であると思っております。先端技術であるとか、あるいはそういう利益を得るための一般的な経済活動であるとか、また、先ほど言ったような地域の中で密着してビジネスをしながら、地域の課題であるとか、地域のきずなであるとか、そういうものをつくることによって地域が元気になっていくようなそういうビジネス。また、生きがいというか、おじいさん、おばあさんがちょっと農産物を道の駅に出す。そういうふうな横軸で物を考えていく。そんな中にこれから私は地域の特性をしっかりと把握して、産業政策を打っていくべきではないのかなと心から思っております。

どうか野呂知事、先ほど申し上げたように、この8年間大変御苦労様でご

ございました。しかし、あと残りの任期は次の新しい三重県のために、どのような施策の基軸を展開していくかということが大事だと思っておりますので、残された任期でございますが、体を十分にたわっていただきまして、最後の県政を元氣な議論ができ、そして、その結果、すばらしい三重県づくりにつながるという思いでぜひよろしくお願いをいたしまして、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）議長（三谷哲央） 1番 長田隆尚議員。

〔1番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

1番（長田隆尚） 皆さん、おはようございます。亀山市選出、新政みえの長田隆尚でございます。

早いもので、ちょうど2年前の本日は、私の補欠選挙の日でございました。当時はリーマンショック後の米国発の世界的経済危機により、三重県は深刻な影響を受けており、議員にならせていただいた直後の平成20年12月には、三重県緊急雇用・経済対策会議が設置され、翌21年2月の補正予算で第一次の緊急雇用・経済対策が発表されました。そして、平成21年5月には平成21年度三重県雇用・経済対策推進方針が策定され、今月まで第十一次にわたる緊急雇用・経済対策が発表されてまいりました。

そんな中、先日知事は3選の不出馬を表明なさいました。引退の表明は、就任当初から県政を展開するのに2期8年は十分な時間だと思っていたということでした。先ほど藤田議員のほうから野呂県政2期の総括について質問があり、県民しあわせプランにつきましては既に総括されましたので、私のほうからは緊急雇用・経済対策について総括をお伺いしたいと思います。

（パネルを示す）この表は第一次から第十一次まで、緊急雇用・経済対策を雇用、経済、生活に分けて金額ベースで示したものです。総額693億円です。この表を見ていただきますと、例えば第八次では景気は着実に持ち直したが、失業率が高水準であるなど、県内の雇用情勢は厳しい状況にあることから、さらなる雇用機会の創出のため、国の雇用創出基金事業を活用した追加的な雇用対策を実施しますという方針のもとに、雇用対策のみが実施されたり、

第十次では地域の防災対策を進めるために、経済対策のみが実施されたりする等、おのおの方針のもと実施されてきました。

その中で県単の年度末の融資制度につきましては、昨年11月に第六次緊急雇用・経済対策として小規模事業経営サポート資金の追加メニューが出されました。これは利子補給の上乗せと金融機関の協力による利率低減を行うことで小規模事業者が資金調達しやすく、借入負担を軽減すべく実施され、同じくマル経融資につきましても利子補給を行う制度が実施されました。

本年3月の予算決算常任委員会の総括質疑で申し上げましたが、その時期が12月1日からを対象としたものであるのに、11月下旬の追加では少しタイミングが遅く、もう少し早い時期に取り上げるべきではなかったのかというようなことを質問させていただきました。

その答弁としまして、当時の林農水商工部理事から、融資制度の周知については報道機関への資料提供をはじめとして、県のホームページへの登載、県内の商工会、商工会議所、あるいは中小企業団体中央会等の広報紙に情報を登載していただき、各会員に行き渡るようにするとともに、各団体の方へ説明会を開催したり、パンフレット、チラシ等を金融機関に配るなど、様々な方法で周知を行っている。年度末における小規模事業経営サポート資金については、期限限定の金融支援策であるので、周知期間を考慮して、昨年11月からこの2月にかけて数回にわたり新聞広告を行いPRをするるとともに、3月には新たに中小企業等支援説明会で中小企業、商工団体の方に事業の説明会を行いたいと考えているという、最大限効果のあるようにPRするとの答弁をいただきました。

そんな中、今年も小規模事業経営サポート資金の制度が昨年と同趣旨で、また、同じく11月の第十一次緊急雇用・経済対策として出されました。出ないより出たほうがいいわけですが、切れ目なく効果的な緊急雇用・経済対策というのであれば、もう少し早くこの施策を出されたほうがより効果的で、小規模事業者の年末に対する不安を和らげることができたのではないかと思います。これは一つの例ですけれども、知事としてこれまでの緊

急雇用・経済対策について、その出す時期も含めてどう総括され、今後どのような方向性を持って進めるべきと試みてみるかについてお伺いしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） これまでの取組の総括ということでございますけれども、県におきましては、平成20年秋以降の非常に厳しい雇用・経済情勢に迅速かつ的確に対応していこうということで、庁内に緊急雇用・経済対策会議を設置させていただいております。平成21年度及び22年度に三重県緊急雇用・経済対策推進方針というのを策定いたしまして、雇用、経済、生活、この三つを柱といたします総合的な対策を講じてきたというところでございます。

御指摘がありましたように、これまで十次にわたる、そして、総額では680億円余りの対策を通じまして、雇用機会の創出でありますとか、中小企業の経営安定化や新分野へのチャレンジ支援等に取り組んできたということでございます。この結果として、新たに約9000人の雇用が創出をされましたほか、倒産件数は平成19年以降ほぼ横ばいに推移をいたしておりますなど、県内の雇用・経済情勢の安定化ということについては一定の成果があったのではないかと、こう思っております。

今、現状として、県内の経済は一部に持ち直しの動きが見られたり、指摘されたりしておりますけれども、一方ではデフレ、あるいは円高等の影響によりまして、景気の先行きには非常に不透明感が広がっておりますでございます。

また、雇用情勢についても、有効求人倍率は改善傾向にあるとはいいいながら依然として低いものでございますし、特に若年者、来春卒業予定者の就職内定率も、みんなの努力で昨年よりはちょっといいぐらいになってきたといえますけれども、実態としては、これから年末、そして年度末に向けてさらに厳しい状況があるのではないかと。さらには、来年、再来年はもっとまた悪くなるということについての懸念も指摘をされたりしておりますのでございまして、そういう意味では、この雇用環境、そして、将来の経済についても

非常に厳しく認識をしていかなければならないと、こう思います。

このため、今年度について間断なくこの緊急雇用・経済対策を進めているところでございますけれども、国のほうで成立をしました国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策、これに係る補正予算に対しましても速やかに取り組んでまいりたいと、こう思っております。ぜひまたそういった緊急の対応についても議会のほうでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、年が明けて来年度の予算につきまして、これは骨格的予算として編成をしまっている予定でございますけれども、この中にもやはり緊急雇用・経済対策を盛り込んでいかなければならない。国ともしっかり連動しながらと思っております。御指摘いただきましたように、引き続き迅速かつ的確な対応ができるようにいたしていきたいと、こう考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔 1 番 長田隆尚議員登壇 〕

1 番（長田隆尚） どうもありがとうございました。

先ほど年度末のことも考えてということではございました。雇用・経済情勢をかんがみながら、また、知事の任期中に第十二次の緊急雇用・経済対策が打ち出される可能性もあるかもわかりませんので、ぜひとももっと切れ目なく効果的に緊急雇用・経済対策を実施していただきますとともに、知事が元気に任期を最後まで責任を持って全うされることを祈念して、この項は終わりたいと思います。

それでは、続きまして道路・河川等の維持管理におけるボランティア団体の活用について伺いたいと思います。

昨年12月の一般質問で、道路・河川の除草対策、河床の除草、維持対策等、道路・河川の維持管理について質問をさせていただきました。そして、道路わきの除草については、通行者の安全性の向上、施工時の交通規則の削減のため、交通量の多い幹線道路等を対象に、張りコンクリート、防草シート、土系の舗装等に今後とも積極的に取り組み、縁石と舗装のすき間に生える草については現在シールの設置、樹脂の塗布、充てん剤の注入、すき間から草

が生えにくい構造の縁石の採用を行っているが、初期投資には費用がかかるため、鋭意予算の確保に努めるとともに、試行の結果を確認しながら積極的に取り組んでいきたいとの答弁をいただきました。

また、河床掘削や河床整理については、順次土砂撤去を行うとともに、河川の維持管理事業としての方法、河川の護岸整備に合わせて河床掘削を行う方法、砂利採取を活用して行う方法の三つの方法も加えて行う。そして、道路・河川の維持管理については、自治会等のボランティア活動も活用していきたいとの答弁もいただきました。

そして、本年度からは草刈り等補助制度につきましては、ふれあいの道事業におきまして「県管理道路の道路延長がおおむね500メートル以上」という規定を、「ただし、作業を実施する区域を含む地域の区域内において、県が管理する道路延長が500メートル未満の場合で、かつ建設事務所長が特に必要と認める区間については、県が管理する実延長の合計が250メートル以上でもよい」、自治会委託事業におきましては、「除草面積が1000平方メートル以上」という規定を、「ただし、作業を実施する区間を含む自治会の区域内において、県が管理する区域の除草面積が500平方メートル以上1000平方メートル未満の場合においても、建設事務所長が特に必要と認める場合は要件を緩和する」というふうに改定をいただきました。

また、道路美化ボランティア活動助成事業、河川・海岸美化ボランティア活動推進事業におきましては、作業品目の対象を増やしていただくなど、御尽力をいただいております。このことについては、まずは深く感謝を申し上げます。

そんな中、道路美化ボランティア活動助成事業、河川・海岸美化ボランティア活動推進事業につきましては、作業物品の対象を増やしてはいただきましたが、ごみの処理に困っているという声をよく聞くようになりました。おのおの要綱を見せていただきますと、道路美化ボランティア活動助成事業、河川・海岸美化ボランティア活動推進事業において、本来地域住民が自主的に行う道路、あるいは河川・海岸の草刈り、清掃等の活動を支援することに

より、ボランティア活動の拡大及び道路、あるいは河川・海岸の愛護意識の高揚を図ることを目的としており、その支援として、保険料の負担及び作業内容等を考慮したその他の支援も行うとあります。

県では手が回らないのでボランティアをお願いするというものではありませんが、維持管理費が逼迫する中、このようなボランティア団体を活用していくことも必要であると考えますが、その支援にごみの搬出等についても考慮すべきではないかという点についてお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 道路や河川に係るボランティア活動への県の支援についてお答えいたします。

道路、河川などの管理上必要な草刈りにつきましても、業者や自治会等に契約行為に基づきまして委託しているところでございます。一方で、多様な主体の参加によりますボランティア活動に対しましては、ふれあいの道事業、美化ボランティア活動助成事業及びフラワーオアシス推進事業といった支援制度を設けまして、各団体で申請をいただくことにより作業に必要な物品等の助成を行っております。

昨年度はこれらボランティア活動に県内各地で約500団体、7万人を超える方々に参加いただき、清掃、草刈り及びその刈った草の搬出など、一連の活動として実施していただいているところでございます。これらはボランティア活動を促進するため、本年度からふれあいの道事業や美化ボランティア活動助成事業につきましても参加条件の緩和、あるいは助成対象となる物品の拡充を行ったところでもあり、これらの効果を検証しながら、地域の皆様がより参加していただけるようこれからも努めてまいりたいと考えております。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） ありがとうございます。

今、検証しながらという意見をいただきました。財政状況が逼迫する中でございますので、少しでも自治会をはじめとするボランティア団体の活用ができるシステムを考えていただきまして、道路、河川の維持管理がより効率

的に推進されるような形での検証をしていただければと思います。

それでは、続きまして獣害対策についてお伺いしたいと思います。

(パネルを示す)この表は、三重県における獣害による農林水産物の被害額をあらわしております。この表を見ていただきましてもわかりますように、その被害はイノシシ、猿、シカによるものがその大半を占めております。その被害を減らす方法としましては、本来その個体数を減らす方法と野生獣とのすみ分けとがあり、三重県としては、一昨年より農林業被害の軽減に向けて獣害に強い地域づくりに取り組む集落への支援、野生動物の適正な生息数、生息域への誘導、獣害対策に係る市町間の広域連携の支援なども行っているとのことでした。

そんな中、まず個体数を減らす対策としましては、狩猟対象となっているイノシシとシカの対策について、昨年の一般質問で申し上げましたところ、二ホンジカにつきましては、平成19年度から第2期特定鳥獣保護管理計画に基づいて、狩猟による捕獲頭数の制限の緩和と有害捕獲許可の頭数制限の緩和を図っているが、猟期の延長については計画に盛り込まれていないため、その計画に盛り込めるよう、二ホンジカの生息密度調査業務の実施をするための二ホンジカふん粒調査を実施しているとのことでした。また、イノシシについては、いまだに特定鳥獣保護管理計画すらないので、計画をつくっていきたいということでした。

(パネルを示す)この表は、三重県及び隣県の狩猟期間の比較表であります。この表のように、三重県は現状では二ホンジカでは滋賀県、奈良県、和歌山県より短く、イノシシについては愛知県東部、岐阜県、奈良県、和歌山県に比べて短くなっています。その後、この二ホンジカについては猟期の延長が計画に盛り込めるのか。また、イノシシについては特定鳥獣保護管理計画のそのものが立案できるのか。そして、猟期の延長についても盛り込むことができるのかについてお伺いしたいと思います。

一方、二ホンザルに関しましては、平成13年に三重県二ホンザル保護管理計画が策定され、農林産物等の被害対策として、電気さくの設置や爆音機等

による追い払いが実施されてきました。しかしながら、被害が増加し、最近においては人間を恐れず、人家周辺までニホンザルが出没し、農林産物等の被害だけではなく、生活被害も散見され、人間との間に深刻なあつれきが生じていることから、県内のニホンザル個体群の分布変化、個体群の推移及び変動を把握し、被害状況の変化等監視を行うなどの体制をとり、ニホンザルによる被害の拡大を阻止し、許容範囲まで軽減し、あつれきを解消することによって人間とニホンザルとの共存を図ることを目的に、本年三重県ニホンザル保護管理方針が策定されたとのことでした。

この方針は農業被害、生活環境被害の軽減、地域個体群の安定維持の目標を定めるものですが、この方針だけでは地域ごとの個体調整であるため、一歩踏み込んで三重県全体の個体数調整を行うよりどころとするために、鳥獣保護法に基づくニホンザルの特定鳥獣保護管理計画の策定まで進める必要があるように思いますが、このニホンザルの特定鳥獣保護管理計画についてもあわせてお伺いしたいと思います。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 特定鳥獣保護管理計画と猟期の延長のことでございますが、まずニホンジカにつきましては第2期特定鳥獣保護管理計画、これは平成19年から23年までを期間とするものでございますが、これを策定し、19年度から狩猟による捕獲数、それから、有害捕獲許可頭数の制限を緩和しております。

その捕獲実績を見ますと、平成18年度の6471頭から平成21年度には1万979頭と大幅に増加しております。それから、一方生息数、これはふん粒調査によります生息数等の推計値でございますが、これを見ますと平成19年の計画当初には約5万3000頭であったものが現状では約7万7000頭と推定されておりました、個体数が増加している状況にあると言えます。

また、イノシシにつきましても、平成19年度から有害捕獲の許可頭数の制限を緩和しております、捕獲実績のほうも平成18年度の5978頭が平成21年度には7434頭に増加しておりますが、シカも含めまして、先ほどの表にもご

ございましたように、農林業被害は依然として高い水準のまま推移しているということが言えると思います。

このようなことから、本年度の狩猟期間を、従来は2月15日が期限でございますが、これから1カ月延長して3月15日までとなるようにしたいと考えておりました、この狩猟期間の延長を盛り込んだニホンジカの特定鳥獣保護管理計画の変更、それとイノシシの特定鳥獣保護管理計画の策定作業を進めておるところでございます。現在計画案について学識経験者の意見を聞いておるところであり、12月中に公聴会の開催、それから、自然環境保全審議会への諮問、これを予定しておるところでございます。

また、ニホンザルにつきましては、本年3月に保護管理方針を県として策定したところであり、この管理方針に沿って県内各地で追い払い、あるいは防護さく設置などの対策を進めていただいておりますが、今後は被害の多い地域の実態把握に努めながら、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定につきまして検討していきたいと、このように考えてございます。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） ありがとうございます。

ニホンザルについては今後の検討課題であるということでございますが、ニホンジカ、またイノシシにつきましては3月15日まで延長する方針であるとのことでした。ニホンザルにつきましてはぜひとも検討いただきまして、一日でも早く着手できるようなことを期待したいと思いますし、ニホンジカ、イノシシにつきましては、もう今年の狩猟期間は始まっておりますが、来年度からと言わず、本年度からでも延長できるような形で努力していただきたいことをお願いしたいと思います。

では、次に県と市町との連携による獣害対策についてお伺いしたいと思います。

この冊子は獣害に強い地域づくり取組紹介集でございます。（冊子を示す）この冊子を読ませていただきますと、獣害に強い地域づくりには次の四つを

地域ぐるみで取り組むことが必要であると書かれております。まず第1に、えさ場をなくすこと、第2に、隠れ家をなくすこと、そして、第3に、防護さくで囲むこと、第4に、猿については追い払い、イノシシ、ニホンジカについては捕獲することとあります。

先ほど環境森林部長のほうから、イノシシ、ニホンジカにつきましては狩猟期間を延長する方針であるとの答弁をいただきましたので、他府県との整合性はある程度図られるようになりますが、一方、イノシシ、ニホンジカの有害駆除につきましては市町の権限であり、市町が独自に行うこととなります。おのおのの市町で勝手に有害駆除を実施し、お互いの市町で勝手に追い払いを繰り返すのでは意味がありません。三重県では県と市町との連絡会議として地域獣害対策連絡会議がありますが、市町ごとの有害駆除についてはそこでどのように調整しているのか。また、どのように連携をとっているのかについてまずお伺いしたいと思います。

そして、あわせて、有害駆除された捕獲鳥獣の処理についてもお伺いします。

狩猟の場合はよいのですが、有害として駆除する場合にその捕獲鳥獣の処理に困るという話もよく聞くようになりました。今、鳥獣保護防止特措法に基づく被害防止計画を作成している場合、補助事業として市町が負担した防護さくの設置費、わな等の購入費及び鳥獣買い上げ費の駆除経費に加え、捕獲鳥獣の処分経費及び鳥獣被害対策実施隊に要する経費についても交付税が交付され、総費用の90%が措置されるという制度がありますが、これについても、運営費用まで含めますと各市町が単独で行うより協働して行うほうが効率がよいと思われる場合もありますが、先ほどの地域獣害対策連絡会議で、その連携につきましてはどのように協議されているのかも伺いしたいと思います。

また、三重県では、有害鳥獣捕獲促進事業費補助金という制度で、農林業への被害防止を目的に、有害鳥獣捕獲として実施するニホンジカのメスジカの捕獲及び処理に関する事業につきましては、1頭につき1万円以内の補助

を市町に補助していますが、今後もこのメスジカの捕獲についてはその支援を続けていくのか。また、県として、新たにオスジカ、イノシシへもその対象を拡大していくのか。その点についてもお伺いしたいと思います。

以上3点よろしくお願いたします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから、有害鳥獣の捕獲処理のことについてお答えいたします。

メスジカの捕獲支援につきましては、林業被害が顕著であること、それと、増え過ぎたニホンジカの個体調整を進めるということで、平成19年度からメスジカの有害鳥獣駆除を行う市町を対象に、捕獲に要する経費について支援を行ってきたところでございます。来年度以降、今後でございますが、メスジカも含めまして、オスジカ、イノシシ、猿の捕獲促進策につきましては農林業被害の状況を踏まえ、農水商工部とよく連携し検討してまいりたいと、このように考えております。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 有害鳥獣捕獲や捕獲鳥獣の処理の連携についてお答えをいたしたいと思います。

野生鳥獣の被害は年々深刻化をしており、その対策の一つとして、各市町において有害駆除が行われているところでございます。しかしながら、野生鳥獣による被害は広域化、多様化する傾向にあり、地域が連携して獣害対策に対応することは効率的、継続的な対策を実施する上で重要であると考えておるところでございます。

そこで、有害駆除につきましても、対象とする鳥獣や地理的状況等により、地域がその捕獲や捕獲鳥獣の処理を連携していくことで効果を発揮するものと考えており、今後、地域獣害対策連絡会議等におきまして連携の効果、課題などについて市町と協議をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） ありがとうございます。

先ほど地域獣害対策連絡会議等でも検討したいということでございました。市町との連携のもと、効率的に獣害対策が進められるような形で運営していただきたいと思います。

一方、ニホンザルにつきましては、特定鳥獣保護管理計画を検討するという答弁をいただきましたが、現段階では追い払いが中心となっております。そこで、この追い払いについてお伺いしたいと思います。この追い払いは集落からの追い払いで、例えばAという集落が追い払いをして、ニホンザルが山に逃げていくのであればよいのですが、Bという集落に逃げ込むということも想定されます。

そこで、そのA・Bなどの連携した追い払いについてはどう対処していくのか。また、県として、地域獣害対策連絡会議で市町と連携して獣害対策を行っていただいておりますが、その中で地域ぐるみの追い払いについては協調して行っているのか、情報の共有を行っているのかについてお伺いしたいと思います。

また、ニホンザルの流動域につきましては、例えばサルどこネットなどが行っております。そのようなNPO団体との連携の中でテレメトリー、電波発信機ですが、その購入費用、生息分布調査の調査協力員の日当等は市町を通じて行うことかもしれませんが、そのような団体と中央農業改良普及センター等、三重県との連携についてはどう考えているのかにつきましてもあわせてお伺いしたいと思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） ニホンザルの追い払い等につきましてお答えをしたいと思います。

ニホンザルは野生動物の中でもとりわけ環境順応性が高い上に、移動能力にすぐれております。このため、捕獲や侵入防止さくの設置に加えまして、地域ぐるみの追い払いやえさ場の除去などを行う獣害に強い集落づくりをモデル的に進めているところでございます。

この取組について、より効果を上げるためには、猿の移動範囲にある集落の連携が有効であり、県内においても地域や集落間の連携が一部では行われているところがございます。そこで、地域獣害対策連絡会議等の場を活用いたしまして、具体的な取組情報の共有や地域においた連携のあり方について協議をしてみたいと考えておるところでございます。

また、電波発信機を活用いたしました群れの位置情報や出没情報を共有することによりまして、ニホンザルの追い払い効果を高め、農作物の被害を大きく削減した地域がございます。このような取組の中には、NPO法人やボランティアとの連携により効果を上げているところもあることから、県といたしましても、それらの連携事例を紹介していくとともに、ボランティアなどの多様な主体との連携のあり方や電波発信機の活用方策なども市町と検討をしてみたいと考えているところでございます。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） どうもありがとうございました。

せっかく地域獣害対策連絡会議という市町との連絡会議がありますので、ぜひともそこで市町間の調整役としての役割を果たしていただくとともに、ボランティア団体等につきましても、ぜひとも農業改良普及センターとも連携いただきまして、地域ぐるみでの獣害対策を進めていただきたいと思います。

それでは、獣害対策の最後として有害鳥獣捕獲の進め方についてお伺いしたいと思います。

（パネルを示す）この表は三重県猟友会員数の推移の表でございます。このように猟友会のメンバーが毎年減少し、銃砲の所持許可者が減り続けていますが、有害捕獲を進めていく上での方策についてはどう考えておみえなのでしょうか。鳥獣被害防止特措法の活用などで、例えば市町等の職員が有害捕獲のためだけで銃砲の所持許可を取るような支援をしていくことも必要であると考えますが、その点については御意見をいただきたいと思います。

また、平成20年に銃砲刀剣類所持等取締法が一部改正され、銃砲の所持許

可の要件の中で狩猟前に射撃の練習を行うよう努力義務等が新設されました。この改正は、平成19年に長崎県佐世保市で発生した、散弾銃使用殺人事件等最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況をかんがみ、銃砲等の使用、所持等に関する危害を防止するため、銃砲の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずるためのものですが、その練習を行う射撃場が三重県では三重県上野射撃場の一つしかないという話も伺いました。

先ほどの表のように猟友会のメンバーが毎年減少する中、銃砲の所持許可者が減り続けてはいるものの、三重県内1カ所では少ないのではないかというような声も聞くようになってまいりました。こちらについてはどのように考えてみえるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

〔河合 潔警察本部長登壇〕

警察本部長（河合 潔） 狩猟前の射撃練習ということにつきましてお答えいたします。

先ほど御紹介いただきました改正銃刀法というものにおきましては、狩猟前の射撃練習に係る努力義務が規定されております。この趣旨は狩猟期前の練習不足を主原因とする狩猟事故が多数発生しておりますことから、猟銃所持者に対する定期的な射撃練習を促すということとされたものでございます。

県内で散弾銃の射撃練習を行うことができます指定射撃場は、過去には4カ所あった時期もございました。しかしながら、御指摘いただきましたように諸般の事情もありまして、現在は三重県上野射撃場の1カ所となっております。散弾銃の射撃練習につきましては、これは他県の指定射撃場でも可能であるということでございます。猟銃所持者の中には、地理的な利便性といったものから愛知県、岐阜県、和歌山県など、隣接各県の指定射撃場で練習を行う方もおられます。

警察といたしましては、上野射撃場の施設管理者に対しまして猟銃所持者の射撃練習の受け入れを要請してあるほか、猟銃所持者に対しましては許可の更新手続時、銃砲の一斉検査時、講習時等のあらゆる機会を通じて射撃練習に努めるよう指導するとともに、隣接各県の射撃場の利用についても教

示しておるところでございます。また、県内の狩猟団体に対しましては、必要に応じた射撃練習ができますよう、射撃場との連携というものにつきましても指導をしているところでございます。狩猟事故を未然に防止し、安全な狩猟を徹底するためには、引き続き狩猟前の射撃練習等につきましても指導を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 有害捕獲に係る銃砲の所持許可の支援等につきましてお答えいたします。

猟友会等による有害駆除が難しい市町におきましては、鳥獣被害防止特別措置法によります獣害被害防止計画において、市町が常勤、非常勤職員から成る有害鳥獣捕獲隊を設置いたしまして、狩猟免許を取得する場合には、狩猟免許に向けた研修や有害駆除用の弾薬、人件費等が国の交付金等の対象になっておるところでございます。

県内では南伊勢町において既に実施されており、今後もこの制度の導入を促進するとともに、有害駆除に限定した銃砲の所持許可への支援につきましては、市町の意向も踏まえまして国に働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） ありがとうございます。

そうしましたら、いずれにしろ県と市町とが一体となって、また、民間とも協力し合いながら、より効率よく獣害対策を進めていただきますことを要望しまして、この項は終わらせていただきたいと思います。

これは質問ではないんですが、ちょうどアライグマのことがございますので、一言最後に申し上げたいと思います。

今月の3日、京都市北区にある大徳寺の塔頭が所蔵する、一休禅師の肖像画の顔部分の左上に約8センチの穴と3カ所の足跡が発見されたという記事がございました。肖像画を動かすと上からカキの実が落ちてきたことから、

肖像画の上でアライグマがカキを食べようとしたことによる被害と見られるというような報道があり、アライグマによる文化財被害の実態も知ってもらうために穴のあいた肖像画を公開しているとの報道もございました。

(パネルを示す)先ほどのこの表2にもございましたが、最近アライグマ等の農林水産物被害も増えてまいりました。アライグマにつきましては家庭菜園の食被害をはじめとして、スイカ、トウモロコシ、イチゴ、ブドウ、カキ、水稻などの農業被害、家屋侵入によるふん尿被害、騒音などによる生活環境被害、社寺等の木造建築物における傷や天上板の破損などの文化財被害のほか、アライグマの捕獲に遭う可能性が懸念されている生態系被害があり、福井県では外来生物法に基づく福井県アライグマ防除実施計画を策定し、県、市町、関係団体、住民等との役割を確認するとともに、それぞれが連携し効果的な防除を推進しているとのことでした。

今後三重県におきましても、このアライグマにつきましては農業被害、生活被害、環境被害、文化財被害、生態系被害が増えてくると想定されます。現在どちらかといえば、森林被害につきましては環境森林部、農産物被害につきましては農水商工部が主に担当していると思いますが、このアライグマになってきますと生態系被害、文化財被害も考えられますことから、教育委員会をはじめいろんな部署がかかわってくるのが想定されております。市町との連携は言うまでもなく、オール県庁で取り組む必要性が出てまいると思いますので、早いうちにこちらの対策も考えていただきますことを要望して終わりたいと思います。

それでは、最後に新教育振興ビジョンについて伺いたいと思います。

次期教育振興ビジョンについて中間案が発表されました。こちらは教育基本法第17条第2項に基づいて、三重県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられ、10年先を見据えた2011年度から2015年度の5年間で計画期間であり、三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関することが対象となり、中長期的な視点から三重県教育の目指すべき姿と施策の方向性を示す基本方針であります。

その中に行政の役割として、質の高い教育環境の創造のために学校を支援し、質の高い教育環境を創造すること、ビジョンの実現に向けた計画やシステムを整備し、必要な助言等を行うこと、多様な主体の教育への参画を促進すること、質の高い組織運営を行うことというように教育委員会の役割が示されております。

折しもこのたび清水さんが新教育委員長に就任されましたことでもありますので、今後の抱負も込めて、この教育委員会の役割についてどう考えてみえるのかをお伺いしたいと思います。

〔清水 明教育委員会委員長登壇〕

教育委員会委員長（清水 明） 10月26日に新委員長になりました清水明です。答弁をさせていただきます。

情報化や国際化、少子・高齢化の急速な進行、さらには雇用・経済情勢の急激な悪化など、学校や子どもたちを取り巻く環境はますます複雑多様化しております。また、経済的格差の拡大や家庭、地域の教育力の低下、学校における安全・安心の確保など、社会全体の問題として取り上げられています。

私は、津市の育生地区で育ち、社会人になってからは小学校の運営協議会、自治会活動などに携わってまいりました。自分の育ったときと現在を比べると、家庭や地域の教育力の低下を肌で感じているところです。こうした中で、これからの21世紀を担う三重の子どもたちには規範意識や自尊感情を持ち、元気に明るく育ってほしいと願っています。また、ふるさと三重を大事に思える気持ちを持ちながら、広い視野を持つ国際人となるよう成長してほしいと願っています。

子どもたちは学校の中だけではなく、家庭や地域など多くの場で学ぶことができます。子どもたちの生活の場である家庭や地域、学校がまさに連携して、社会全体で子どもたちをはぐくんでいく教育を進めていくことが重要です。小学校の運営協議会やPTA活動、自治会活動などの経験を生かし、教育委員会では子どもたちと直接かかわる学校現場を支え、ともに汗を流していきたいと考えています。そして、家庭や地域に必要な働きかけを行い、子

どもたちの学びの充実に向けて質の高い教育環境を実現していきたいと考えております。

〔 1 番 長田隆尚議員登壇 〕

1 番（長田隆尚） どうもありがとうございます。ぜひとも今の言葉を胸に、三重県の教育の充実のために御尽力賜ればと思います。

では、委員長の抱負を受けまして、次に次期教育振興ビジョンの内容についてお伺いしたいと思います。

まず、基本理念についてでございます。中心に据える考え方として、10年先を見据え、激動の時代だからこそ大切にされなければならない教育の不易の部分、時間軸を貫いて守り通さなければならない真髄を子どもたちの大いなる可能性を引き出しはぐくんでいくことととらえ、基本理念の中心に据えますとあります。教育に携わる者すべてが、実践すべき子どもたちを信頼する。子どもたちの目線に立つという基本姿勢と、教育を取り巻く社会状況が大きく変容する中で、社会全体で今こそ目指さなければならない県民総参加での教育に向かい合うという大方針を、三重の教育が特に重視すべき考え方ととらえ、二つの決意として基本理念に盛り込みますとあります。

そして、基本理念は、私たちは子どもたちを信じ、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来づくりに向けて取り組みますとあります。その「子どもたちを信じ」の部分は子どもたちを信頼すること、子どもたちの目線に立つという教育に携わる者の決意をあらわし、子どもたちの可能性を引き出しはぐくむために、子どもたちを保護されるべき存在としてではなく、主体的に行動できる存在としてとらえるという視点に立ち、一方的に教え込むといった大人目線の指導ではなく、働きかけはぐくむ、考えるプロセスを重視する、なぜルールが必要かを考えさせるといった子どもたちの力を信じ、待つ姿勢を兼ね備えた指導を行うことを根幹として位置づけ、大切にしていきますとあります。

ここで一方的に教え込むといった大人目線の指導ではなく、考えるプロセスを重視する、なぜルールが必要かを考えさせるといのはわかるのですが、

働きかけはぐくむという表現は子どもたちの可能性を引き出す中で子どもたちの自主性、自発性を尊重していないように思われます。表現上のことなのかもしれませんが、子どもたちの自主性、自発性を生かしながらどのように働きかけ、子どもたちの目線に立つのかについてお伺いしたいと思います。

また、基本施策の中の学力と社会への参加の参画力の育成の中では、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けて何のために学ぶかについて、子どもたちの目線に立ち、人生を豊かにするために学ぶということを伝えつつ、他者も含めて社会全体で幸せになるために学ぶという気づきにつなげていくとともに、学ぶ喜びを実感できる学習活動を充実させますとあります。何のために学ぶのかについて、子どもたちの目線に立った場合、人生を豊かにするために学ぶのでしょうか。学んだ結果、人生が豊かになるのではないのでしょうか。子どもたちの可能性を引き出しはぐくむという、子どもの内からわき出るような学ぶ意欲を生かした子どもたちの目線での教育に携わる者の決意について、そして、主体的に学習に取り組む態度の育成について御意見を伺いたいと思います。

教育長（向井正治） 次期の教育振興ビジョン案では、基本理念の中で子どもたちの持つ「育つ力」を信じるという基本姿勢を明らかにしております。また、教育の本質は子どもたちの大いなる可能性を引き出しはぐくむことであるとしております。このため、議員御質問の子どもの内からわき出てくる学ぶ意欲を生かすことは極めて重要であると考えております。一方、教育では、教える側、学ぶ側、両者のかかわりが大切になるということがございます。子どもの自主性を尊重した上で適切な働きかけを行うことも必要であると考えております。

そこで、考えるプロセスを重視する、なぜルールが必要かということを考えさせると、そういった待つ姿勢を兼ね備えました働きかけを行うことを基本に据えることといたしております。その上で子どもたち自身が学校生活の問題解決を図る活動を支援していくと、そういうことが重要であると考えております。

また、今、先行きが非常に不透明な社会情勢でございます。子どもたちが将来の夢や目標を自分の頭に描きにくくなっているのかなと、そういう状況があると思っております。こうした中、学ぶ意欲の向上に向けまして、何のために学ぶのかを、子どもたちに伝えていくことの重要性がビジョンの策定段階におきましても取り上げられて、教育改革推進会議の委員の中でもこれは盛んに議論されたところでございます。

それから、もう一つ議員お尋ねの何のために学ぶのかという点でございます。社会に貢献するためということと、自分自身の人生を豊かにするためというこの二つのとらえ方があると考えております。どちらも重要であると考えておりますけれども、次期ビジョンでは子どもたちの目線に立つということで、まず人生を豊かにするために学ぶとらえる必要があるというふうに明記しております。それを社会全体で幸せになるために学ぶという気づきに進化させていくということが重要であると考えております。こうした働きかけによりまして、子どもたちの学ぶ意欲につなげた上で自主性、自発性を尊重いたしまして、その輝く未来づくりに向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔 1 番 長田隆尚議員登壇 〕

1 番（長田隆尚） ありがとうございます。

御説明いただきましたが、やはり先ほどの答弁の中で人生を豊かにするために学ぶという発想は、どちらかという子どもたちの自主性に対して強制的なことを加えるような形にとらえられてしまう誤解を受けることがあるように思いますが、その点についてもう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。教育長（向井正治） やはり一番今回の教育振興ビジョンで大事にいたしましたのは、子どもたちの目線に立つと。これは、いろんな都道府県の教育の基本計画、教育基本法に定められました教育に対する基本的な計画でございますけれども、それに位置づけている中で、やはり三重県として教育改革推進会議の中でも議論されたのは子どもたちの目線に立つと、こういうところを明記しているという計画はなかなかございません。

そういう意味で、議員お尋ねの子どもたちの自発性、自主性というものを十分尊重しながら、しかしながら、そういった中での意欲をいかに引き出していかか、いかに自発性を引き出していかか、その上で自分たちの人生を豊かにしていくと、そういう意欲を子どもたちが持てるようなビジョンに仕上げまして、そして、それをもとに教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔1番 長田隆尚議員登壇〕

1番（長田隆尚） ありがとうございます。

子どもたちの目線に立つという方針につきましては、私も同感でございますので、表現の違いだけでもわかりませんが、そのようなビジョンがぜひとも浸透できるような形でこのビジョンを進めてまいりたいと思います。

実は一冊の本を持ってまいりました。（本を示す）この本は「教師 宮沢賢治のしごと」という本でございます。宮沢賢治といいますと、雨二モマケズに代表されるような作家というイメージが強いと思われませんが、大正の後半に岩手県花巻の農学校の教員を、たった5年でございますが、やっております。その授業の様子を直木賞作家の畑山博さんが花巻に赴き、宮沢賢治の教え子に、卒業してから五、六十年たった、すなわち70、80歳になったおじいさんたちに取材したことが書いてあるのがこの本でございます。

宮沢賢治は授業の前にいつも生徒にこう言っていたそうでございます。「いろいろな知識や技術、物事の成り立ち、からくり、こういうものを頭だけで理解しようとしてはいけません。五感を総動員して見たり、聞いたり、さわったり、すべての知覚感覚を動員して物事を理解することが大切です。そうすると心の底から納得できて、そして感動を味わえるのです。授業は感動の連続でなければなりません。私は皆さんが感動するまで何度でもゆっくり説明しますから。」こういう姿勢で農学校で教壇に立たれたそうでございます。

これはその中の授業の一例でございますが、例えばしめ縄を使って窒素が重要な肥料であるということを次のように教えたそうでございます。このしめ縄というのは、太い本体は雲、細く下がっているのが雨、そして、白い御

幣は稲妻をあらわしています。雲があるところに雷が落ちると刺激されて雨に変わる。空中には窒素という重要な肥料が入っていて、それが放電作用によって分離されて雨とともに地中に溶かし込まれる。その窒素は作物にとっておいしいごちそうだ。それをたくさん食って作物は実る。そして、五穀豊穡を祈ってしめ縄が神社に奉納されるということです。

ただ、ここまでではしめ縄がなぜ神社にあるのかはわかっても、窒素が実際肥料になっているかどうかはわかりません。そこで、この村で一番雷が落ちているところはどこかという質問を次に子どもたちに行います。「あその火の見やぐらの下です」と子どもたちが答えますと、「じゃ、みんなで火の見やぐらに行ってみよう」と言って火の見やぐらに行きます。そして、持ち主に肥料を与えているのか尋ねてこさせ、特に肥料もやっていないのに豊作が続いているということを感じさせ、雷がよく落ちるといことはとりもなおさず窒素をまいていること、窒素がまかれれば豊作になる。すなわち窒素は肥料だとして重要だ。こういうふうに教えたそうでございます。

結局こういう授業を連続的に受けていた花巻農学校の生徒さんたちは、学校で学んだことをしっかり心に溶け込ませ脳裏に刻み込んで、70歳になっても80歳になっても忘れなかったということでもございました。子どもというのは何かのために学ぶのではなく、内からわき出るような好奇心から自然と学んでいく、こういう教え方をすべきではないかと思います。方法論は別としても、教育といえば三重県と全国に発信できるような三重県の推進に御尽力を賜りますことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

休

憩

議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。36番 山本 勝議員。

〔36番 山本 勝議員登壇・拍手〕

36番（山本 勝） 自民みらいの山本勝でございます。午後の1番バッターということで、発言通告に従って質問をさせていただきます。知事をはじめ理事者各位の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、過日の12月会議の本会議の場で会議に先立って、知事が突然来春の知事選には出馬しないと、こういう発言をされました。2期8年ということで、当初お考えになっておられたというような形でいろいろお聞きをさせていただきました。お聞きをさせていただいておって、8年前の北川前知事の不出馬の状況もちょっと頭に二重写しに浮かびまして、北川前知事の場合には多選ということで2期で出馬しないということでございますし、野呂知事におかれましても当初から2期を目標にということでございました。

ある面では、地方議員を含めて首長の出馬をしないという問題については、行政は継続性がございますから、そういう意味では早くてもなかなか難しいですし、遅ければある面では弊害がより出てくるという面で苦慮されて出馬しないという意思表示をされたということでございます。私としては、3期目も引き続き続投をされるであろうと信じておったわけでございますが、そのような結果で意思をお示しになられたということでまことに残念でなりません。

さて、野呂県政の2期目で様々な取組を推進いただきましたが、午前中のお二人の議員さんの答弁でもいろいろ出されておりますけれども、知事自身の中にも残されている課題や懸念というのはお持ちではないかなと、こ

のように仄聞をするわけですが、そこで一つその中に加えていただきたい、こんな思いもあるわけですが、その一つとして、薬物対策のさらなる強化について、私はもっと取り組んでいただきたかったなと、こういう思いを持っております。

そこで、まず現在の県内の薬物乱用の状況や課題、そして、今後の取組方針、方向についてお聞かせいただきたいなと思います。

また、知事も御参加をいただいておりましたが、一昨日の11月28日に県庁講堂で開催されました薬物乱用フォーラム、講演をいただきましたのは、講師がお二人ございましたが、近藤恒夫さんという方と、それから、小野田正晴さんという方でございますが、近藤さんは全国に組織のある薬物依存者の組織であるダルク、DARCというんですか。ダルクの代表の方でございますし、もう一方は小野田正晴さん、この方は現在三重県地域生活定着支援センター長で、県職のOBの方でございます、司法と福祉の連携についてということテーマに、主に社会復帰ができる環境をどうつくるのかと、こんなところを講演いただきました。その後体験発表等があったわけですが、有意義な講演であったと、このように私は感想を述べておきたいと思えます。

このDARC（ダルク）は社会への復帰を目指す依存者が集まり、共同生活を行うリハビリセンターを運営するなどのNPOの活動を行って見えます。つまり、薬物に手を染めてしまった方が何とか社会復帰をしようとしているところでございます。しかしながら、ダルクにおいては運営等について非常に厳しい財政的な問題等もございまして、公的な支援が望まれておるところでございます。

そこで、県として、このような民間の様々な取組に対する支援を含め、既に薬物に手を染めてしまった方に対する対策について、どのように取り組まれておられるのか、所管部長のほうから御答弁をよろしくお願いいたします。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） それでは、県の薬物対策につきまして2点ほど

御答弁を申し上げたいと思います。

まず、薬物対策の現状と課題でございますけれども、県のほうでは東海北陸厚生局の麻薬取締部、津の保護観察所、三重刑務所、それと県の警察本部、県の教育委員会等、この辺で構成をいたします三重県薬物乱用対策推進本部を設置いたしまして、啓発活動、取り締まり、再乱用防止のいろんな活動に取り組んできておるところでございます。

また、薬物乱用を防止いたしますためには、行政機関の活動だけでなく、広く県民の参加が必要であるというふうに考えておりました、この薬物乱用対策推進本部のほうに薬剤師会ですとか保護司会の連合会、それとPTA連合会など、民間団体が構成をされております薬物クリーンみえ推進協議会も参加をいただいているところでございます。県民参加によります具体的な活動として、小・中・高校生を対象といたしました薬物乱用防止教室の開催、また、地域ごとにケシの撲滅運動などにも取り組んできておるところでございます。

こうした取組を進めてきておりますけれども、全国的には大麻事犯の増加でございますとか、MDMAと言われておりますけれども、こういう合成麻薬なんかの広まり等が懸念をされておりました、憂慮すべき状況にあるというふうに考えております。このような中、引き続き薬物乱用防止対策を総合的に推進いたしまして、薬物乱用のない社会環境づくりにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、二つ目、薬物の再乱用防止のほうでございますけれども、薬物乱用の防止といたしましては、保護観察所、それと矯正施設などでは再び覚せい剤などを使用しないようにするための具体的な方法を本人に習得させる、そのための教育プログラムなどが進められているところでございます。しかしながら、薬物を再び使用しないためには、本人の意思だけでなく専門機関、家族等の支援が必要不可欠でございます。このため、県ではこころの健康センターにおきまして薬物依存者からの相談に応じ、その中で専門機関等の紹介も行ってきております。

また、最も身近な支援者でございます家族の方に対しましては、薬物依存者への対応について理解を深めるための教室なども開催をしているところでございます。今後もこうした取組によりまして薬物乱用の防止、それと薬物依存者の方への回復に対する支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 今、担当部長のほうから県としての取組状況について説明をさせていただきました。それで、私は自分の長男の事件がございまして、この薬物使用ということについて、大変な犯罪でございますし、そのことを知れば知るほど実は私も驚いておる、あるいは本当に大変深刻なものだということがわかってまいりました。恐ろしいほどでございます。

それで、実は山本議員も行かれておりましたけれども、一昨日NPOの三重ダルクと三重県が共催しまして、薬物フォーラムというのをやったわけでございます。私も前から担当室のほうからも聞いておりまして、ぜひということで、妻と一緒にお話を伺いに行きました。残念ながら私はその後博物館のこども会議がございましたので、最初の近藤さんのお話だけ伺って、あとのお話は妻がずっと最後まで聞いておったということでございました。

近藤さんのお話の中でも、山本議員も聞かれましたが、ドラッグということについては犯罪であると同時に、1回の使用がその後の慢性病になるという実態があるんだという話を何度かされておりました。それから、強調されておりましたのは、山本議員もこの薬物対策の強化についてという表現をされましたが、日本ではドラッグを犯罪という側面だけでとらえてきた嫌いがあると。そこで、取り締まりの強化等が強調され、罰するということによって犯罪をなくそうとする。しかし、それでは本質的に解決されないんだということを近藤さんはおっしゃっておられました。

私はおとついあそこでこの本を、(現物を示す)日本版ドラッグ・コートという本を買ってまいりました。以前NHKでも放送しておりましたが、アメ

リカでは、特にフロリダの例が放送されておりましたが、そこではドラッグ・コートといういわゆる薬物依存者の裁判をするところ、これが普通の裁判所とは別に設置をされておりまして、そして、このドラッグから立ち直るプログラムを裁判制度の中でしっかり取り入れてやっておるわけでございます。アメリカ社会もドラッグに対しましては大変厳しい社会だと伺っておりますけれども、一方で、しかし総合的な対策が必要なんだということ。そういう中で、いわゆる回復プログラムを裁判制度の中にも取り入れているということでもございました。

近藤さんがお示しいただいておりましたが、日本でもそういった総合的な対策が必要なのではないか。今、部長のほうから現在の県の対応等についての話がありましたけれども、近藤さんが言うのには、罰するというところに10の力点がかかっておれば医療の点では2、そして、福祉の点では1ぐらいの比重しかないというお話でした。そういう中で、被害者たちが立ち上げて民間組織でやっているダルクというのがあって、ダルクへの支援をしっかりしてほしい、理解をしてほしいと、こういう話でありました。

私もこれまでこんな苦しみを味わったことはありません。多分山本さんは御子息を亡くされて本当に大変な苦しみを味わっておられる。私は生きておる。しかし、その長男を今後どうやって立ち直らせていけばいいのか。そのことでこれは知事とか、そういったことは関係なく、親としてこれからも一生懸命真剣に向かい合っていきたいと、こう思っております。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

まさに講演の内容というのはそんな内容でございまして、ダルクは決して強制的にやるのでなしに、奉仕の活動だと、こういう話をされてみえたり、この人が回復することを信じるんだということで長い目で見ると、そんなこともいろいろ講演の中でお話をされましたし、草の根の命の活動だと、こういう話もされていまして、ある面で今回講演に少し参加させていただいて、大変自分の心の糧にさせていただくことが多かったので、知事からまたお話

をされますと、余計私もいろいろ心に期するところがありました。

そういう状況の中で、いろいろ今所管のところからも対応について御説明がございましたが、「ダメ、ぜったいダメ」というような形の中で、ある面では啓発のほうについては、今まで割と重点的にやられておった嫌いがございますけれども、なかなか一度そういうところにはまってしまった方についての対応というのは、これからの大きな課題ではなからうかなと思っております。

そんな中で、平成22年7月に国のほうが薬物乱用防止戦略加速化プランということでこんなものを出しております、(現物を示す)その中には都道府県とか政令指定都市及び中核市を対象として、地域依存症の対策推進モデル事業ということで、そんな予算化がされておりますが、ちょっと7月ですから、間に合わなかったかもわかりませんが、そんな事業があるということで、県で少しお考えでもあればお伺いをしたいと思います。

それから、あと緊急雇用対策事業ということで、三重ダルクは1年前から東紀州に拠点を構えて、畑仕事を手伝っていただきながら自立につながるスタートをして、県のところもこういう事業に景気対策事業ということで補助をしておみえになりますけれども、この辺のところ、これからもう少し考えていただくならば、新たな補助、今は景気対策ということでやっているけれども、補助制度を新しく新設していただければどうかなと思っております。

もう1点は家族会の話が今出ましたけれども、家族会は今までPR不足ではなからうかなと思って、そんなところについてももう少し努めていただいたらいいんじゃないかなということを思わせていただいておりますが、少し補足することがあればお伺いしたいと思います。

健康福祉部長(真伏秀樹) まず、三重ダルクとの関係でございますけれども、薬物依存回復を支援するという部分では、行政もいろんな取組をいたしておるところでございますけれども、同じ経験を持つ人たちの集まりであります自助グループの果たしている役割というのも大変大きいかなというふう

に思っております。

それで、御紹介がありましたように、県内ではNPO法人の三重ダルクというのが活動をいたしてありまして、まさに薬物依存から回復をしようとする人たちのリハビリセンターを設置いたしまして、その中で活動の一環としてグループホームを設けておったり、それから、小規模作業所なんかの運営をいたしておるところでございます。

それで、県といたしましては、小規模作業所につきましては、県の単独の補助金という形で市等も連携しておるんですけども、県・市合わせて補助金も交付をさせていただいております。また、グループホームのほうの運営につきましては、障害者自立支援法に基づきます障害者福祉サービス事業所として運営されておりますので、県・市それぞれが運営費を負担しながらその活動の支援をさせていただいているということでございます。

また、先ほども御紹介がありましたように、三重ダルクとはいろんな形での研修会も開催させていただいておりますし、先日のフォーラムのほうも県との共催という形で進めさせていただいたということでございます。今後もこの三重ダルクにつきましては、県としても薬物乱用対策を進めるための重要なパートナーというふうにも考えておりますので、引き続き必要な支援をさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、2点目の国のモデル事業のほうでございますけれども、厚生労働省のほうが地域依存症対策の推進モデル事業という形で、これは薬物だけではなくにアルコールも含めた形での依存症対策ということで、平成21年度からの3年間という形での取組ということで事業の打ち出しがございました。内容的には、各都道府県のほうが自助団体ですとか専門機関等と連携をしまして、地域におけます依存症対策の推進計画を策定して、依存症に関する取組を実施していこうという内容のものでございました。

私どもこの事業に応募しなかったわけですけども、と申しますのも、県のほうにおきましては既に薬物の依存者に対する乱用防止対策ということで、平成11年度からこころの健康センターを中心に薬物相談ネットワーク事業と

いうのを実施してきておったところでございます。内容的には、関係機関とも連携をする中で、電話ですとか来所による薬物相談、それから、依存者、その家族への相談会、いろんな形での教室等をやりながら事業を進めておりましたので、国がやろうとしていた事業と若干重複している部分とか、いろいろありましたので、先行的にやっている部分はあったということで取組をしなかったということでございます。

今後こういう形で国のほうからいろんな形での事業の提案等がございましたら、その中身等を精査させていただいて、必要な事業についてはぜひ県としてもその導入を図っていききたいなというふうに思っております。

最後に、いわゆる家族のケアの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたところの健康センターのほうでは、その家族を支援するための様々な相談とか教室等も開催をさせていただいておるところでございます。また、同じ悩みを抱えていらっしゃる家族同士といいますが、そういう部分での支え合いの支援というのも大変重要かと思っておりますので、家族会など自助グループですね、そういうところへのグループの紹介、それから、家族同士の情報の交換の場というのも設けてきておるところでございます。県といたしましても、引き続きこうした取組を一生懸命進める中で、こうした家族の方への支援についてもより一層充実できればというふうに思っております。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） どうもありがとうございます。

県でも積極的に取組をいただいておりますこともございました。ある面で確認をさせていただきました。行政だけではなかなかできない部分もございますので、ダルクのような団体とか家族会、そして、またさらなる県民の理解の上で、対応について引き続き強力な支援を進めていただきたいと思います。決して遠い別の世界の問題ということではなくて、いつでも自分の身近に起こるような問題でもございますので、どうぞ引き続き御支援をよろし

くお願いしたいと思います。

続きまして、教育問題等についてお伺いします。午前中にもいろいろビジョンの話がございましたが、私は学力低下といじめの問題に特化してお尋ねしたいと思いますが、時間の関係がございますので、とりあえず全国一斉に学力テストが行われておるこの問題と、それから、群馬県桐生市、その他札幌市でも起きております最近の事例のいじめ等の問題について、教育委員会の委員長の所見をお伺いしたいと思います。

〔清水 明教育委員会委員長登壇〕

教育委員会委員長（清水 明） これからの時代を生きる子どもたちには、学力とともに規範意識や社会性をしっかりと身につけ、将来の夢や希望に向かって主体的に学ぶ意欲を持った人材に育てていってほしいと考えています。学力については、子どもたちが将来家庭や社会で充実した人生を過ごす上で重要な課題であると認識しております。

私は現在、陶工として物を創造する仕事に赴いています。学校の授業で自分の考えたものを形にする喜びや経験が、今でも役立っていると感じています。このような経験から、次代を担う子どもたちには特に創造する力、無から物事を考え出す力などを身につけてもらいたいと考えています。与えられた勉強をするというのではなく、子どもたちが自分で課題を見つけ、その課題を解決するために考えるということが大事だと思っています。

いじめについては決して許されるものではありません。絶対にあってはならないことだと認識しております。学校は子どもたちにとって安心して過ごせる場所であればなりません。そのためには、いじめのない学級づくりを進めるとともに、いじめに気づいたときには常にいじめを受けた子どもの立場に立って解決を図ることが大切だと考えています。

今、だれにも相談できずに一人で悩んでいる子どもたち、家庭や身近な大人たちに話したり、いじめ電話相談などに相談してもらいたいと思います。そして、大人たちにはその声をしっかりと受けとめる責任があると考えております。三重の子どもたちが元気に明るく国際人として成長し、ふるさと三

重を大事に思えるよう、学校、家庭、地域が手を取り合い、社会全体で子どもたちを育てる環境づくりをすることが大事だと考えています。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） 新教育委員会委員長、どうもありがとうございます。

もう少しお伺いしたいと思いますので、教育長、補足があればよろしくお願ひします。

教育長（向井正治） まず、学力に関してですけれどもいろいろな考え方があると思っております。試験の結果どうだったとかいう話もございますけれども、やはり学力に必要なことは基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着、それらを活用する力とか学習意欲というものが総合して学力であるというふうに考えております。そのため、県教育委員会といたしましては、授業の改善、家庭学習の習慣化と、そういった先進的な他県の取組も参考にしながら取組を進めているところでございます。

特に今年度につきましては、これまでの課題を踏まえまして、小学校におきましては国語、算数を中心にいたしました学力向上計画を策定いたしまして、計画的、継続的に授業改善を進める取組を支援しているところでございます。また、子どもたちの読書活動の充実を図りまして国語力の育成、そういうものを目指します読書リレーという取組も進めているところでございます。

こういった取組を進めまして、県教育委員会といたしましては、特に小・中の学力の確立が必要と考えておりますので、市町の教育委員会、そういうところと連携いたしまして、それぞれの学校の主体的な取組を支援しながら、子どもたち一人ひとりの確かな学力をはぐくんでいけるように取組を進めてまいりたいと、かように学力については考えております。

もう一方でいじめの件でございます。いじめにつきましては、県教育委員会といたしましては、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得ると、そういう基本的な認識を持っております。そういった基本認識のもとに、学校と保護者、地域が連携いたしまして、子どもたちにとって安全・安心で居

心地がいい学校と、そういうふうになるような取組を進めてまいっております。

今年度につきましても、9月にはいじめの実態を把握するために、各学校や市町教育委員会におきましてアンケート調査を実施したところでございます。そして、いじめ問題への取組の徹底を通知したところでもございます。また、いじめ問題の取組につきましては、議員も御紹介いただきましたように、群馬県の事案を踏まえまして、再度総点検を実施するとともに、さらなる取組の徹底を図るよう依頼したところでございます。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） どうもありがとうございました。

まず、いじめのところでございますけど、桐生市の問題については、なかなか学校側のほうがいじめという認識がなかったということですね。ですから、1週間ぐらいしてからそれを認めたというようなこういう形になったわけですけども、国が今いろいろ調査をしておりますいじめの認知件数、これについては、全国では11万9000ぐらいあるんですかね。三重県では914件ぐらいですか。それが平成18年から21年には年々下がって三重県は914件が260件ぐらいまで下がっておるんですね。

ですから、その実態を見てみると、いじめが減ったということよりも、学校の校長先生の判断でいじめの認知の判断をするという数字ですから、実態的には余り変わらんけれども、ある面でシビアにそういう審査を、審査ということないですけど、件数をあげなきゃいかんですから、これはまた目標があるみたいですね。その辺のところからいくと、ああいう桐生市のように、あれについてはいじめという実態ではないというようなところの判断で、あのようになかなか学校側の理解が遅れたんじゃないかなと、私はこういう理解をしておるんです。

確かに、いじめ解消率等についても0.95ということで、これは全国平均ということでございますけれども、その辺のところも数字合わせのような感じ

がして、国のほうはもうちょっと詳しく調べなさいというこんなことも通達で来ておるようでございますので、その辺のいじめについてはもうちょっと教育委員会のほうとしては認識をしていただきたいなと思います。

それから、学力低下の全国の問題については、教育委員会委員長、それから、教育長の話聞いても、それじゃ、三重県がこれからどのようにしようかということについて、私に伝わってくるものがないわけです。ですから、そういう面では、全国的に学力を上げていこうという姿勢を持ってみえることは私も理解をしておるんですけども、なかなか具体的な施策が見えてこないということで、例えば一例ですけれども、よく各県がやっております三重県版の統一した県独自の学力的な試験というのをちょっとやってみたらどうかと思うんですけど、何かお考えがあれば。

教育長（向井正治） 議員御提案の県独自の学力調査を実施したらどうかという件でございます。先ほども答弁させていただきましたように、学力にはいろんな側面があるというふうに思っております。特に問題になっています算数でありますとか国語の全国学力調査の結果でございます。それは数字にあらわれてくるということで非常にはっきりしていると。それについては、多分一定の取組をすれば上がるものではあるというふうな気持ちを持っております。

しかしながら、やはり子どもたちにとって重要なのは、先ほど言いましたような基礎的、基本的な学力を自分のものにしていって、そして、それを問題解決なりに活かしていくという力をいかに身につけていくかということでございますし、さらに学力という切り口は非常に重要なものだと思っておりますけれども、やはりそれ以外にも子どもたちにはいろんな個性がございます。例えば駆けっこが非常に速いとか、絵が上手だとか、音楽がとても上手に弾けるとか、そういう子どもたちというのは様々な可能性を持っております。そういった事柄を学校で、子どもたち一人ひとりのそういった個性をとらえて伸ばしていくという取組が非常に重要だと思っております。

議員お尋ねの学力につきましても、各市町のほうでいわゆる子どもたちの

学力の到達度学力検査というのがございます。そういったものを取り入れて、その結果を独自に分析していわゆる授業改善に生かしていると、そういう取組も行われているところがございます。そういうところには県教育委員会といたしましても支援をしているところがございます。そういった子どもたちの実態に合わせたような取組というのが、やはり各市町でより適切に把握していただいていると思っておりますので、そういった県独自で統一してやっていくという御提案も一つの考え方ではあるかと思っておりますけれども、県といたしましては市町の取組というものをもっと支援してまいりたいと思っておりますし、今後とも子どもたちの学力をしっかりと補助していくというための方策につきましては、引き続きいろんなことで検討して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） 教育長、ありがとうございます。

予想をしておりました答弁ということでございますが、例えば全国で1番というのは今は福井県なんですかね。それで、去年ぐらいはわかりませんが、全国で一番上位のところは福井県とか秋田県があるわけですね。その取組をずっと見ていますと、決して統一試験がいいとは言いませんよ。ですけど、確かに両県とも統一試験をやってみえるんですよ。

例えば秋田県あたりを見ますと、学力調査、いわゆる統一試験の結果を日々の授業に取り入れるようなことをやっておるとか、それから、学力の結果、いわゆる統一試験した結果を地域とか保護者のところに、個々のものと違うんですよ。私どもの学校はこういうぐあいになりましたよと、それを公表することとか、それから、あとわかるとか、できるとか、こういう授業をとにかく徹底的に実現をしていくとか、いろいろなことを秋田県ではやっています。

それから、福井県のほうは同じように統一した学校の試験を事前にやっておったり、3割抽出ということでありましたので、あとの7割についてはで

きたらその問題で残ったできなかった学校はそれでやるとか、それから、寺小屋のような、放課後とか夏、冬のようなところで勉強する機会を設けるとか、授業名人と言って学校の先生、これもまたあれかもわかりませんが、学校の先生でそういう指導力のすばらしい方は授業名人ということで認定して、その方がどんどん全県的にそういう指導をしていくとか、それから、ノーベル賞を福井県は受賞されてみえますので、南部陽一郎さん、この方をポリシーにしながら、いろんな啓発活動をやっておみえになります。

どっちにしても学力が低いよりも高い、上げるというのは僕は必要だなと思いますので、いろいろな各県の取組があると思いますけれども、ひとつ三重県が現状のままでもいいということはならんと思うものですから、もう一度ひとつ決意をお願いしたいと思います。

教育長（向井正治） 議員言われておるように、学力は当然ながら結果としては高いにこしたことはないというふうには思っております。本県におきまして取り組んでいないというわけではなくて、各学校において様々な取組が行われているところではございます。学力向上のための取組といたしましては、具体的には少人数教育によるきめ細かな授業の実施でございますとか、学習支援のボランティアの活用、放課後の補充学習、また、家庭学習の手引きによります学習習慣の確立と、そういった様々なことに取り組んでいるところでございます。

今後は、議員にも御紹介いただきましたそういった各県の事例も十分に研究しながら、より三重県の子どもたちが確かな学力を身につけて、そして、本当にこれからの世の中で生きていける力をつけていくと、こんなことにこれからも頑張ってまいりたいと思います。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） 教育長、どうもありがとうございました。引き続き、今日私もお話しさせていただきましたけれども、一つでもとにかく参考にさせていただけるようよろしくをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。R D F 施設、29年以後のいろいろな問題等に

ついて。

三重RDF焼却発電事業は、もともと環境施策の一環として、平成9年度にスタートした県の総合計画三重づくりの中で環境先進県づくりが重要課題として取り上げられ、桑名・員弁生活創造圏では、広域行政で取り組む事業として環境テーマの一つとしてこの事業が取り上げられ、RDF化構想に基づいて県がこの事業を推進していただいたわけでございます。

このRDF構想というのは、エネルギーをリサイクルして燃料にしていこうということで、ある意味ではごみゼロ社会実現という流れからして一時期その目的をある面では達成したと。このことにつきましては、私も理解をさせていただいておりますが、ここへ来て県はこの事業を28年度までと位置づけて、それ以後の事業のあり方については、現在あり方検討作業部会を設置して、三重県とRDF関連市町とで検討が進められておりますが、県の考え方は一定の方向が出されておるようでございます。

先般出されました市町側の要望書としては、一つ目はRDF焼却発電事業の継続に係る県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。そして、二つ目はRDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとって死活問題になると。RDF焼却発電事業の継続に際しては、市町に新たな財政負担を求めないこと。この2点で要望書が出ておるわけでございます。いろいろ検討されておるようでございますが、この要望書についてコメントがございましたらどうぞよろしく申し上げます。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

環境森林部理事（岡本道和） 平成29年度以降のRDF焼却発電事業、このあり方につきましては、県と市町とで構成しますRDF運営協議会におきまして事業主体をどこにするか等々、13項目の課題について検討を進めてまいっておりますでございます。本年8月のRDFの運営協議会の理事会において、この継続期間につきましては平成32年度までの4年間とするということが確認され、また、事業主体、あるいは費用負担等の考え方につきまして

は早期に合意が得られるよう引き続き協議を進めるということが決定されたところでございます。

県といたしましては、県のモデル事業として実施しております平成28年度までは県が事業主体となる。また、費用負担につきましても、さきの平成20年11月のRDF運営協議会総会の決議として、県、市町の合意がなされておりますので、これに基づきましての事業を進めることとしてきたところでございますが、平成29年度以降につきましては、県が事業主体になるという場合には一般廃棄物処理の責務が市町にあるということとか、あるいはRDF化をしている以外の処理方式を採用している市町との公平性等々から、RDF処理に必要な経費につきましては関係の市町に御負担いただきたいと考えておまして、これまでの運営協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。

一方、市町のほうからは、県が事業主体となった上で新たな費用負担を求めないよという要望も出されておまして、現在のところでは双方の意見には隔たりが見られるというのが現状でございます。この29年度以降の事業主体、あるいは費用負担等の問題につきましては、本年度中に一定の方向を出すということで、市町、県が合意しているところでございますので、今後とも引き続き運営協議会の場を通じまして、市町と真摯に協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） ありがとうございます。

これからどこが事業主体であるかという面についていろいろ答弁があったわけですが、地元であの桑名の力尾の地で事業をやっていくという面で、当初平成14年ごろまでに地元と環境保全協定というものを結んでおるわけです。

だから、環境保全協定というのは、近隣の自治会と結んでおりますし、それから行政とも結んでおるわけですがけれども、県が主体になってこの事業をやっていかない限り、例えば一部事務組合でやるとか、いろいろな方法があ

るかも知れませんが、そんなような形になってくると、爆発事故があったという事例もありますから、環境保全協定というのがこれからあそこで4年間やっていくということについてもなかなか難しい。こんなような状況になってくると、このように私も仄聞し、地元のいろんな話もお聞きすると、そんなところも新たに問題が出てくると、このように思うわけです。

ですから、どうしても29年度以降について、今は県のほうは検討中だということで返答をされておみえになりますけれども、県がもう主体にならなければあそこで事業を引き続いてやっていくというのはなかなか難しくなるだろうと、このように思うわけです。その辺のところについて、再度ひとつお伺いをして、あとRDFの経費の問題については、平成28年で段階的に1トン9420円ということで、29年以降は受益者負担という考え方に立って、かかった費用は全部RDFのあれに振り分けていくということで、2万2842円という形になってくるわけですがけれども、今までの経緯からして地元のところからそれを受け入れるというのはなかなか難しい。

例えば、平成12年ごろにこのRDFのこういう構想が県のほうから出たわけです。(冊子を示す)その中には、まさにバラ色の構想が、例えば温浴施設なり、熱を利用したいいろいろなこととか、それから、RDFの処理料については無料ですということこんな話で進んでいますから、この辺のところについてもなかなか難しい問題であろうと、このように思って、これ以上地元の負担が増えるということは、ある面ではこれから志摩市が途中でおやめになるということですし、松阪市もいろいろ御検討されているということですから、もうちょっとその辺のところは考えていかないと、せっかくこの事業について県がモデル事業としてやってきたことが最後はある面でけんか別れのような形にならんようにひとつよろしくお願ひして、もう一度お願ひしたいと思います。

環境森林部理事(岡本道和) 市町からの要望にもありますように、将来の市町におけます新たな施設整備というのは、当然将来的には必要になってまいりますので、そのようなことも考えますと市町の財政上非常に厳しいとい

うことは理解をさせていただいているところではございます。

けれども、この事業につきましては平成14年度から28年度までの15年間の事業という事業計画に基づきまして進めてきたところでございまして、例えば今までの市町との間でのいろんな料金の話もさせていただいております。その間の収支計画をもとにしてのお話をさせていただいたところでございます。これがさらにまた29年度以降も、今のところは4年間ということでございますけれども、一定期間継続するということになると、例えば施設の補修費であるとか、運転管理委託費などの増額というのは、どうしてもこれは避けられない状況になってまいります。そのようなことで、今の費用負担の枠組みではなくて、29年度以降につきましてはこういうような費用負担の増も含めての対応というのが必要になってまいります。

県としましては、先ほども申しましたように、このRDF処理を継続するという上での費用につきましては、一般廃棄物処理の中での費用という形での御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、引き続き検討、協議を進めてまいりますので、市町の御意見は十分に耳を傾けさせていただきまして協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） 御答弁ありがとうございます。

いずれにいたしましても、環境保全協定で、あの場所でRDF事業を継続していくということになれば、県が引き続いてやるということになれば延長というような形になるのかなと思いますが、新たな主体でやろうということになってきますと、保全協定を結ばなあかんような形になってきますから、そういう面ではどうしてもそのところについて十分ひとつ御留意をいただいて結論を出していただきたいと思います。いろいろ考えて今後やっていきたいということでございますので、よい結果を御期待させていただきたいと思っております。

あと時間の関係がございまして、竹林整備のほうに移らせていただきま

す。

竹は食品としてのタケノコをはじめ、身近な生活道具や楽器、建材など、様々に活用されて、伝統ある日本の文化の一翼を担ってきました。例えばざる、かご、農具の箕、漁具のびくとか、台所用品の竹はし、そばざるとか、いろいろ竹製品もございます。昔から幅広く生活用品の材料として活用されてきました竹類ですが、近年は安くて加工しやすいプラスチック等の石油製品にその座を奪われてしまいました。中国からの輸入でタケノコ生産も低迷し、国内の竹の需要が減少し、その結果荒れた竹林が目立ってきました。しかし、その一方で竹の資源価値も最近見直されてきて、改めてチャンス到来かもと、こんな期待もあるわけです。

竹の特性としては、短期間で成竹となり利用でき、きちんと管理すれば植林もしなくても毎年生えてくるわけでございます。竹の活用としては、建材、繊維材、抗菌材、バイオマスエネルギー、生活用品等、平成19年から竹材整備・利用モデル事業ということで、平成19年から21年までのサンセット事業が3年間で終結をし、その後の対応策が中途半端で終わってしまいました。

現在は国からおりてきております緊急雇用創出事業のバンブーバスター事業、平成21年から23年の3カ年間の限定事業で、竹林の整備が進められているが、言うまでもなくこれはあくまでも雇用を主目的とした緊急措置であり、いわば竹林切りっ放しの一時しのぎで終わっていくように思われます。そうではなくて、もっと計画的に竹林を整備し、伐採した竹材を活用し、後々の竹林保全を継続していける長期展望を持った事業取組を期待したいと思っております。平成19年から21年で取り組んできました竹林整備・利用モデル事業の次なる対策として、放置竹林の解消と竹材の利活用を進める新規事業創設をぜひとも要望しておきます。

平成22年2月に多気町にて、竹のフォーラムが開催をされました。そして、竹林整備やその活用に関心の高い多くの人たちや団体が集う交流会が盛大に行われました。また、10月20日には、(パネルを示す)桑名市でバンブーエイド「桑西・竹の十五夜」のイベントが開催をされました。3カ月かかって竹

をいろいろ伐採して、そして、10月20日にあのように夜ろうそくをともしながらそういうイベントをやって、(パネルを示す)ちょうど7時半ごろにミュージシャンのゴローさんという方でございますが、私は初めてお会いしたんですけど、本当にしんと静まり返った竹林の中で竹を使った楽器がこんなにすばらしいものかと、このように思わせていただいております。

それとか、(現物を示す)これは竹を活用した脱臭なり、それから除湿にも使えるこんな製品も、今、桑名市に平成炭焼会と、こんな方が8名くらいおみえになって、そこで焼いているんな利活用をやっておられますけれども、こういうイベントが開催をされて竹林伐採体験とか遊歩道整備、それから、県立桑名西高等学校の生徒が参加をして音楽ワークショップ等も開催をして、大変盛大なイベントが開催をされたわけでございます。

現在本県では「美し国おこし・三重」の取組が進行中でございまして、この美し国づくりと整合を図りながら竹フォーラムを、できたらひとつ全県的な視野で、かつ「美し国おこし・三重」のテーマプロジェクトとしてこれから開催をしていただきたい。こんなことを一つ提案させていただきます。

竹林の有効利用や竹林伐採システム構築を二本柱にして、このようなテーマをつくりまして、放置竹林を間伐整備して、有効活用を図るための技術や社会的な体制づくりのために住民、企業、行政等が協力し合える場として、このフォーラムは有意義であると考えますので、どうぞひとつ御検討をよろしく願いして、所見があればお伺いをいたします。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長(辰己清和) 私のほうから、竹林整備・利用モデル事業につきまして、先生御指摘のとおり平成19年度からモデル事業ということで、市町から提案がございましたところをモデル地区として、三つの市町でやってきたわけでございます。その結果、竹材を破竹処理して竹林に伏せ込む方式というのが枝払いや玉切りなどの労力が軽減されるということで、導入市町村でそういうものが導入されて、それがほかに貸し出されるというような状況で一定の成果が出ております。ただ、商用となる肥料、あるいは竹炭につ

いては、なかなか需要が少なく採算ベースに結びつかないという状況でございます。

最近はこうした課題がある一方で、先ほど御提案のとおり、竹林を地域資源とした地域おこしに取り組む団体が出ておりますので、このような取組やモデル事業の事例などを市町村に情報提供するとともに、里地、里山の再生、あるいは自然環境の保全の観点からNPOや地域の団体による竹林整備の方式について検討していきたいと思っております。

〔藤本和弘政策部理事登壇〕

政策部理事（藤本和弘） 10月末現在、「美し国おこし・三重」の関係のグループにつきましては223のパートナーグループに登録をいただいております、その中で竹関係のグループは7グループございます。先ほど紹介がございました2月の竹フォーラムをはじめといたしまして、活発に活動をいただいているところでございます。テーマプロジェクトの一環といたしまして、竹プロジェクトを企画し、竹林整備とか竹資源の活用に今取り組んでいるところでございます。

御提案のありました竹フォーラムにつきましては、竹林整備や竹資源の活用に向けまして、地域や分野を超えた連携を促進するものであって、大変有意義なものと考えておりますので、テーマプロジェクトの一環として今年度中にも開催できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） どうもありがとうございました。

4項目質問をさせていただきましたが、本当に積極的に、そして、また有意義な答弁をいただきましてどうもありがとうございました。ひとつ答弁いただいた内容について、これから行政の中でもより頑張ってくださいますようによくお願い申し上げて、質問を終結します。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 9番 中川康洋議員。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9 番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。先ほど最後に答弁された藤本理事のヘアスタイルを見ておりましたら、私もちょっと今度ヘアスタイルを変えたいんですけども、何か10年後か20年後ぐらいの私のヘアスタイルかなと思いながら、親近感を感じて答弁を聞いておりました。

それでは、時間が限られておりますので、質問に移らせていただきます。

初めに子ども手当の地方負担について、知事の改めての決意を伺います。

最初に、11月25日付の日本経済新聞の夕刊にこのような記事が出ておりましたので、紹介いたします。「変わりゆく民主公約」と題して記事はこのように続きます。政権交代に導いた昨年8月の衆院選から1年3カ月、民主党が掲げたマニフェストがなし崩し的に修正、撤回されるケースが目立つ。企業団体献金の受け取り再開、ハッ場ダムの中止方針撤回、手つかずの国家公務員総人件費2割削減、とりわけ子どもを持つ家庭に影響するのが子ども手当をめぐる迷走だと書かれております。

実はこのような記事はこの日本経済新聞夕刊だけではなく、今やどの新聞においても取り上げられておりますが、今回はその中においても特にこの子ども手当の地方負担について、現在全国知事会の子ども手当・子育て支援プロジェクトチームのリーダーであり、この問題における大変重要なポジションにおられる知事にお考えとその決意を伺いたいと思います。

ここで、最近の知事の発言を少し整理いたしますと、11月18日に開催された地方6団体の代表と細川厚生労働大臣との意見交換会では、知事は全国知事会を代表し、民主党は地域主権を1丁目1番地としているが、国と地方がどういう役割を果たすのか見えない。子ども手当のように憲法に基づく生存権の保障は全国一律で国が現金給付でやる。それが国の役割で、地方は地域のニーズに合った現物給付をきめ細かくやることだと主張。地方負担の継続については、地方の負担が残るのは絶対だめだと強調し、危惧を示したと書かれております。

また、11月22日に開催された政府主催の全国都道府県知事会議の席上でも、

知事は来年度以降の子ども手当のあり方について、財政事情は厳しいが、子ども手当は民主党政権が責任を持ってやると打ち出したもので、その責任から考えると地方の負担は認められないと強調、改めて全額国負担を要請したと書かれております。私は、これら知事の発言は今の地方の立場、地方のうそ偽らざる思いを代弁したものであり、大変重要な発言であると感じております。

しかし、国は悲しいかな、昨年来この地方負担について検討した形跡は全くなく、そんなこと言っても地方は最後には言うことを聞くだろう、幾ら地方負担反対と言っても現場に子どもがいる以上、子ども手当の地方負担に反対などできるわけがないと思っているのが本音ではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。知事はこれまでこの問題については非常に重要な、また、地方の立場に立った発言をしてきましたが、今の政府にはこのようにただ意見を申し述べ、牽制するだけではだめだと私は思います。ちなみに、先日11月15日に開催されました首都圏の九都県市首脳会議では、来年度の子ども手当の財源は全額国費とし、地方負担が続く場合は負担と事務を国に返上するとの決議をしており、そこに参加した神奈川県松沢知事は、負担を受け入れれば地方は国の奴隷になる。また、東京都石原知事は、国の予算編成前にかみつかないといけないと発言をしております。

そこで、改めて知事に伺います。私は、全国知事会の子ども手当・子育て支援プロジェクトチームのリーダーという非常に重要な位置にある知事が今ここの地方負担の問題について、国を変える、また、国を本気にさせる決意を示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。知事の改めてのお考えと御決意を伺います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 子ども手当の件につきまして、私の思い、私だけではなくて全国知事会としてどういう考えを持っているかということについて、いろいろ御紹介がございました。

全くそのとおりなのでありますけれども、改めて少しつけ加えますと、実

は全国知事会で私が座長になりまして、この国のあり方に関する研究会というのを持ちました。そして、その中でまとめましたこの国のあり方につきましても、やはり将来に希望を持って生きることのできる社会、これを目指していこうと。そのためには、四つの大きな柱を政策の方向としてとっていきましょうよということを言っております。その第1に上げておるのが、実は次世代の育成、これを新たな社会基盤として位置づけるんだということを申しておるところでございます。

公明党もついこの間までは自民党と政権をとられてきたところであります。公明党はかなりこういった子ども問題についても細かく拾い上げられてやっておりますけれども、少なくとも私は自民党のときには出てこなかった政策、これが幾つか民主党にはあると、こう考えております。

その一つがまさにこの子どもの問題、今まで対GDP比でいきますと先進諸国の中で例えばヨーロッパ等ですと4倍も、あるいは国によっては5倍も経費をかけておる。そういう意味からいきますと、日本の対子どもの施策は非常に貧弱である。しかも、今は親の格差が子どもの格差に定着されてきておるとまで言われておりますから、子ども手当だけではなくて、子ども・子育ての新しいシステムを構築していくんだと。このことは大変結構な民主党の政策だと思っております。

しかし、財源がないのになというふうないろんな諸課題がある中で打ち出されてきたこの子ども・子育ての施策でありますけれども、例えばその中にはかつての発想にはなかった控除から給付へというふうなそういう考え方、これがとられようとしておる。それから、所得制限を設けませんというユニバーサルイズムという新しい政策の理念が入ってきておる。こういったことについては大変評価をしなければならない。私自身も評価をしております。

しかし、一方で、御指摘がありましたように、地域主権、地方分権は1丁目1番地なんだと言っておるその民主党政権が、一体この子どもシステムについて国の役割、地方の役割ということについてしっかり議論をし、そのシステムの中に生かそうとしておるのかさっぱり見えない。であるから、国が

責任を持って生存権を認めるようなそういう子ども手当、これの額を幾らにするか、これも民主党政権が自分で勝手に決めた額でやってくれればいいわけですね。しかし、それを地方に負担させるとかさせないという議論は、民主党の地域主権1丁目1番地という表現と中身は全然違いますね。要するに、言葉だけで真剣に考えていないのではないか、そんな気もするところであります。

そういうことから、しっかりこの間からそのことを申しておるところでありますけれども、今の段階ではとにかくお金がないのよと。お金がないから少なくとも2年ぐらいは許してくださいよというような、何かもうそういう言い方になってきておるところであります。この問題について、関東の知事会とか、あるいは市長の中にはかなりいろんなことを言われる方があります。私どももしっかりこれには対応していきますが、しかし、忘れてはいけないのは子どもを人質にはいけないということでありますから、そういう意味ではこの問題の対応というのは今後大変難しい課題だと、こういうふうに思っております。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番(中川康洋) ありがとうございます。非常にバランスのある御答弁をいただいたというふうに思っております。

その辺のところはさすがだなというふうに思いますけれども、例えば控除から給付にという考え方、これは実は公明党の中でも自公政権のときにそういった考え方を打ち出して、いわゆる控除から給付、手当にしていこうという話をさせていただいたところがあります。それが一つ大きな形になっているのかなと思いますけれども、しかし、例えば片山総務大臣なんかの話を聞いておると、控除を廃止されたものが地方税に行く。その財源は地方税に行くんだから地方負担がいいんじゃないかというようなことをおっしゃっておるように思うんですね。しかし、これは全く違うと思うんです。

そこに来たものは、それは例えば子育てであればそれを現物給付として地方が一体として使うと。それがいわゆる旧児童手当分の地方負担のところ

充てられるじゃないかというのは本末転倒の議論であって、これが来年度、さらに再来年度地方にお願いするよとなったら、これはもう恒久的な地方負担の制度になっていくのではないかなというふうに思っております。

知事からも、今民主党政権の内容が言葉だけでスローガンだけが多いという話がありましたけれども、今回実は、地域主権3法案の質問もさせていただこうかと思ったんですが、今多くの課題がいわゆるこういったスローガンだけになって、そのフレームをしっかりとつくることができない。それゆえに国民なり地方がそこに巻き込まれている、こういった現状があると思いますので、特に子育てに関しては知事はそのリーダーでありますので、当然どちらが子どもを人質にしているのかという問題はありますけれども、責任ある発言を、地方を代表した発言をぜひともしていただきたいと、私は県議会に所属する議員の一人としてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

次の議論に移らせていただきます。次は少しすき間産業公明党的な質問になりますが、ドライクリーニング所の建築基準法違反事案への県の対応について、詳しくは引火性溶剤を用いるドライクリーニング所の建築基準法の用途規制違反の問題について質問をいたします。

この件については、平成21年7月以降、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における建築基準法の用途規制違反の事案が発覚し、国土交通省において実態調査がなされたところであります。また、この実態調査と同時に、引火性溶剤を用いるドライクリーニングに係る洗濯機及び乾燥機の安全対策の進展などを踏まえ、国土交通省において火災に対する安全対策の検討もなされてきましたが、本年9月10日には国土交通省よりこの実態調査の結果の公表とその安全対策に関する指針が発出されたところです。

ちなみに、この実態調査の結果によりますと、調査を行った約2万9000施設のうち約1万4000施設、ほぼ半分ですが、建築基準法の用途規制違反となっており、三重県内においても118カ所の施設が該当している状況となっております。また、この安全対策に関する指針では、その具体的対策として、今

回の調査により違反の判明した建築物の違反是正については、建築基準法第48条の規定に基づく許可を行うことが有効であること、また、この是正措置に対する配慮として、是正までの猶予期間の確保、また、許可申請時における手数料の減免の配慮要請が明記されております。

聞くとところによりますと、今後引火性溶剤を用いるドライクリーニング業者がこの建築基準法第48条の許可による是正措置を講じた場合、申請手数料が必要となり、本県ではその額は18万円と定められております。実はこの申請手数料の負担が重荷になっているとの声を聞きます。また、この申請手数料は自治体の条例で定められており、減免規定もあるとのこと。

ちなみに、三重県ではこの対象条例である三重県手数料条例に全国で唯一減免規定はありませんが、その関連条例である三重県税外収入通則条例の第2条においてこの減免規定が明記をされております。私は、国民生活に密着した営業であるクリーニング業においては、消費者に安全・安心なクリーニングサービスを提供することは極めて重要であり、国土交通省の指針に従い適切に対処することが必要と考えます。

しかし、御承知のとおり、クリーニング業は中小零細な事業所が多く、また、リーマンショック以降大変厳しい経営を強いられていることから、今後県は四日市市や津市など、他の特定行政庁とも協議をしながら、今回の是正措置を具体的に進めていくとともに、この安全対策を講じるまでの猶予期間の確保及び手数料の減免措置を検討することは大変重要であると考えますが、いかがでしょうか。県のお考えを伺います。

また、この件に関して、特に申請手数料の減免については、具体的な協議に入る場合、この条例を直接所管する総務部の見解も必要になってくると考えます。この条例による減免措置について、総務部長の見解もあわせて伺います。よろしくをお願いします。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 手数料の減免等につきましては、まずその手数料に係る事務を所管する担当部局におきまして、減免等の必要性などについて検

討していただくものと考えております。その上でその他の手数料等との関係なども考慮しまして、必要と判断された場合には税外収入通則条例の規定を適用し、減免等の対象として対応していくものと考えております。

以上でございます。

〔廣田 実 県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） 議員が申されましたように、本年9月10日付に所管をしております国土交通省から技術的助言といたしまして、違反に係りますいわゆる是正の猶予期限につきまして、社会通年上、または客観的に必要となる是正までの期間を確保されたいという通知、また、許可手数料の減免につきましては、零細な事業者に係る負担軽減を図る観点から、許可手数料の減免について配慮し、円滑化を図られたい旨の通知がございました。ちなみに、本県の違反件数は申されました、今118件であります。そのうち、特定行政庁であります市が所管をするものが92件ございまして、8割を占めておる実態でございます。

なお、国の通知を受けまして、県としては現在その取り扱いについて検討をしておる状況でございますが、事業者の多くが個人経営者であること、また、違反に至りました経緯、また改修に要する資金調達など、それぞれの事情が異なりますことから、一律な取り扱いができないという実態がございます。そのため、猶予期限と減免の取り扱いにつきましては、その大半を占めます特定行政庁との合意形成が不可欠であると、こういったことから連携をとって早い時期に結論を出したいというふうに考えております。

なお、是正にはある程度の期間が必要であることから、その間につきましては関係機関とも連携をいたしまして、火災予防等の対応に万全を期すこととしたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） 御答弁大変ありがとうございました。

何か答弁の順番がちょっと違ったような気がして、総務部長はもう少しで

も早くこの答弁をしておきたいというような雰囲気すら感じるような御答弁をいただいたような気がします。

この問題のきっかけというのは、いわゆる国のほうで前原国土交通大臣が、当時ですけれども、どこかである違反事案がありまして、その質問に対して調査をしてしかるべき対応をしたいというような答弁をしたわけなんです。そのときに当然国土交通省と、クリーニングそのものは厚生労働省の所管ですので、県で言ったら保健所ないしは健康福祉部ですね。ちゃんと調整をした上である程度の着地点を見出して調査をすればよかったんですが、恐らくそういったことはせずにそういった答弁をしちゃったんでしょう。ゆえに結果が出たら対象となる半分近くが違反事案になったということなんです。

国土交通省も厚生労働省も大変に困ったということで、じゃ、どうするのかというので今問題が起きておるわけですけれども、しかし、考えてみたらクリーニング屋さんというのは、本当に町の中のクリーニング屋さんで、昔はウオッシュばかりでしたからそんな引火性溶剤なんて使わなかったわけですね。ドライクリーニングってやっていないところが多かったわけですから。けれども、ニーズに応じてドライクリーニングを行うようになってきた。当然安全性というのはその洗濯機や乾燥機にはあるわけなんですけれども、しかし、建築基準法から見るとこれは違反事案なわけですね、都市計画上の立地から見て。

これが出た以上は何とかなければいけないというので今の問題になっておるわけですけれども、やはり本当に是正ができるのかどうかということを考えると、是正するだけでも大変費用がかかりますし、また、是正をした後申請するだけで18万円かかるんですね。これが重荷になると。確信犯で違反をしているのならこれはまだしもですけれども、結果的にそうなってきたものがここになってあぶり出てしまったというのが事実だと思います。そういった意味においては、当然是正はしていく必要があるんですけれども、しかし、クリーニング屋さんが「もうそんなのだったら私やめちゃうわ」というような形ではない形でどう知恵を絞っていくか。ここが大事だというふうに

思います。

今、県土整備部理事から、特定行政庁と合意形成を図りながら行っていきたいと。いわゆる特定行政庁である市が8割を担当しているという話がありました。しかし、これは県がイニシアチブをとりながら、いわゆる猶予期間の確保であるとか、特に減免を適用するかどうか考えていく必要があると思うんですね。その中において、県だけ県手数料条例には減免規定がない。それで、税外収入通則条例もあるんですけども、これによる手続に従って減免したことは県では一度もありません。そういった意味においては、今回のこの問題は特定行政庁とも連携を図りながら、この税外収入通則条例の第1号の減免措置になることを私は望みたいと思いますし、やはり県・市レベルでは大変難しい問題だという場合は、場合によっては国に対してもう一段の解決に向けた検討を県から強く申し上げる必要があるのではないかと思いますので、そのことを要望させていただきたいというふうに思います。

最後に3点目の質問に移らせていただきます。

ブラジル人学校への支援策について質問をいたします。具体的には、各種学校の認可を受けたブラジル人学校への私立外国人学校教材費等補助金の件について伺います。

この補助金については、経済対策の一つとして、親の失業等で児童・生徒が激減したブラジル人学校に対して、その教材費などを補助することによりその学校の運営を支えるため、平成21年度の6月補正において創設されたものでありますが、先日10月25日の予算決算常任委員会の中で山口生活・文化部長は、この補助金について最近では児童・生徒の数が下げどまり、横ばいであることから、平成23年度については基本的に継続しない旨の答弁をされました。

しかし、私はこれら学校の実態を見た場合、今回の判断は少し早計ではないかと思うのと同時に、児童の権利、また、ブラジル人学校と県との今までのかかわりをひもといた場合、この補助金については来年度も継続すべきであると考え、以下4点にわたりその理由を述べます。

1点目は、運営面の課題であります。

部長は先日の委員会で児童・生徒数は下げどまっており、最近では横ばいであるとの答弁をされましたが、現在の生徒数は部長の御答弁どおりであり、それゆえ各学校ともいまだ十分な運営を行っていただけるだけの生徒数には到底足り得ていないのが現状であります。また、皆様既に御承知のとおり、これら県から認可を受けている学校は本国の教育課程に準拠したカリキュラムで授業等が行われており、児童・生徒数が減ったからと言って先生の数を減らしたりすることはできません。また、広域から子どもが通ってくるため、簡単にスクールバスを減らすわけにはいかない現実があります。

また、2点目は、他に対する影響、特に公立学校に対する影響であります。

これら認可を受けたブラジル人学校は親が我が子に対してあくまで母国語での教育を受けさせたいとの思いから、あえて高い授業料を払って通わせているのがほとんどです。しかし、今後これら学校の経営面、運営面の問題から授業料が上がり、その結果、思いはあってもこれ以上この学校に通わせることができなくなる等の例が出てくれば、その影響がダイレクトに地域の公立学校に出てくることは明らかであり、場合によっては不就学の子どもを生む可能性すらあります。

3点目は、少し話が大きくなりますが、児童の権利に関する条約から見た場合の考察であります。

この児童の権利に関する条約では、第29条で締約国が児童の教育について目指すべき内容が明記されており、その内容の一つに児童の言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値を育成すること、中略ですが、として児童が母国語での教育を受ける権利及び出身国の国民的価値を育成する権利がうたわれております。私は、日本並びにこの三重県においても、児童が母国語での教育を受ける権利及び出身国の国民的価値を育成する権利を保障することは大変に重要であると考えます。

最後4点目は、これはあえて言うならばこの問題のそもそも論になりますが、ブラジル人学校の各種学校としての設置許可やブラジル人学校への補助

金の助成を推進してきたのは知事自身であるということであります。

話は少しさかのぼりますが、知事は平成20年8月に県との姉妹提携35周年を記念してブラジルサンパウロ州を訪問し、州政府や州議会との意見交換、また、ブラジル三重県人文化援護協会の方々との交流を図られました。そして、知事はその帰国直後、ブラジル人学校への補助金の助成検討を明らかにされ、その記者会見において対応を次のように述べられております。紹介します。

知事は、移民を受け入れてくれたブラジルの社会があってこそ日系人の活躍があるという認識を深めたとし、三重のブラジル人も県民と一緒に多文化共生に取り組んでもらえるようにしたいと。また、このようにも話しております。県内にはブラジル人が約2万人いる。ブラジルで日系人文化が育っていることを知り、三重でもブラジル人を支援する重要性を改めて感じた。今回をきっかけにきちっと対応していこうということになったと。私はこの知事の御発言、また、知事の実際に過去に日系人を受け入れてくれたブラジルサンパウロ州での多くの方と交流する中で感じられたこと、その思いから考えても、今回の助成はただ財政的な理由だけで切るべきではないと考えます。

以上4点にわたり述べさせていただきましたが、私は以上の理由からこのブラジル人学校に対する私立外国人学校教材費等補助金については来年度も継続すべきであると考えますが、いかがでしょうか。県のお考えを伺います。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（山口和夫） 先ほど御紹介をいただきましたが、私立外国人学校教材費等補助金につきましては、緊急の対策としまして生徒数の急減に歯どめをかけるということでございました。その結果、一定その歯どめがかかっておりまして、緊急の補助金の役割を果たしたものと考えております。

また、一方では、各種学校として認可しております外国人学校には運営費に対する補助としまして私立外国人学校振興補助金を交付しております。これにつきましては、平成11年度以降10年にわたり1校当たり230万円の定額と

しておりましたけど、厳しい経済状況を踏まえまして、平成21年度にはブラジル人学校に対しまして1校400万円補助額を大幅に増額したところでございます。

また、さらに今年度からは国の高校授業料無償化施策に合わせまして、ブラジル人学校の高等部の生徒にも月額9900円を給付する就学支援金が交付されておりますし、また、低所得世帯に対しましては就学支援金の加算や県単の授業料減免補助金の上乗せ助成もされておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、県といたしましては、平成23年度以降のブラジル人学校に対する支援につきましては、今後の生徒数の動向ですとか、就学支援施策の状況なども見きわめながら、適切な対応を行えるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9番（中川康洋） 時間が限られておりますけれども、今回の問題、これは知事がブラジルに訪問したことがきっかけで、このような状況が今あると思います。最後に時間が限られておりますが、知事の見解もぜひとも伺いたいと思います。

知事（野呂昭彦） 外国人問題、共生社会をどうつくっていくのか、大変重要な課題であります。そういう中で、先ほど部長からの話のとおり、いろんな状況等も考え、県として対応しておりますが、こういった課題については、改めてさらにその対策を深めていく、そういう努力をしていく必要があると私も思っております。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9番（中川康洋） 外国人学校も含めた子育て、教育、これは財政的な問題だけではなくてトータルな問題である。これは最初に知事が子ども手当のところまで答弁をなされた内容であると思います。その言葉を信じながら、公明党を代表しての一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番（真弓俊郎） 日本共産党の真弓俊郎でございます。

昨日の新聞、夕刊を見ていましたら、大学内定率52%という数字が書かれていました。文部科学省が行った10月1日の内定解禁日の内定率の発表でしたが、中部地方で52%、東北や中国、四国よりも低い数字が躍っています。活字では中部の就活は超厳冬、このような見出しが躍っていました。

本当に今の若い人たちの就職というのは大変だなという気持ちが胸いっぱい広がっているんです。翻って自分たちが大学を出て就職するときはどうだったかということ、皆さんもかなり近い年齢だとは思うんですけども、特に私なんかは歌ってデモって恋をしてという、そうしたらいつの間にか就職をしていたというそんな感じの能天気な就職の時代があったわけですけども、この記事にも出ているように、何と大学3年生のときから就活をしなければ就職先が見つからない。しかも、研修まで出ていておじぎの仕方、あるいは採用担当者に気に入られる話し方、大人の社会におもねざるを得ない、そんな仕組みの中に今の若い人たちは入れられている。このことが一番大きな問題点ではないかなと思っています。

たかが就職、雇用といいますがけれども、例えば私は10数年前までは高校の教師をしておりましたので、夏休みなんかを通じて採用試験の面接の練習を生徒とするわけです。ふだんはため口をきいている生徒たちが、その面接の練習のときになると顔が青ざめるほど緊張するわけですね。彼女や彼らにとって就職、働くということはそれほど厳粛なものだと、当時私も教師として感動をしながら送り出した経験を持っています。そして、このことが6月にも、また9月にも新規高卒者の就職問題、これを議会で取り上げた大きな理由でもあります。

最初の9月末の数字は48.4%、大変な衝撃が与えられ、県も努力してもらった。学校でも努力をしてもらって、10月末は72.9%という内定率に変わりました。ところが、私が住んでいる中勢地域では67.9%、978人の就職希望者のうち664人しか内定をもらっていない。314人が未定なんです。学科別も調

べてもらいました。そうしたら、学科別では普通科が59.5%、一番悪いんですね。学校へ行って早速聞きました。職業学校は今までの卒業生とのかかわりで結構採用の内定をしていただいた。このようなことを言っていますが、普通科高校は大体進学が主なんですよね。

ところが、今ある学校に行って驚いたことには、今まで進学、大学を目指していた子でお父さんがリストラをされて、そして、もう進学ができない。就職しかできないという形に追い込まれていった。その中で就職を予定しようとしたら求人がない。こんなお先真っ暗な話、若者にそのような思いをさせてはいけない、このように考えております。

県のほうも今回の補正で高校生内定獲得緊急支援事業、このことをなされようとしています。また、国のほうでは、若年者等正規雇用安定化特別奨励金、トライアルというのもやっています。何回も議会の中で訴えてきて、最近11月になってから県のほうも動き出していただいて企業を回っていただく。このことも始めていただくことができたと思います。三重県緊急雇用・経済対策会議でそのこともなされていると思うんですけども、このオール県庁で取り組んでいく、その質問を繰り返してきて実現していただいた。本当にありがたいなと思っているんですけども、この企業を回られてきてどんな成果があるのか。そして、問題になってきた事実はないのか。このことも教えていただきたいと思います。

そして、あるレポート、2006年の佐藤さんという人の、高校生を採用する、これのメリット、デメリットを各企業に聞いたレポートがあるんですけども、そこで出てきたのをちょっと紹介します。高卒者を長期的な育成の対象として位置づけている企業、これはどういうメリットでもって採用しているのかという、1番は高卒で十分こなせる業務だからというのが最初の理由です。2番目に大きいのが、高校との関係でよい人材を確保できている。三つ目は、若いうちから育成する必要がある。そして、四つ目が育成の方法がその企業では確立しているから。要するに人材育成に積極的な企業ほど高校生の採用をしているというレポートが物語っています。

自分の社の競争力基盤となる技能の形成や継承のため、高校生をあえて採用している。これは地域に根差した企業だというふうに考えています。今回回られたところもまた12月に回られると思うんですけども、そういう企業が各社あったと思いますが、そのような企業に対する直接支援は何らか具体的にには出されていないのか。三重県版トライアルとか、そういう方法なんかも考えられないのか。この質問に対しては緊急雇用・経済対策会議の議長でもあります副知事に御回答をお願いしたいと思っています。

〔江畑賢治副知事登壇〕

副知事（江畑賢治） お答えを申し上げます。

まず、高校生の就職対策で、特に普通科の生徒の内定の状況が厳しいじゃないかというお話がございました。教育委員会におきましては、特に普通科のある高校を中心に就職支援相談員4名、それから、就労支援総合マネジャー6名を重点的に配置いたしまして、これまで進路相談や求人開拓を進めてきておるところでございます。

こうした就職支援相談員や就労支援総合マネジャーは、企業の人事担当のOBであるとか、あるいはハローワークのOBということでございまして、その経験を生かして生徒・学校と企業のパイプ役ということで活動もしてきておりまして、今年度10月末まで延べ1700力所以上の事業所等も直接訪問しておりますし、これまで125件の新規求人開拓に結びつけております。特に10月1カ月では、44件の新規求人開拓をしているところでございます。

しかしながら、御指摘もございましたように、依然として内定状況は厳しいということでございますので、こうした支援員等の活動につきまして引き続き強力に進めるということとあわせて、来月には学校の進路指導者と企業が、経済団体の協力を得まして直接未内定の生徒の情報について就職情報交換会を行おうということを今予定しているところでございます。

また、あわせて、先ほど御質問の中にごございましたように、今回の議会に補正予算といたしまして、特に就職上厳しい普通科、あるいは商業科の生徒を対象といたしました、高校生内定獲得緊急支援事業といったものを提

案させていただいております。その内容は、特に企業から求められておりますものとしてコミュニケーション能力が必要だということでございますので、この能力を向上させるとともに、内定獲得のノウハウについて学んでもらう就活ゼミ、それから、20日程度のインターンシップということで、企業での実地訓練を行うという就業サポート事業を予定しております。

この後者の就業サポート事業は、企業にインターンシップの間の経費について費用を報償費という形で支払うということも考えておりますので、ある意味卒業前のいわばトライアル的な要素もあるというふうに考えておまして、これを早期に御議決いただきますれば、ぜひともこうした就職支援総合マネジャー等によりまして企業に働きかけを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、企業訪問についての感触という御質問がございました。これにつきましては、今月の中旬から本庁と県民センターの県幹部が、三重労働局とともに約110社の県内外の企業について訪問を行っているところでございます。また、現在約半数を訪問した途中でございまして、全体の集約はまだできてはおりませんが、これまで訪問した者の報告では既に来年度の採用を終えていると。要請の趣旨はよくわかるんだけど、現下の経済状況では先行きの見通しが立ちにくいということから、追加の採用というのはなかなか難しいという声を多く聞いているところでございまして、どれだけ追加雇用に結びつくかということにつきましては、厳しい状況であるということは認識しております。

もっとも訪問企業の中には、こうした訪問の趣旨を踏まえて対応をするとか、あるいは奨励金等の制度に関心を持ちまして、追加雇用の検討のために詳細な資料が欲しいという企業もあるところでございます。今后来月中旬を目途に全社の訪問を終えたいというふうに思っておりますが、こうした奨励金等の費用支援の諸制度について丁寧に御説明をする。あるいは、新卒者の雇用について一層理解を求めていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、今回の訪問の際に、企業の支援のための諸制度についての周知が十分でないということもよくわかりましたものですから、今回訪問した企業だけではなく、もっと多くの企業にこうした企業支援の制度等について周知を図っていきたいというふうには思っておるところでございます。今後とも関係機関と連携いたしまして、一層取組を進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） ありがとうございます。

特に今県が動いていただく。ハローワークと一緒に協働してやっていただく中で、地元の企業も対応の枠を広げてくるというふうなそういう形もできますので、今後半分、さらにそれよりも広げられるということですので、ぜひとも頑張ってもらいたいなというふうにご考えています。

何遍も言うけれども、高校を卒業して社会へ出るというのは、自分のおり場を働く場所に求めていくわけですから、そのおり場、働く場所がないというそんなことを三重県は許してはならないと思いますので、ぜひとも努力もしていただきたいし、企業の側は高卒者を雇うことによって自分のところの企業をその地域でこれからも特色あるものとしてやっていく。その思いで高卒者をとるわけですから、まだ直接的な支援もないのかということもあわせて考えていただければと思います。

学校側でも随分努力をしてもらっているのは、学校へ行くとよくわかるんです。でも、まだ職業科のほうは今までの関連もあるのやけれども、先ほどの普通科が落ち込んできているという理由は、やはり教師自身がそういうノウハウを持たないし、支援員の方とのやりとりにしても、ハローワークとそんなにつき合っていないわけですからうまくいかないという。それで、自分たちでもがくだけで、大学とかほかの専門学校の紹介という形にしかいけないというジレンマもあるわけですから、そこら辺はそれこそピンポイントできめ細かく教育委員会とも連携をとって生徒に当たっていただきたいなと考

えています。

次のほうに入っていきます。次はＴＰＰ（環太平洋連携協定）というもので、何かかわいらしい名前なんですけれども、実際は大変な話で、もともとこれは菅総理が10月1日の所信表明演説で参加を検討すると言い出したことです。また、11月14日の横浜のＡＰＥＣ首脳会議でのオブザーバー出席したＴＰＰ協定交渉参加国首脳会合で、菅総理は、日本の農業を活性化し、立ち遅れた経済連携を促進する。横浜ビジョンに沿って平成の開国を推進していきたい、このように述べておるわけです。まるで大河ドラマの中で言われる開国か鎖国か、このような迫る論法、今の日本が農業を守るために鎖国をしているようなこんな論法で日本の農業への攻撃、これをしだそうとしているというふうに言わざるを得ません。

これに対して、交渉参加に反対、慎重な対応を求める意見書が続々と出されています。私どもの三重県議会でも今議会で慎重な対応をしてほしいという意見書を上げようとしています。北海道は、適切な国境措置がなければ農業だけでなく地域経済に大きな影響を及ぼすとしています。そのもとはＴＰＰ参加による農業などへの影響、この試算、北海道では何と2兆円を超すと推定がされています。口蹄疫に苦しんだ宮崎県は畜産を中心に損失が2975億円、三重県でも500億円の損失が推定もされています。

今まで国は農業の活性化に対して関税で守るだけではなく、国際競争力をつけなければだめだと。小規模農業は切り捨てて大規模、これを進めていくと言っていました。しかし、今回の論議で明らかになってきたことはそれとはちょっと違います。ＴＰＰ参加で2兆円を超す被害を受ける北海道の農業規模は、今やもうＥＵを上回る国際的に見ても大規模になっています。

また、もう一方、鎖国をしているという関税率、各国の農産物の平均関税率はインドが124.3%、韓国は62.2%、ＥＵでも19.5%です。農産物の平均関税率は日本は11.7%なんです。アメリカに次ぐ低さになっています。この11.7%の低水準な農産物関税率が年間約7兆円に達する食料輸入額になっています。そして、食料自給率40%、もう今こんな状態なんです。ＴＰＰに参

加して、関税をゼロにして日本の農業が壊滅してしまう。このような状態が明らかに近づいていると言わざるを得ません。

知事も11月の定例会見で、農業を切り捨てるようならば反対をする、このようにおっしゃってみえましたが、この議場で三重の食と農を守るためTPPに参加することを反対する姿勢を表明していただきたいと思います。何よりも知事がこの8年間進めてきた「美し国おこし・三重」、文化力、そのような意味の中では、先ほども竹関係のグループが7グループもあると言われましたが、多分「美し国おこし・三重」のグループの中で一番多いのは食と農に関係するその人たちではないでしょうか。

何よりも日本の文化、大もとは農業の中から生まれている。このことは、江戸時代が200年も続いた、そのこととも切っても切れないそんなありさまです。農業国が日本なんです。その農業を売り払って幾ら家電や車を売っても、日本の文化を守ることはできません。ぜひとも知事の口からこのTPP参加には反対という意味を表明していただきたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） このTPPをどう評価するかということですが、例えば経済産業省も我が国、特に三重県の場合には製造業も極めて多いわけですね。そういうものがもしTPPに参加しない場合にどういう影響があるのかというような試算もやっておるところです。ちょっと手元に数字がないのでありますけれども、三重県でもいわゆる経済産業省の計算基準に従った額として幾らというような数字は出てまいります。これはあくまでも経済産業省が前提として置いておる数字に基づくものです。

一方、農林水産省も同じように自分のところの基準に基づいて出しております。この間、記者会見のときにも農業でかなり壊滅的に影響が出るよというような数字がその中では出ておるといことも申し上げました。どっちの額がどうなのかと比較すると、多分メリットのほうが大きいというようなそういう数字もあるかもしれない。しかし、その一方で、農業はかなり、例えば畜産だとかそういうのも7割ぐらいだめになるとか、米は90何%でし

たね。そんなことを思いますと、余りにもまた農業に対する犠牲も大きくなる。

それは前提として、何にも手を打たない場合ということでありますから、そういう意味では農家の所得補償も含めて新しい農業のあり方、これをきちっと手当てをしながら、一方でＴＰＰのことを考えていくということが大事なんだろうと、こう思います。政府もそういう慎重な中で検討していくんだと言っておるように私は聞いておりますし、そう期待をしておるところであります。もしもそういうことができない。そして、農業が壊滅的な被害を受けるだけだということなら、これは私も反対だということを言わざるを得ません。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） かなり積極的ではないという意思を表明していただいたかなというふうに思っています。私たちの年齢で言うと、子どものときに石炭産業が壊滅をしていった。そして、高校か大学ぐらいのときには繊維業界が壊滅をしていった。その経験を目にしています。そして、ＧＡＴＴウルグアイラウンドなどで米の値段がどんどん下落をしていくというふうなものを現実に見ています。

知事は農業の犠牲が大きい、そのための手だてが要るということをおっしゃいましたけれども、本当にその手だてが今の民主党政権でなされるかどうかというのは大変不安だと言わざるを得ません。そして、そのような手当がないときにやられたら、それこそ知事が言われる文化力も何もかもひっくり返ってしまう。単なる新自由主義的な経済の数字だけが躍って、食べるものはないけれども、金だけは持っているという経済大国日本になってしまうというおそれがあることを指摘もしていきたいと思います。

このＴＰＰの論議を、余り詳しくは正直言ってももとはしていなかったです。菅総理が言い出して慌てて見てみたら、これはずっと流れの中の日本の産業構造を変えていく一環ではないのかと。日銀総裁が昨日名古屋へ来て、中部圏が非常に引っ込んでいると、経済が。先の見通しも悪いというふうに

おっしゃってみえまして、しかも、新たな産業基盤をつくり出さないと、車や家電に頼っている時代はもう終わりだみたいなことも暗におっしゃられている。

そんな時代の中で、やはり足元をしっかりと守っていく。それはまずは農業、このことを守ることがまず一番だというふうに考えています。北海道やほかでもいろんな問題点が出ていますけれども、今あちこちから請願が出ていますけれども、食料自給率の問題、それと、農業文化の問題、このことを一番大きく出されてきているのではないかと考えています。

この農業というのは、結局それがつぶれていけば地域の産業もつぶれていかざるを得ない。先ほどの新規高卒者の採用の問題でも言いましたけれども、一番頼るべきは地域の産業です。そのトップは農業であると考えています。ぜひとも県を挙げて農業を守っていく、この方向を出していただきたいと考えています。

ある意味では、知事とも文化力、あとは新しい時代の公とか、そういうことももっと論議をしたいなと思っていました。まさにＴＰＰの問題はそれとも非常にリンクをする話だし、「美し国おこし・三重」を担当する藤本さんともそこら辺の実際のグループの人たちの考え方、それもお聞きしたい。それがなければ、この農業を守っていく手だて、それを国にどういうふうにするかというのも出てこないわけですから、実際に農業関係のグループの人たちが多く参加している「美し国おこし・三重」のほうからどうすればＴＰＰで農業が守られていくのか。そのような方策も出していただければいいのかなと思っています。

それがある意味では野呂知事の２期目の最後の仕事になっていくのかなと思ひまして、エールを送るつもりで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

副議長(森本繁史) 本日の質問に対し、関連質問の通告が１件ありますが、

この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 分休憩

---

午後 3 時15分開議

開 議

議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

真弓俊郎議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 会議の日程が集中している中でありますけれども、簡単に関連して質問をしたいと思います。

真弓さんから先ほど、高校の就職内定率が大変深刻な事態であることが述べられたところであります。この間も私は、私も教員でありますので、教員OBの皆さん方と一緒に教育委員会の皆さんとも交渉をしたんですけれども、高校卒業生の就職希望者の数が揺れているという実態があるんですね。これは単純に増えているわけではない。単純に減っているわけではない。

中身はさっき真弓さんが言ったように、普通科なんかではむしろ進学しようと思っていたけれども、やっぱり家の経済状態が大変厳しいのでと言って就職を余儀なくされる子、一方では、やはり就職しようと思っていたけれども、もうなかなかいいところがないし、難しいしという形で、結局は進学でもしようかというような、親はもう悲鳴を上げていますけれども、そんな私学の名前を聞いたことないよというようなそういう実態も率直にある。

ですから、例えば就職希望者の数が5月は4354人、7月で4389人と聞きましたね。8月4245人、9月4112人と5月段階から比べれば242人就職希望者が

減っているんですよね。結果として、これは分母が減るから率は若干それでは上がるということにもなるんですよね。

それで、今、就職開拓に随分御努力をいただいていることは私もよく承知はしております。ただ、私は企業のほうに対していかにもよろしくお願ひします、それしかなか言えないという側面もあるんだけど、今、高校の先生たちも最終的にはおっしゃってみえるんだけど、何とか仕方がないから3月までにどこかへ入れなきゃならんと、こういう形になってしまう。ところが、定着しないと云うんですよね。二、三カ月たったらじきにやめてくると。次々また転々之行ってしまつてというような状況も生んでいるわけです。

やはりそれは物すごく何か安売りしてというか、働く労働者のほうを安売りして、何でももうよろしいからとにかくお願ひしますと、こういう働く側の売り手市場というのが、買うほうの企業はあっさり切るんですわ、どんどんかわりがあるから。それが今の派遣労働やら請負労働なんかをずっと生んでいるわけですよね。

その意味で、本当に今働く人たちのルールをちゃんと守らせるとか、企業に対してきちっとそのことも要請してほしいと思うんですね、単なるお願ひではなくて。こういう働くルールブックというのもつくってもらつて、(冊子を示す)高校生なり、あるいは外国人も含めて外国人の労働者の皆さんにも渡してみえるということです。

私は昨日、おとついでですが、大事故で報道されている、遠いフィリピンから働きに来ている派遣請負の若い女性の方々も含めて6人亡くなりましたよね。本当に気の毒だと思つたんですわ。この人たちは本当に労災保険を掛けてあつたんやろうかという問題だとか、あるいは、また私もよく派遣切りに遭つた労働者の人たちの相談に乗るけど、失業保険、雇用保険さえ掛けていない。一番困るんですわ。直ちにいい若い者が生活保護の相談に乗ってもらはんならんみたいになるわけですね。今まさにそういう労働者がうわつとあふれているから、ある意味では高校生も正規に就職がなかなかできない。

派遣労働の自由がうわっとやられているという実態。これでいいんだろうかという問題ですね。

それで、せっかく皆さんこのパンフレットをつくってもらっています。やっぱりこういうものを本当に働く人の権利もきちっと主張できるような、あるいは、最初に働くときに労働協約というのをちゃんと結ぶんですよというようなことなども、これは企業側に教育もちゃんとしてもらいながら、いや、県の仕事ではありませんわというふうには逃げないで、そのことによって本当に就職の確保と、そして定着できるような安心して働ける労働市場をつくっていくというか、職場をつくっていくというか、居場所づくりにもなるわけで、そここのところがないとやっぱり本当に若者が安心して働ける、定着できるという場がないのではないかと。

そういう意味では、きちっとした調査もしてもらいたいと思うんです。今、本当に労災保険も掛けておらん。あるいは、雇用保険さえ掛けていない企業が一体どれだけあるのか。そういうところで、県がようけ補助金を出したようなシャープの関連の企業のところでそんなものがようけ働いておるといようなことがあったら困りますやんか。そういうことも堂々と言えるようなそういう立場に立てるのかどうか。そのことを通して、経済対策というんだったら安定した三重県の経済が確保できるようなそういう方向を目指してほしいということを切実に求めたいと思うんですが、強い見解を聞いておきたいと思います。

生活・文化部長（山口和夫） 企業への働きかけにつきましては、現在も企業訪問は労働局とも同行してやっております、種々の制度の説明もさせていただいています。その際には、雇用の採用に当たっての考え方とか、いろいろな意見交換もさせていただいております。そういう意味では、労働局と今後とも今の御指摘の点も含めてしっかり対応していきたいと思えます。

あと、就職の働き口の確保ということにつきましては、先ほどの労働局のほうでも新卒者就職応援本部というのを設けて、県も参画しておりますが、各種団体も参画しております、その中でもいろいろな課題の共有とか、取

組の方向についても議論をさせていただいています。いずれにいたしましても、今後厳しい状況ではありますけれども、いろんな場面で機会をとらえてしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

知事（野呂昭彦） 萩原議員御指摘ゆえのところも私はこれからこの国のあり方を考えたときにもしっかり踏まえて、誤りがあれば正していくべきものだと思います。今日は午前中に藤田議員の一般質問の中で、これからの産業政策、地域と絡めてどうあるべきか、非常にいい議論だったと思うんです。あれにもう一つつけ加えるならば、それに雇用のセーフティネット、いわゆる積極的労働市場政策、それをしっかりマッチングさせていくと。そういう取組が行われてようやく萩原議員が余りがんがんやらなくてもいい時代になってくるのではないかなと、こういうふうに思っています。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 私のがんがん言っているというほどではないけれども、本当にそういう雇用の安定というのを労働局任せにせんと、皆さんも一生懸命努力してもらっておるけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

私もいろいろと聞いてみたら、幸いあの6人のフィリピンの方々には労災保険を掛けている会社であったというようなことでもありますし、そういったような補償の問題なんかも含めて、これから大事な問題が様々あるというふうに思います。

あわせて、もう一つだけ紹介しておきますと、私も労働局といろいろやりとりした中で、12月1日からこの企業は労災保険と雇用保険を少なくとも掛けているかどうかということを検索できるようになったそうです。これはとてもいいことだと、働く側にしてみたら、本当にそういうことをみんなに周知もしながら、あるいは情報公開をどんどんしながら、それで、もちろんのこと県が工事を発注したり、あるいは県が補助金を出したような企業は、そういうような企業をちゃんと下請に入れよというようなことなどもぜひ積極的に要求していただきたい。このことを強く要求して関連質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

議長(三谷哲央) 日程第2、議案第15号から議案第68号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。43番 西塚宗郎議員。

〔43番 西塚宗郎議員登壇・拍手〕

43番(西塚宗郎) 新政みえの西塚でございます。

議案第66号県立志摩病院の指定管理者の指定について質疑をさせていただきたいと思います。

知事は議案の提案説明において、公益社団法人地域医療振興協会について、全国の病院等で指定管理者としての実績を有し、安定的な人的基盤やノウハウを持っていることから、志摩病院の診療機能の維持、回復を図ることが期待できると述べられました。期待という言葉は、辞書によりますと心待ちに待つこと、あるいは当てにして待つこととあります。すなわち、当てが外れることもあるということでもあります。

そのことはさておき、地域医療振興協会から指定管理者に応募するに当たって提出された事業計画書の中で、公募に当たって示された県立志摩病院指定管理条件を満たすことができなかったため、指定管理者選定委員会のふさわしいとの審査結果に基づき、志摩病院の診療機能の維持、回復が図られることを期待して議案を提出されているのでしょうか。

平成22年第1回定例会2月会議において、けんけんごうごう議論をし、県立志摩病院指定管理条件(骨子案)が修正されました。しかし、先ほども申し上げましたように、地域医療振興協会から提出された事業計画書、あるいは選定委員会からの質問に対する回答文書では、指定管理条件を満たしておりません。例えば、各科の診療体制については当面現状維持に努めます。これは平成24年3月末の体制を維持するということでもあります。小児科、産婦

人科については、当面は現体制の維持に努め、運営から3年後を目標に常勤医師の確保に努めます。また、救急医療体制については、当面は現体制の維持に努め、内科系、外科系、それぞれ1名の当直医の配置については、3年を目指して診療体制の回復に努めますとあります。このように診療体制についてことごとく条件を満たすことができない、あるいは約束ができない申請事業者をなぜ指定管理者に指定されるのでしょうか。お答えください。

病院事業庁長（南 清） 県立志摩病院の指定管理者の指定の判断についてでございますが、病院事業庁におきましては、県立病院改革に関する基本方針の中で示されました指定管理条件（骨子案）これをベースといたしまして募集要項を策定し、この7月から志摩病院の指定管理者の公募を行いましたところ、公益社団法人地域医療振興協会の1社から申請がございました。その後、医療関係者や地元住民等で構成をされます選定委員会における調査審議の結果、同協会が指定管理者としてふさわしいと、こういう結論になりまして、11月1日知事から私どものほうに通知がございました。

この選定委員会の調査審議の中におきまして、1次審査の書面審査の段階では条件を満たしていないのではないかと、あるいはその具体性に欠けるのではないかと、こういった意見もございまして、低い評価にとどまった項目もあったところでございます。しかしながら、その後において実施されました2次審査におけます申請者からのヒアリング、それから、追加資料、こういったものによりまして、これらの疑問が解消されたものというふうに考えております。

一方、病院事業庁におきましては、この選定委員会の結果を踏まえまして、直接申請者に聞き取りを行うなどしながら、指定管理候補者の選定について検討を進めてきたところでございます。その中で、全体の診療体制につきましては、申請者は業務開始から3年目に入ります平成26年度には常勤医28名の配置を確保することとしております。また、提出されました収支計画でございますとか申請者の聞き取りから、その翌年に当たります平成27年度には一層の回復を前提とした医師の増員が予定されていると、こういうことも確

認をさせていただいたところでございます。

それから、個別の診療科につきましても、志摩病院の現在の医療ニーズ、それから、病院を取り巻く医療環境、そういったことを踏まえた計画になっておるということでございますので、今後関係機関との調整も行いながら、自らが有する人的基盤を可能な限り活用して、地域医療ニーズにこたえることができる診療体制が順次整備されていくというふうに考えております。こうしたことから、志摩地域の中核病院として安定的、継続的に病院運営が行われるということが可能であるという総合的な判断に立って、今回指定管理者の候補者として選定したものでございます。

それから、なおこの目標に従って診療体制の回復、充実が図られるということにつきましては、県としても医療ニーズの的確な把握や調整、それから、医療環境の整備、こういったことに努めていかなければいけないと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 選定委員会から審査結果としてふさわしいと、こういう結論が出されて報告いただいたと、こんなふうにおっしゃいました。私も、選定委員会の報告書写しをいただきましたので見させていただきました。第1次審査では、320点満点のうち207点という評価結果でありました。

評価点は65%でありますけれども、50%を超えているから第1次審査は通そうと、こういうことであつたわけですが、選定委員会の議事録を見せていただきますと、具体的でない点があるものの、このとおり実現してほしいという希望も込めて採点をした。あるいは、1事業者こそ応募がなかったことを考えると、採点するに当たって非常に苦慮をした。あるいは、申請が1事業者であつたので、この事業者を否とすると次の事業者を探すことになり、非常に困難ではないかと思うという意見があつた上で、こんな評点結果ではなかったのかと、こんなふうと思うわけであります。

しかも、診療体制の項目の評点を見ますと、例えば100点満点に直した場合、

診療科についてはわずか25点、外来診療体制については56点、入院診療体制についても56点、救急医療については31点、高度医療が50点、特殊医療については43点と、こういう評点の結果であります。

2月の会議でいろんな議論をさせていただいた条件は、ほとんどが基本的な診療体制の条件について議論させていただいて約束させていただいたと、こんなふうに思っているわけであります。その約束が2次のヒアリングの結果も見させていただいても満たしていない、こんなふうに思うわけであります。

例えば、2次審査のところではこのようにおっしゃってみえます。診療可能な診療科から順次再開していくと。ただし、全国的に医師不足が深刻な小児科、産科については再開に時間を要すると考える。あるいは、その両科における複数医師の体制については、さらに時間を要するというふうにおっしゃってみえます。

26年の診療体制、医師の配置計画を具体的に示されておりますけれども、先ほど病院事業庁長が28名体制ということでお答えをいただいております。ただし、現在22名体制で診療が行われているわけですから、わずか内科医が3名プラス、臨床研修医3名プラスなんですよ。26年ですよ、これは。診療が始まる24年4月の体制は現状維持のままでいくということじゃありませんか。

私どもが2月会議で議論した条件は、指定管理が始まった段階から具体的に小児科は実現すること、産科も実現する、救急医療も実現することというふうにしたはずであります。その他の項目が加わって、県の条件が満たされない場合は3年以内を実現することという条件が付されましたけれども、このことは私が2月会議で質問したときに、それぞれ事業者によっては診療体制が違うから、そういった条件をつけさせていただいたというふうに浜中理事はお答えになりました。

すなわち、すべての基本的な条件について、3年以内を実現したらいいと約束したわけではありません。部分的にはそういうこともあるかもしれませんが、そういうことだったと私は思っております。そういう意味で、

今申し上げたように条件を満たしていない、このことは明らかでありますので、私はこの議案は本来撤回されるべきではないかと、こんなふうに思うんですが、改めてお答えください。

病院事業庁長（南 清） まず、指定管理の条件に対する考え方でございますけれども、現状維持という考え方につきましては、23年度は私どもが経営をするわけですが、24年4月から指定管理者のほうへ移行すると。その移行に当たってはスムーズな移行ということで、3月31日と4月1日が基本的に大きく変わらない移行体制を目指したいということでございますので、23年度中の病院事業庁の経営の段階におきましても、ある程度医師の前倒し派遣を求めているということ、スムーズな移行を求めているというふうに思っております。

それから、産科、小児科についてでございますけれども、産科については18年度に産科医の集約を行ったときの伊勢志摩の産科医の医療環境の制約というのがございますので、そこを指定管理者も一応調べていただいて、その制約を徐々に解消しながら体制を組んでいきたいということがございます。

それから、小児科につきましても、今現在常勤医から非常勤医に転換するときに、かなり患者さんを逆紹介という形で地域の医療機関にお願いをしておりますので、その回復を図っていくという手順を踏みながら戻していきたい。

そういったことがございまして、なかなかスタートのときから全体条件を示すことはできないけれども、3年後にはその形に持っていききたいと。その3年後の姿というのは、指定管理者のほうは3年目を含めてきちっと充実をするということで3年を過ぎた、先ほども申し上げましたけれども、その翌年にはもう少し充実をするという体制で収支計画も組まれておるといふうに聴き取りをさせていただいております。

それから、救急医療体制につきましては、総合医療の複数配置による救急総合診療科を設置して、幅広い所管に対して効率的に対応できる体制を整備するという計画で、24時間365日体制につきましては平成26年度から整備をし

たいと、こんなふうに言っておりますので、県といたしましても申請者とともに今後も関係機関との調整を行って、志摩病院を含めた地域の医療体制の構築が図っていけると、このように考えているところでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 余り時間ありませんので、どこかの機会がありましたら改めて議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、スムーズに移行するために地域医療振興協会でも、でき得れば事前から医師配置について努力したいと、こんなふうにおっしゃってみえるのは私も承知をいたしておりますけれども、いずれにしても、平成26年の医師の配置計画を見させていただくと、24年4月当初から条件を満たすということにはならないわけでありませぬ。

何回か申し上げますが、この2月の会議で議論をしましたように、具体的に直ちに再開することという条件を決めたはずなんですよ。現行体制を維持するというのは、今の病院よりよくなるということでしょう。そんなことを地域住民が期待しておるわけではないんですよ。私たちも指定管理者制度そのものを否定しているわけではありません。こういった事業者では任せることができないということをおし上げているわけでありませぬので、そのことだけは申し上げて、質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

知事（野呂昭彦） そういう議論をしておる間に、志摩病院がそれこそ再起できなくなるような、そういう今大変危機的な状況だと、こう思っておりますので、そういった状況をしっかり把握しながら、ぜひ議会全体の議論をやっていただきたいと思います。お願いを申し上げます。

議長（三谷哲央） 簡潔に願います。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

43番（西塚宗郎） 知事がおっしゃったので、もう一度だけ申し上げますけれども、確かに厳しい状況はわかっております。だけど、議会で約束したわけでしょう、2月に。そのことは守っていただきたいと思います。そのことだけ申し上げ

げておきます。終わります。(拍手)

議長(三谷哲央) 20番 中嶋年規議員。

〔20番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

20番(中嶋年規) 自民みらいの志摩市選出の中嶋でございます。

私も三重県立志摩病院の指定管理者の指定について議案質疑をさせていただきたいと思います。

今の議論を聞かせていただいて、志摩に住む一人として、私どもは本当にわらをもすがる思いでございます。残念ながら県立県営の状況のまま今年も内科医が減り、外科医が減り、さらにもっと減っていくんじゃないかと。これ以上の救急体制の縮小はもう本当に堪忍してほしいという思いの中で、くどいようですが、私どもは県立県営であろうと、県立民間であろうと、必要な医療サービスを提供いただける状況をつくっていただけるのであれば、一日も早く取り組んでいただきたいという姿勢であります。

そうした中で、先ほどの質疑で私も冒頭に、病院事業庁としてそういった十分な医療提供体制をされるようになったかという審査を本当にちゃんとやっていただけたんですかということをお聞きしようと思ったんですが、先ほど御答弁をいただきましたので、それについてはお聞きしません。まだ詳細はわかりませんが、まずはこの審査をした経緯について、選定委員会では議事録という形で、非常にオープンな形で結果を出していただいております。それを受けた10月20日以降と議案聞取会のときにおっしゃっていましたが、病院事業庁としての審査のプロセスとその結果について、また、委員会等でお示しいただきたいということをお願いしたいと思います。

また、これは質問ですが、そういった病院事業庁としての審査結果を踏まえて、この申請いただいております地域医療振興協会の描いているプラン、この実現に向けて関係機関ですね。具体的に申し上げますと、志摩市、志摩市立大王病院ですね。それから、山田赤十字病院、そうしたところに対して、議案聞取会のときもお話はされていますかということをお聞きしましたら、方針の説明をしたと。指定管理者をしていくという説明はされたと聞いておる

んですが、この地域医療振興協会が描いているプランを一日でも早く実現するためには、さっき申し上げたような関係者の御協力、役割分担というものが必要だと思いますので、そうしたことも早く協議をしていただきたいと思うんですが、それについてのお考えをお伺いしたいというのが1点目でございます。

それから、2点目は知事のほうにお伺いしたいんですけども、まさにこの2月の議論で一般質問や関連質問、様々な場面で設置者として責任を持って再生を図るという御答弁をいただきました。

その中で県南部の僻地医療体制に貢献できるような、全国から注目されるような病院にぜひしていきたいとか、指定管理者制度による委託をやることによって、全くまた病院の新しい魅力を生み出していくことができるのではないかといった期待と希望に満ちあふれたお答えをいただいております、私ども志摩の人間はその言葉をもう信じるしかないということまで来ておるといってございまして。今回選定委員会の審査の報告、そして、また病院事業庁としての審査結果も踏まえて、今でもお考えに変わりはないのか、それを確認させていただきたいと思います。

3点目、志摩地域住民への説明会、これはくどく私も何度も申し上げておるんですが、本年の2月20日に実施されてからそれ以降一度も開かれておりません。志摩病院長のトークとか、それから、志摩市議会への説明というものはあるんですけども、住民への説明会ですね。これが2月20日以降行われていないという中で、今後今回議案が通った場合、基本協定を締結していくことになるわけですけども、その年度末までに志摩地域の住民に対しまして地域医療振興協会に指定管理を決定した理由とか、今後の進め方、その中には、一つ目の質問にあります関係する機関との役割分担とか、協議も含めて、その結果についても直接御説明いただく機会を持つべきだと考えるんですけども、それはしていただけるんでしょうか。その3点を答えたいと思います。

知事（野呂昭彦） 私のほうからは、2点目の質問についてお答えするのか

なと思います。

それで、実はこの病院改革の議論は、私が知事になったすぐのころからもういろいろ出ておったところであります。その当時から、例えば県議会の皆さんは、これはもう会派は関係なしに病院を民営化するとか、いろんな対応の仕方があるではないか、そんな議論もスタートとしてある中でどんどん来ました。ところが、この議論、私の2期目になってから本格的になってきたわけでありまして、それと同時に実は国内で地域医療、これはどこもかしこも大変な状況になってまいりました。

そういう中で、県立病院の改革の議論をやってきたわけでありまして、先ほど西塚議員の議論もございましたけれども、実は議論をやっておるときよりもその翌年はもっと厳しい環境になり、どんどん悪くなってきたところでありまして、これは別に県議会で議論しておったから余計悪くなったんだということとは関係ありませんけれども、しかし、実はこの選定委員会の先生の皆さんもこれだけ厳しくなって、議論を始めた平成17年から18年のときはもう比べようもない。そのときにこんな高いレベルの条件を出して、こんなのを受けるところがあるのだろうか。そういう意味では、県議会の議論の積み上げが、かなりハードルが高くなる議論になってしまったということもあったかと思えます。

しかし、その条件をあえてのんででもやると手を挙げてくださった地域医療振興協会、これは大変私はありがたいことだと思います。選定委員会の登先生、三重大学の学部長であります。登先生も大変御評価をいただいております。ただ、私がこの3月の議論のときに申し上げましたのは、そういう大変厳しいときだけれども、私はいつもピンチをチャンスにということをおっしゃると。厳しければ厳しいほど、それを乗り越えたらそれはまたチャンスに結びつく。

例えば、三重県の地域医療でいい例がありますのはもう御承知のとおり紀南病院、奥野先生が行って地域医療研修センター、これを開いてから、今、全国から研修生がここへ来たいということで来ておるわけですね。実はこの

奥野先生も自治医大の出身者、そして、今度指定管理者でお願いしたいと議案を出しましたけれども、地域医療振興協会の理事長も奥野先生と同期の自治医大の1期生であります。

そして、私はやはりこの志摩病院が地域医療振興協会としては初めての県立病院の指定管理者として手を挙げたところでありまして、もしこれが実現すれば、地域医療振興協会の初めての県立病院の指定管理者になるということなんです。私は自治医大の関係の皆さんが地域医療振興協会を中心に、そういう意味では全国の地域医療の一つのモデル病院にしたいという意気込みを持っておられるのではないかなと。その意気込みが、登先生がなかなか今度の選定のときに評価できると最後におっしゃっていただいた、そういうところに理事長の意気込みが出ておるのではないかな。そのように考えておりました、私としてはそうなっていくのではないかなという強い期待を今も持っておるところでございます。

病院事業庁長（南 清） まず、1点目の関係機関との調整ということでございますけれども、地元志摩市、それから山田赤十字病院、あるいは三重大学については、その選定委員会の結果が出た後お伺いをして状況をお伝えしたということはこの間の委員会で申し上げましたけれども、それ以後、今後どういう調整になっていくかということになりますと、まず一つは医療環境を整えていくということで、先ほど西塚議員のところでも御答弁を申し上げましたけれども、特に産科医療をどうするか、あるいは小児科医療をどうするか、それから、救急をどうするかということにつきましては、山田赤十字病院、地元の医師会、それから、救急につきましては特に市立大王病院と山田赤十字病院、市立伊勢総合病院もそうなんでしょうけれども、そういうことを含めて具体的な調整をさせていただく必要があるかなと思っております。

それから、今、提案では指定管理者のほうから土曜日診療を行いたいということがございますので、そういった具体的な課題を整理して、個別にきちっと調整をしていく必要があるかなと思いますので、そのあたりをまず事業者と調整をしながら、どういった項目についてそこらと調整をするかという

のは私どもも入って調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の住民説明会の件でございますが、この住民説明会につきましては、選定委員会のほうでも地域住民の皆さんに説明を行うということについて意見や要望をいただいておりますし、私どももそういうことは必要だというふうに思っております。しかしながら、その実施に当たりましては、指定後の協定の締結、それから、病院現場を含めた移行に係る協議や調整の中で、具体的な診療体制や医療サービス、その他病院運営に関する取り決めなど、住民の皆さんに提供できるような情報を一定程度取りまとめるということが必要だろうと思っておりますし、そういったことを踏まえまして、今後地元の市町と協議をしながら指定管理者と調整をして、適切な時期にそれを実施させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 知事がおっしゃることというのは私もすごく感じていまして、というのは2月の時点から今日の時点にわたるまでのこの9カ月の間でも、状況がどんどん坂を転がるように悪くなってきておる。それは私もいるんなコンサルタントの方とか、複数ですけれども、いろいろとお話を伺う中で、様々なシンポジウムとか、医療現場とかに行かせていただいて聞くと、本当にびっくりするぐらい地域医療の医療現場の崩壊というのが我々が感じている以上に進んでいるなど。そういう中で、なかなか高いハードルをクリアできる法人というのはないということも理解はするところです。

ただ、本当に今は期待するしかない。今、西塚議員のほうから期待という言葉の危うさという言葉も御指摘があったところではあるんですが、我々としては不安はあるものの、それを一掃していただくための努力をぜひとも引き続きお願いしたいと思っておりますし、知事は今回でもうやめられるということですが、ぜひともこの件についてはしっかりと引き継ぎをしていただいて、まさにピンチをチャンスにさせていただけるような取組をやっていただきたい。そのことを強くお願いしたいと思っております。

それと、9月27日の一般質問で申し上げましたが、地域医療振興協会が当面現状維持を図るというその当面の時期というのが、23年3月31日という時期だということも聞かせていただいた中でいきますと、県独自、病院事業庁独自の医師確保、医師確保対策チームを置いていただいておりますので、そうした取組もしっかりやっていただきたいと思います。

地域住民の説明なんですが、私は二段構えでやっていただくべきかなと思っております、まずは今回指定管理の議案が議決されたとしたら、それをもってまず地域住民に説明をする。こういう方針で指定管理者を決めました。その後、様々な今おっしゃっていただいたような医療提供サービスはどういうものやるんだという具体的な話については、これは指定管理を受けることになるだろう地域医療振興協会と一緒に病院事業庁が説明をする。その二段構えでぜひやっていただきたい。

でないと、我々は本当に不安なんです。私らがどれだけ言っても、やっぱり私の言葉では言葉足らず。県が、県の病院事業庁が指定管理をするのであれば、責任を持ってその言葉で住民の皆さんに説明をお願いしたい。そのことを強く申し上げて、私からの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 49番 萩原量吉議員。

[49番 萩原量吉議員登壇・拍手]

49番(萩原量吉) 発言が重なって恐縮ですが、議案68号訴えの提起(和解を含む。)についての議案の質疑を行いたいと思います。

これは本当に長くかかった問題ですけれども、やがて7年にもなろうとする。2004年、平成16年2月17日、私の住む四日市市の私のところの近くでもありますけれども、尾平のジャスコ店での全く泥棒でもない、犯罪を犯したわけでもない人が泥棒と叫ばれて買い物客に取り押さえられて、しかも警察官に引き渡されたんだけど、取り押さえられた中で翌日といいますが、その深夜に亡くなるという、こんな悲しい事件であります。

これは訴えが提起されるまでに3年かかったわけでありまして、随分亡く

なられた方の奥さんも悩まれたところではないかなというふうに推測するところでありましてけれども、とにかく私たちは正直言ってわからないわけです。新聞報道等でしかわからんというので、資料を下さいと言ったら、判決文はくれましたけれども、判決文の中には全く名前も何もわからないこんな黒塗りで、(現物を示す)こういうふうに名前を消されているわけですね。だれのことやら、何のことやらさっぱりわからない。推測できる部分もありますが、これだけでは本当に私たちに理解せいと言ってもなかなか理解ができないと思うんです。

確かに、警察官は一生懸命やったんでしょうけれども、午後1時10分ごろに泥棒と叫ばれて、しかもその叫んだ女性は全くいまだにわからんわけでしょう。それで、警官は立ち去ることを目撃しておったはずですけども、これも事情聴取もしなかったということのようですし、ビデオを見ても窃盗の事実などというのは全く窃盗の嫌疑をかけられるような行為はなかったということがその後明らかになっている。

1時15分に取り押さえた買い物客らが、とにかく3名の男性が取り押さえて、床にうつ伏せにさせながら、首を足で押さえたというようなそんな表現もありましたけれども、小柄な68歳の老人です。警察官がやってきた。この人は警察を呼べと言った。警察官が来たら助かると思っておったんですね、自分は、嫌疑が晴れると思った。そうしたら、何と警察官は後ろ手に手錠をかけて、そして、その老人の上に馬乗りになったんですね。小柄な体重の人に181センチ、体重98キロの青年警官が馬乗りになって、20分間にわたって押さえておったわけですね。

この制圧行為が大問題だと私は思いますし、普通泥棒と言われた場合に、その人を警察が検挙したらどこかへ連れていく。あるいは、そのところの取り調べをできるところがないかということでもって、一たん連れていくというのが私は普通だというふうに思うんです。ところが、みんなの衆目の前で手錠をかけて馬乗りになって20分間押さえたんですね。それで、1時35分に応援の警官が来た。それで初めて上体を起こしたらもう嘔吐していて、そ

の人が。そして、救急車を呼んだ。救急隊が1時43分に来た。それで、その段階ではもう無反応な状態、血圧測定は不能、呼吸、脈拍ともなくて心肺停止だったと。そして、四日市の市立病院でその夜の深夜、日は翌日になっていますが、翌18日の午前1時52分に死亡が確認されたと。

こういう事件が起こって、まずちょっと確認しておきたいのは、3年の間県警はこの御遺族に対してどんな接触をしたんだろうか。一般的にだったら、間違いでしたと。だって、誤認逮捕なんだもんね、明らかに。事実もうこの人に嫌疑は全くかかっていない。だけれども、結果としてはまずかったなということで謝っているのだろうか。どんな接触をしたんだろうかということをお私に一言聞いておきたい。

しかも、今回の判決でとにかく誤認逮捕ということは明らかであって、死因との関係では有罪というふうな形では明確にはならなかったけれども、警察官の制圧行為そのものは違法であると判断されたわけですが、それに対して県警幹部が、私は新聞報道しかわかりませんが、だれかわかりませんが、逮捕現場では押さえるかやられるかだというふうに言って、判決の結果で萎縮することはないと言い放っているわけですね。

ですから、これは本当に裁判まで起こすというふうになってきた経緯から考えても、せめて死因との因果関係は今すぐ裁判で争われていくことですから、これを認めるということは別にして、警官の制圧行為の違法というふうには断罪されたことについて、これも全く認められないのか。あえてこれを提訴するというか、いわゆる控訴すると。こういうことになるのかどうか。このことをまず一つ聞いておきたいと思うんです。

警察本部長（河合 潔） まず、この事案が大変不幸な事案であるということは、議員、またここにおられる各位とも、私も警察本部も十分認識をしておるところでございます。その意味で、お亡くなりになった男性の方には心から御冥福をお祈りいたします。

また、国民の身体・生命・財産の保護と公共の安全と秩序の維持というのを警察の責務といたしておるわけでございますけれども、その責務の遂行の

過程において、あるいはそれにかかわって、人の命が失われたということはまことに痛ましいことであります。繰り返しになりますが、本件事案が非常に不幸な事件だということは十分承知をさせていただきます。

御家族、御遺族との関係でございますけれども、適宜事案説明、あるいは捜査経過というのは御説明を申し上げているところでございます。いまだ事案の真相が明らかになっていないというものでございますけれども、事案の真相が明らかになった後に、今後どのようにしていくべきなのかということにつきましては判断したいと考えております。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 大変長い経過のある事件でありますし、私らはこの裁判の中身の真相がどうかこうだという、こういう中身に深く入ることはできません。事実もよくわからないから。だけど、大変不幸な事件だったとおっしゃったけれども、じゃ、だれにとって何が不幸だったのかということがよくわからないですね。

相手の方がたまたまそこにいたので、不幸だったんだというようなことで済まされない話だと思いますし、警察官自身も3カ月警察学校で訓練を受けられた後、四日市南署に來られて1カ月後で、地域の警察であったということもあるので、犯人逮捕の現場に一度もいたことがないという経験が浅い方だったということもありますし、その人に罪をどうこうということについては、それは警察内部としては何とか守りたいというのがあるのかわからんけど、しかし、これはいつまでも長く争うようなことであるのかどうかという点は、私はぜひ考えてほしいなというふうに思うわけであります。

これは警察の信頼にかかわる問題ではないかなと私はそう思うんです、警察全体に対する。多くの皆さんが、私の近所でもあるから、その事件についてはいろんな話を随分されます。新聞も大きく報道されていますからね。やっぱりここは本当に裁判に至るまでにもうちょっと何とかできたのではないかな、残念やなというそんな思いが率直にしています。

先日の伊勢新聞の大観小観も書いているではありませんか。長い文章は引用しませんけれども、「窃盗犯が特定できず、泥棒と叫んだ女性は行方不明だ」と。「誤認逮捕に間違いのない男性を死亡させてしまった。状況の過酷さはわかるにしても、市民を守るのが第一の犯罪捜査のプロが何たることだ」という思いは尽きない。間違いが許されない組織を守ろうとする余り、もっと大きい間違いに鈍感な気がする」という、この指摘は随分説得力がある指摘だと思います。

公安委員長にちょっと一つ聞きたいと思うんですが、公安委員会というのは本当にそれこそ警察から独立をして、警察を管理し指導するというか、それこそ市民のそういう立場を十分わかってもらう立場から判断せんならんのだと思うんですが、警察本部のいろんな状況を聞くだけで追認するというようなことになっていなかったんでしょうねという、もちろん委員長はその当時はおられないと思うんだけど、そのあたりについてはどんな議論がされたんでしょうかというのもごく簡単に一言聞いておきたいと思うんですが、いかがですか。

公安委員会委員長(谷川憲三) 公安委員会を代表してお答え申し上げます。

まず、私からも本件について、お亡くなりになりました男性の方に心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

先生も今おっしゃったように、既に御承知のとおりでございますけれども、公安委員会は警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的に設置されたものでありまして、公安委員会の管理というものは常に県民目線に立って、警察業務が県民感覚から逸脱していないか、警察独自の考え方によってひとりよがりな警察行政が運営されていないか、これをチェックする。問題となるような警察行政とならないように厳しく管理するというふうに承知しております。

本件に関しては、警察官の制圧後に男性が死亡した事案、その概要は発生した当時警察から報告を受けておりますし、遺族の方から県を相手に訴訟が提起されたと。判決が今月の18日に下されたということについても節目で報

告を受けているところであります。

今回の判決以後においては、11月19日に開催しました公安委員会の席上で警察から詳しい説明を求めた上で、公安委員会としても事案概要を含め、判決内容に関する議論を重ねてまいりました。控訴方針につきましては、警察から判決内容を検討した結果、警察官の制圧行為の一部に違法性があるという裁判所の判断を受け入れることができないので、控訴して上級審の審判を仰ぎたいと、こういう報告を受けまして、公安委員会として検討いたしましたところ、現場警察官の制圧行為については正当な職務行為であり、違法ではないと判断し、了承をいたしましたものであります。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 公安委員会の委員長の話も残念だと思います。裁判の身に深くかかわって私たちがどうこうということは言えないけれども、やはりこれは本当に常識的に考えてといたしますか、客観的な事実を見たらここまでやるのかというのが、多くの皆さんの当たり前の感覚じゃないかと思うんです。これをまた控訴だ、控訴だというような形でいくと最高裁まで行かんならん。

かつて私はこの議会で古くかかわらせてもらっていますが、大杉谷つり橋の事故、つり橋のところから転落をした大阪の女性ですね。訴えを起こしたのが1979年、判決が9年余りかかっていますよね、最高裁まで。それから、もう一つは県立塩浜病院の医療過誤のミス、これもこの医師のミスで膀胱に傷ついたということで、これまた最高裁まで行ったと。事件が起こってから判決が出るまで16年ですよ。だから、こんなにまた長い年月を使って、しかも原告の方はもう高齢の方だということもありますし、本当に浮かばれないというようなことになっていったのでは、本当に警察自らが傷がついてしまうんじゃないかなという思いがいたします。

県民から信頼されるという警察の行政のためにも、公安委員会を含めて私は謙虚にこういう客観的な事実を踏まえて、警察は間違いを犯さないという

ことが前面に出るのではなくて、客観的に見てもらう必要があるというふう  
に思いまして、私はこのような和解を含む提訴の控訴方針には断じて賛成は  
できないということを表明して、終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

9番（中川康洋） 私も議案第68号訴えの提起についての議案質疑ではありますが、先ほどの萩原議員とは少しスタンスが違うということは最初に申し上げた上でこの議案の質疑に入りたいと思いますし、議案質疑はあくまでも賛否に対して表明するところではありませんので、あくまでも不明なところを確認させていただきたいというふうに思います。

この議案は先日11月18日に津地裁において出された判決に対して県が控訴する旨の訴えの提起を行う議案であります。今回の議案はあくまでその手続についての議案でありますので、この判決が控訴すべき内容なのかどうかについての内容の議論は避けたいというふうに思います。

また、控訴する権利、これは法律上訴えた側、また訴えられた側双方に認められた権利でありますので、その権利の行使及びその権利の有無についても私はここで議論するつもりはありません。

ちなみに今回の判決に対しては、原告側も控訴するとの意向があるようです。しかし、今回の事案は、因果関係はどうであれ、その逮捕によって何の罪もない男性の命が失われた。何の罪もないであろうというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、私はここは何の罪もない男性の命が失われたというふうに表現させていただきますけれども、この事実は大変重いものであり、今回の事案はある意味市民に大きな不安を抱かせたと思います。

警察は本来県民の安全・安心、そして、県民の安寧な生活を守る責任があります。ゆえに私はこのような悲劇は二度と繰り返してはいけないと思いますし、そのための不断の努力を怠らないことが、今後の裁判での争点とは別に、ある意味において今回お亡くなりになられた方への報いになるのではな

いかと思います。

そこで、警察本部長にお伺いいたしますが、警察本部としては今回の事案を機にどのような再発防止に向けた取組、いわゆる再発防止策をなされたのか。また、なされようとしているのかを伺います。この議案を議決するに当たり、その再発防止、この辺のところを確認させていただいた上で審議に臨みたいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

警察本部長（河合 潔） まず、議員がおっしゃるとおり、この悲劇は繰り返してはならないものであるということは間違いがない。これこそ誤りのない事実でありますし、そのように認識をしております。

本件事案でお亡くなりになりました男性の方には、これも繰り返しになりますけれども、心から御冥福をお祈りいたします。また、この事案につきましては、現場における警察官の対応そのものにつきましては適正なものであったと判断しておりますけれども、このような不幸な結果になったこと事態は非常に残念なことでございます。

おっしゃるとおり、悲劇を繰り返さないためにどうするのかということでございます。これは、従来警察官そのものは警察学校や警察署、あるいは警察本部のその現場、職場において法律や実務の教養を実施しておりますが、これはあくまでも想定的事案という形になるわけでございます。現在やっておりますのは、これらを実践的にどう考えるのかと。一体犯人がかかってきたとき、あるいは被害者が拡大しないとき、一体どのようにすればいいのかということをまさに実践的に考える、実践的に対応するということを訓練として今行っております。それを我々としては現場警察官の職務執行能力の向上を図るため、各種事件・事故の想定、現場における擬律判断や逮捕制圧等をいわゆるロールプレイング方式という形で行っております。

今回の問題は、地域警察官が実際に犯罪があるんだということで駆けつけたところで起こった問題でございます。そういう意味でこういったロールプレイング方式による訓練を繰り返し行うほかに、実は地域警察官については

必ずしも十分訓練がされていない場合もある。あるいは警察学校で訓練をしてから期間が離れているということもあります。そこで、各警察署の交番、駐在所に実際に警察本部のほうから赴いて巡回指導をし、訓練をすると。場合によってはもう一回警察本部なり、警察署に赴いてもらって訓練をし直すということをしておるところでございます。

今後こういった訓練につきましては、さらに充実させるということは当然のことでございますけれども、その上で現場警察官のより適正な職務執行に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9 番（中川康洋） ありがとうございます。

結果的に起きてしまった悲劇、これはやはり事実として受けとめるしかないと思うんですが、繰り返してはいけないというふうに思います。そういった意味においては、この事案を機にそれをどう生かしていくのか。さらには、教訓としていくかということが大事であって、いわゆる将来に向かって考えた場合、この事案が本県においてあったがゆえに、そういったことを教訓としながら、本来的に、今でもそうなんですけれども、県民の生活を守る警察としてより職務を遂行することができた。その一つの教訓として、この事案があったという振り返りをしていくことが大事だと思います。

今後の裁判の争点、これはやはり裁判にゆだねられるところでありますので、そこに対して私はどうのこうの言うつもりはないですけれども、これをどうきっかけにしていくかということ、そこのところが大事であるのかなど。そこを確認させていただいた上で、これから詳細審議は委員会にゆだねられるわけですが、私も議員の一人としてこの審議に臨みたいというふうに思ったので、この質問をさせていただきました。詳細審議は委員会にゆだねながら、以上で、時間は大分余っておりますけれども、議案質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で、議案第15号から議案第68号までに關する質疑を

終了いたします。

### 議 案 付 託

議長（三谷哲央） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号から議案第68号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

#### 政策総務常任委員会

議案番号	件 名
30	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案
32	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

#### 防災農水商工常任委員会

議案番号	件 名
31	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案
65	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件名
39	大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
49	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）建築工事）
50	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）電気設備工事）
51	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）空調設備工事）
52	工事請負契約について（三重県総合文化センター立体駐車場建築工事）
58	財産の取得について
62	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
63	三重県民の森の指定管理者の指定について
64	三重県上野森林公園の指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
38	認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案
59	三重県母子福祉センターの指定管理者の指定について
60	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
61	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
66	三重県立志摩病院の指定管理者の指定について

県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
53	工事請負契約について（一般国道311号遊木バイパス道路改良（遊木トンネル（仮称））工事）
54	工事請負契約の変更について（一般地方道蓮峡線（1号橋梁上部工）地方道路交付金工事）
55	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター系3・4池水処理施設（土木）建設工事）
56	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第8工区）管渠工事）
57	工事協定締結の変更について（主要地方道伊勢松阪線道路改築事業に伴う近鉄山田線小俣・宮町間軌道下函橋新設工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
43	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
68	訴えの提起（和解を含む。）について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
15	平成22年度三重県一般会計補正予算（第8号）
16	平成22年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号）
17	平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
18	平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

19	平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第1号)
20	平成22年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
21	平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
22	平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
23	平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
24	平成22年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
25	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
26	平成22年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)
27	平成22年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
28	平成22年度三重県電気事業会計補正予算(第1号)
29	平成22年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)
33	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
34	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
35	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
36	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
37	三重県グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
41	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

4 2	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例案
4 5	当せん金付証票の発売について
4 6	林道関係建設事業に対する市町の負担の変更について
4 7	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担の変更について
4 8	土木関係建設事業に対する市町の負担の変更について
6 7	平成 2 2 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）

### 先 議 議 案 の 審 査 期 限

議長（三谷哲央） この際お諮りいたします。議案第33号から議案第35号まで、議案第41号、議案第42号、議案第49号から議案第53号まで、議案第67号及び議案第68号は先議いたしたいので、会議規則第36条第 1 項の規定により 3 時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 会 議 時 間 の 延 長

議長（三谷哲央） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後 9 時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後 9 時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

議長（三谷哲央） 常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時20分休憩

---

開 議

議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 9	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）建築工事）
5 0	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）電気設備工事）
5 1	工事請負契約について（新三重県立博物館（仮称）空調設備工事）
5 2	工事請負契約について（三重県総合文化センター立体駐車場建築工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年11月30日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

生活文化環境森林常任委員長 前野 和美

---

県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
53	工事請負契約について(一般国道311号遊木バイパス道路改良(遊木トンネル(仮称))工事)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年11月30日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 服部 富男

---

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
68	訴えの提起(和解を含む。)について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年11月30日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 杉本 熊野

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 3	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
3 4	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
3 5	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
4 1	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
4 2	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
6 7	平成22年度三重県一般会計補正予算(第9号)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年11月30日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

### 委 員 長 報 告

議長(三谷哲央) 日程第3、議案第33号から議案第35号まで、議案第41号、議案第42号、議案第49号から議案第53号まで、議案第67号及び議案第68号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。前野和美生活文化環境森林常任委員長。

〔前野和美生活文化環境森林常任委員長登壇〕

生活文化環境森林常任委員長(前野和美) 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第49号工事請負

契約について（新三重県立博物館（仮称）建築工事）ほか3件につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 服部富男県土整備企業常任委員長。

〔服部富男県土整備企業常任委員長登壇〕

県土整備企業常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第53号工事請負契約について（一般国道311号遊木バイパス道路改良遊木トンネル（仮称）工事）につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 杉本熊野教育警察常任委員長。

〔杉本熊野教育警察常任委員長登壇〕

教育警察常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第68号訴えの提起（和解を含む。）については、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第33号知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案外5件につきましては、本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、

議案第33号及び議案第67号の2件につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第34号、議案第35号、議案第41号及び議案第42号の4件につきましては賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番（真弓俊郎） 日本共産党の真弓俊郎でございます。

今回先議として上げられている議案第33号から議案第68号までの中で、日本共産党は議案第34号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、同じく第35号現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、そして、議案第41号公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第42号県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、そして、最後に出てきています議案第68号訴えの提起（和解を含む。）については反対である意思を表明して討論に参加をさせていただきます。

今回の人事院勧告は月例給、期末勤勉手当0.2カ月減とともに引き下げを求め、平均年間給与で9.4万円の引き下げとなっています。特に今回は55歳を超える職員の給与の引き下げを重点的に求めています。私ども日本共産党は昨年の引き下げに続き、平均9万4000円もの年収減を押しつけるものであり、地方公務員をはじめ約580万人もの労働者に影響を及ぼすとして、特に55歳以上の職員の給与引き下げは許せない、このように考えています。

三重県での影響額、一般関係では28億6309万5000円、ただしこのうち一般職が28億6200万円余という形で、ほとんどが一般の職員を占めています。ま

た、特別会計は974万5000円、企業会計は1億3150万2000円、3会計を合わせたのが30億余になります。この影響額、このお金が職員のほうにおいてこない、あるいは学校の先生方のほうにおいてこない。経済的にも大きな損失になります。

先ほどの反対討論で、昨日の白川総裁に対する話もさせていただきましたが、中部の経済界の中から白川総裁に対して、エコカー補助金終了の反動で経済が冷え込み出す。また、エコポイントの終了で落ち込む消費ということを指摘されています。今、庶民の懐が非常に寂しくなり、消費が減っていく。暮れになって消費が本来は大きく引き上がって国民経済を伸ばさなあかんときに消費が落ち込んでしまう。それに三重県では公務員をはじめとして30億円も貧乏になってしまう。このようなことは許すべきではないと考えています。ぜひとも三重県の経済を支えるためにも、このような公務員バッシングに基づいたやり方は避けるべきだと考えています。

そして、議案第68号訴えの提起、先ほども教育警察常任委員会でも様々な問題にされていましたが、大もとはこの県警の硬直した姿勢が問題をややこしくしているのではないかと考えています。事案が明らかになっていないからと言って謝罪もできない。あるいは、容疑者扱いを外せない。このような中で告訴に至って、さらに上告審に向かおうとしています。

亡くなられた方に冷たいのではないか。判決理由を読んでみましても、そして、議案聴取会での質問でも、捕まえた警察官に対して犯罪形成にはならない行き過ぎた拘束だったという、それで、因果関係も明らかにはなっていませんが、亡くなられたことは事実ではないでしょうか。この亡くなられたことと事故、事件との因果関係の証明を遺族に求めるのは酷ではないかと考えています。

死亡要因、それはいざ知らず、残された家族に対する慰謝として和解に応じるべきだと考えています。平成21年に裁判所のほうから和解勧告が今回の判決と同じような理由で出されている。なぜここで和解に応じなかったのか。和解をしようとする努力をもっとすべきだったのではないか、このように考

え、今回の提起に対しては反対をせざるを得ないと考えています。

以上が私どもの考える反対の理由です。皆さんの御賛同を得ることをお願いいたしまして、討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

議長(三谷哲央) これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第33号、議案第49号から議案第53号まで及び議案第67号の7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第67号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により議案第67号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(三谷哲央) 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

次に、議案第34号、議案第35号、議案第41号、議案第42号及び議案第68号の5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の

報告どおり可決されました。

### 議 提 議 案 審 議

議長（三谷哲央） 日程第4、議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議提議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

### 意 見 書 案 審 議

議長（三谷哲央） 日程第5、意見書案第11号真の地域主権の確立を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略することに決定いたしました。

## 討

## 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番（萩原量吉） 時間の押している中で御協力をいただき、感謝をいたします。

提案をされました意見書でありますけれども、残念なことに趣旨説明もないということは、これは議会として本当にいかなものかと私は率直に思います。これは真の地域主権の確立を求める意見書と言っていますけれども、皆さん御存じでしょうか。地域主権という名前は法案から消えたんです。もう前提がなくなっているんですよ。

これはインターネット上でちょっと見たんですが、2010年11月27日の7時14分に私は朝日新聞のネット上で見ました。地域主権は法案名から削除へ、民主が自民に配慮としています。もともと地域主権という名前自体がはっきりせんと自民党は言っていましたよね。確かに私たちも主権というんだったら国民に主権は存するというにありますが、地方分権という表現を使うべきじゃないかということで、これは法案成立を優先させたい民主党が譲ったそうであります。新たな法案名は地域の自主性及び自立性を高める改革推進法案というようなことありますから、その前提が崩れたということは本当におかしな話だと。

地域主権に何で共産党が反対するのやおっしゃいますけれども、その理由を簡潔に述べたいと思います。私たちはもともと長年自民党政治が新自由主義のもとで構造改革、あるいは三位一体改革、さらには市町村合併の半強制的な推進などを行ってきて、地方分権改革と実は言いながら、実際地方自治を破壊してきたのではないかと私を私は強く主張したいんです。

民主党政権にあって地域主権改革、これは改革の1丁目1番地だというようなことを言っていましたよね。名前は変わったけれども、その本質はやは

り財界の要求にこたえて、自民公明政権の地方分権改革を継承して進めるものであり、自治体の機能と役割を弱め、地方自治を破壊するものと言わざるを得ないと私たちは指摘をしたい。

三つぐらい問題点を指摘します。

一つは、憲法と地方自治法を踏みにじって、国の社会保障などへの最低保障責任をやめさせる。そして、住民の福祉の基幹としての自治体の機能と役割をさらに弱めるものになるのではないかということです。

具体的には、義務づけ、枠づけの見直しで、国民の生活を守るために定められた最低の基準、あるいはまたナショナルミニマムと言われているもの、これらを緩和する、撤廃する。このことが強行されて、全体として地方の福祉、暮らしの水準が低下をさせられてしまいます。現に保育士の配置基準なんかの引き下げが自由化になってきているということですね。もう既に前段としては各市町に対して補助金などについても、それこそ一般財源化される。何に使ってもいいよという形で、これは地域に格差ができてしまう。そういう問題点があると思います。

2点目、道州制を視野に自治体のさらなる広域化と移出、あるいはまた海外移転に血道を上げる大企業、多国籍企業が一層活動しやすいような条件をつくって、自治体を破壊する道を進むということになるということです。

具体的には、例えば国からの補助金や負担金などの一括交付金化、これを民主党は地方への補助金が全部ひもつき補助金と、こういうふうに言っちゃうんですね。もちろん中には補助金で問題点もありますけれども、しかし、補助金の圧倒的部分は法律で国に負担が義務づけられた福祉や教育の関係予算なんです。ですから、これを削られたら本当に地方は干上がってしまいます。この結果は国の財政保障を後退させる。福祉や教育の最低水準を確保することも困難となって、地域格差を大きく広げるという結果になるのではないのでしょうか。

三つ目、憲法と地方自治に基づく二代表制を事実上否定して、地方議会を形骸化する。地方自治の破壊・縮小に導くということです。例えば、地方

議員の定数が現在は地方自治法で決められていますが、この法定の上限を取っ払うということです。これは今まで以上に定数削減に拍車をかける。

今でさえ地域の議員、すべて議員が善だとは言いません。最近では議員であることが無駄遣いだみたいな言い方でやられるし、あの河村市長みたいな存在がありますからね。だから、私は議員の価値をもっと高めるべきだと思うんです。その意味から考えても、議員定数の削減だとか、あるいはこういう法定定数の上限を取っ払って、とにかく少なければ少ないほどいいんだというようなこういう議論にくみしません。

また、行政機関の共同設置などというのも大変危険です。河村市長のようなああいう存在が出てくると、これまたますます一緒に共同設置しながらというようなことでもって議員がそれぞれ自治体の中に組み込まれていく。そういう意味でも大変だと私は指摘をしておきたいと思います。

最後に、私は、これもネット上で見たんですが、自民党の二之湯智さんという京都府の参議院議員の代表質問を読みました。なかなか立派な質問をしてみえろとは思いますが。一括交付金化の問題についても、私が今主張したような懸念を持って質問をされておりますし、詳しくは内容を紹介しませんが、義務づけ、枠づけの見直しについても極めて問題だということなども指摘をしてみえろ。自民党は今、民主党内閣という点では、国会では私たちは同じ野党で共闘する部分も大いにあるわけでありましてけれども、地域主権という名前にごまかされたり、あるいは地方分権という名前だけですべてそれが善だということにならない。本当の意味での地方の自治を本気で守るといふそのことが今ほど求められるときはないんだということを私は強く主張して、本意見書案には反対である。そのことを表明して討論を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。(拍手)

議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

意見書案第11号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

議長（三谷哲央） お諮りいたします。明12月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明12月1日は休会とすることに決定いたしました。

12月2日は、引き続き、定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後7時3分散会